

会議名 第4次総合計画「基本計画」審査特別委員会

日時 平成27年12月10日(木) 午前10時～午後3時32分
平成27年12月11日(金) 午前10時～午後2時50分

場所 第2・3委員会室

出席議員(15名)

委員長	相原俊一	副委員長	黒川 武	委員	櫻井伸賢
委員	大野慎治	委員	鈴木麻住	委員	塚本秋雄
委員	鬼頭博和	委員	須藤智子	委員	梅村 均
委員	梶谷規子	委員	木村冬樹	委員	堀 巖
委員	宮川 隆	委員	関戸郁文	委員	伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員(66名)

総務部長 奥村邦夫、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山 稔、
建設部長 西垣正則、消防長 今枝幹夫、教育こども未来部長 山田日出雄
秘書企画課長 長谷川 忍、同主幹 佐野 剛、同主査 加藤 淳、同主査
小出健二、協働推進課長 小松 浩、同主幹 竹井鉄次、同主査 宇佐見信
二、行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、同主査 酒井 寿、危機管理
課長 隅田昌輝、同主幹 秋田伸裕、同主査 早川高志、市民窓口課長 近
藤玲子、同主幹 兼松英知、同主査 佐野亜矢、環境保全課長 西井上 剛、
同主幹兼清掃事務所長 佐野 隆、同主査 浅野弘靖、税務課長 岡本康弘、
同主査 小野 誠、福祉課長 丹羽 至、同主査 大島富美、同主査 小崎
尚美、同主任 今枝正継、長寿介護課長 山北由美子、同主査 須田かおる、
同主査 浅田正弘、健康課長 原 咲子、同主幹 長瀬信子、同主査 高橋
善美、商工農政課長 伊藤新治、同主査 新中須俊一、同主査 岡 茂雄、
都市整備課長 高橋 太、同主幹 西村忠寿、同主幹 岩野寛宜、同主幹 村
瀬雅省、同主査 井手上豊彦、維持管理課主査 田中伸行、同主査 竹安 誠、
上下水道課長 松永久夫、同主幹 石黒光広、同主査 小川 薫、消防本部
総務課長 伊藤真澄、同主査 伊藤孝夫、同主任 木村裕樹、消防本部消防
署長 真野淳弘、同主幹 川松元包、学校教育課長 石川文子、同主幹兼学
校給食センター長 神山秀行、同主査 今枝かづき、生涯学習課長 片岡和
浩、同主幹 中野高歳、同主幹兼図書館長 寺岡秀樹、同主査 木村伸佳、
子育て支援課長 富 邦也、同指導保育士 八木純子、同主査 佐藤さとみ、
同児童館長 柴垣裕子

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 田島勝己、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案第 88 号	第 4 次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しについて	全員賛成 可決
----------	----------------------------	------------

第4次総合計画「基本計画」審査特別委員会（平成27年12月10日）

◎委員長（相原俊一君） おはようございます。

非常に違和感を持って委員長席をごらんになっているかとは思いますが。ふだんは隅っこにおりますけれども、ひとつ今般の第4次岩倉市総合計画の中間見直し審議、御協力のほどよろしく願いいたします。

では、ただいまから第4次総合計画「基本計画」審査特別委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し入れがありましたので、許可いたします。よろしく申し上げます。

◎総務部長（奥村邦夫君） おはようございます。

今特別委員会には、第4次総合計画「基本計画」の見直しに関する議案について当局のほうから提案をさせていただいております。今特別委員会におきまして、慎重なる審議をいただきまして御議決いただきますようによろしくお願いをいたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎委員長（相原俊一君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

まずもって委員各位は、質疑区分表はお手元にございますね。職員の方はお持ちじゃないですね、質疑区分。当局のほうから配っていただけますか。

（資料配付）

◎委員長（相原俊一君） それでは審査に入ります。

議案第89号「第4次総合計画「基本計画」の見直しについて」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。省略でよろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） では質疑に入りますが、基本計画総論をまず一括でやらせていただきます。

第3章、まちづくり戦略についてを議題といたします。

質疑ございますか。

◎委員（堀 巖君） まちづくり戦略2の子育て世代の移住・定住のところで、本会議の中でもありましたが、中心市街地の再生の部分がカットされているということなんですけれども、確認の意味で、今後の中心市街地の再生について、どのような方向転換をされた上でのカットかをお尋ねいたします。

す。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 本会議の中でも答弁させていただいたとおり、中心市街地の再生についてをやめるという方針を打ち出したわけでは決してございません。そこは御説明したとおりかと思えます。

ただ今回の見直しに当たりましては、まずまちづくり戦略については、昨年度11月から2月ごろまで委員さんをお願いして検討を重ねてまいりました。それをもって4年間の見直しの評価をしたところでございます。まちづくり戦略2について、子育て世代の移住・定住というところなんですけれども、戦略3のほうには、ラーバンエリアのよさを生かすというところでも中心市街地については記述がしてございます。今回、子育て世代の移住・定住を促すという観点をより研究した場合に、ここの中心市街地の再生で展開のイメージというところにはしていたんですけど、今回、施策の展開イメージから施策の展開というところに記述を改めましたので、そのすみ分けということもありまして、子育てのほうの戦略からは取り外したというところでございます。3の戦略とのすみ分けということでございますので、お願いいたします。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

引き続き、丸ぼちの2つ目のところの民間の分譲・賃貸マンションについての記述についても若干変わっているというふうに思います。このことについては、やはり今後はそういったところには余り立ち入らないという姿勢でカットされたということなんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） こちらにつきましても、ちょっと議論があったんですけど、民間のところまで行政が立ち入るとするのは少し書き過ぎなのかなというところの議論がございました。そういったところで、今回の展開というところでは具体的なイメージではなくて、具体的な施策というところではカットすべきということで削除したものでございます。

◎委員（堀 巖君） 次に、この子育て世代の移住・定住のところというのは、片岡市政の本当に子育て世代を呼び込むという重要なところだと思います。それから、まち・ひと・しごとの戦略、人口ビジョン、そことの大きなところで、もう少し5年たったところでプラスで書き込んでもよかったと個人的には思うんですけども、そこら辺の議論はなかったんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほども申しましたまちづくり戦略の検討委員会の中では、新たな施策ですとか、新たな事業のアイデアもたくさん出たところではありますけれども、ただ実現性というところで今後5年間を見込む戦略でありますので、可能性のあるものについて記述をしたというこ

と。まず戦略のところですので、各論のところでは実現していったもの、それから改めたものの記述のし直し、見直しは十分しているものだと思います。

◎委員（木村冬樹君） 同じく子育て世代の移住・定住を促すというところのまちづくり戦略2のところでお聞かせいただきたいと思いますが、施策の展開の3つ目のところの岩倉団地に関する記述のことです。

岩倉団地の住民でもありますので、ちょっと認識を問いたいなというふうに思うんですが、この記述については全く異論を唱えるものではないというふうに考えております。関係機関・団体と連携して検討ということで、そういうことを進めていただきたいなというふうに思っているわけですが、岩倉団地の現状といたしまして、2年前に安倍内閣による閣議決定が行われました。政府が公団住宅のあり方について閣議決定をするという異例の中身だったというふうに思っています。家賃のあり方だとか、家賃の値上げルールを変えていくだとか、あるいは団地の統廃合を進めるというようなことですね。その後の法律も、括弧つきですけど改正をされてきているというところでもあります。それに伴って、都市再生機構も政府の閣議決定に合わせた動きを示しているというふうに思います。

そういった中で、岩倉団地の再生や活力の向上ということで、それを阻むような政府やURの動きがあるというふうに思っているんですけど、この辺についてどのように捉えているのか、認識を一致したいというふうに思いますので、少し政府の動きやURの動きをどのように見ているのかという点でお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 政府の、それから国土交通省の動きは正確には把握してございません。ただ岩倉市としても、岩倉団地につきましても大変重要な課題だと、大切なことだというふうに認識しております。URとも昨年度、包括協定を結んでおりますので、今、当時と比べると、やはり住まう世帯ですとか、年齢構成もかなり異なってきております。少子・高齢化に対応する住宅、それから地域連携が高まるような方策についてはURと、それから地元と協力しながら進めていくものだというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

今、長谷川課長の答弁にもありましたように、少子・高齢化が進んでいること、それから外国籍の世帯がふえてはいませんが、一定数いるということ、こういったことで地元では非常に苦労しながら住民自治の活動をやっているというふうに思っていますし、そういった中で政府の動き、URの動きがあるということで、悩みを共感して共通認識を持ちながら、そしてまた福祉拠点づくりというのを今URは進めているものですから、そういう点で当

初計画されたものは白紙に戻されたわけですが、今後もそういうことでの動きがあるというふうに思います。今年度、来年度にかけて、URに中部支社というところがあるんですけど、そこで3つの団地が上げられる一つが岩倉団地で、要するに福祉拠点をつくっていくというようなことが言われているということで、まだ動きがいろいろあるのではないかなあというふうに思っています。そういった中で、本当に団地住民のためになるような福祉拠点であればいいんですが、そうでないようなことも考えられますので、ぜひ一緒に悩みを共通認識として持ちながら対応していただきたいということを要望しておきます。

もう1点、まちづくり戦略3のラーバンエリアのよさを生かすという点でも一つお聞かせいただきたいと思います。

細かい揚げ足取りのようなことを言うとはよくないのかもしれませんが、これも施策の展開の3つ目のところに、生物多様性の観点から農地の保全、そして以前では田園空間と調和した住宅整備促進などというふうになっていたわけですが、その「田園空間と調和した住宅整備促進」という言葉が削除されているということで、この辺は先ほどの堀委員の質疑の中のものもあるかなというふうに思いますし、そういうふうに考えるわけですが、やはり言葉が消えるというのは少し気になるところで、住宅整備促進というのは大きな今の岩倉市の課題だというふうに思っていますので、そういった点でこの削除の理由といいますか、どこかほかにきちんとそういう点でのフォローがされているということがあれば、御説明いただきたいと思います。

◎秘書企画課主査（小出健二君） 今の御質問の点でございますけれども、それも市街化区域内の住宅整備のことのようにもちょっと捉えられるんですけども、こちらの文言の趣旨というのは、調整区域の中で一定の条件を満たす面積要件ですとか、農地の絡みも含めて住宅を建てるのが可能かどうかという可能性をちょっと探っておいた時期がございまして、その方法そのものが難しいという話ではないんですけども、民間事業者のレベルでお話を聞いたところ、やはり金額的なところですか岩倉の特性なんかを考えても、なかなかこういった施策を推進するのは難しいというようなこともあったというふうに聞いておりました、そういう観点から、この戦略の中からは削らせていただいております。

ですので、市として、こういった田園空間と調和した住宅整備促進というものを否定するというような考え方ではなくて、そういった方向性がちょっと難しくなったということで削除させていただいたものでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（梅村 均君） まちづくり戦略3のところ、施策の展開の2つ目の黒ぼちで、ちょっと細かなことで恐縮ですけど、岩倉駅東地区市街地整備の促進や町なか居住の促進とあって、この町なか居住の「促進」が、以前は「推進」という表現であったんですけども、何か推進から促進へ変えられた意図というのか狙いというのか、たまたま言葉をそろえられただけなのか、ちょっとそのあたり、細かいことで済みません、お伺いたします。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、質問がありました「促進」、以前は「推進」ということで、それが「促進」になっているということで、こちらのほうは後々出てくる第4章の第3節、市街地整備のところ、こちらの施策の内容ということで、町なか居住の「推進」を「促進」という形に直させていただいております。推進と促進の違いということで、推進はみずから市のほうが積極的にやっていくということで、促進という意味合いは、要は大まかにやって、それを促していくという形なので、ある意味、市中心だという形になると思うんですけど、市民の皆様と事業者の方と合同でやっていくというような意味合いを込めまして、促進という形に直させていただきました。よろしくお伺いたします。

◎委員（梶谷規子君） まちづくり戦略2の戦略の基本方針の文章なんですが、全体が戦略という戦いに挑むような名前にしているので、2番は、特にそれが人口争奪戦とも言える新たな都市間競争の激化が予想される厳しい時代に打ち勝つためという、とっても戦略という書き方が私は非常に好きじゃないので、個人的には。やはり、そういう厳しい時代に都市間競争の激化が予想される、打ち勝つというんじゃない、やはり市民に常に目を向けて、市民誰もが大切にされて安心して生活できる優しいまちづくりにしていくためには、本当に子育て世代を応援し子どもたちを大事にする。そういったやはり住民自治の本市こそが、この子育て世代の定住・移住を促すというものにつなげてほしいなあという思いがあるので、こういう打ち勝つためという、非常に違和感を持っています。

やはり住みにくいという一番の原因は、本当に国が住民いじめというか、増税をし社会保障費をどんどん削りという、住みにくい大もとは国の政治であると思うので、やはり地方自治は住民の立場に立つならば、国にも県にも、市民に対して、生きづらいことに対して、国に県にきちんと意見をしていく。常に住民の命・暮らしを守るという立場でという、子どもに優しいというところを貫くというか、何かそういう文言がいいなあと思うんですが、やはり今の時代にはこういう書き方が適切なんではないでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） おっしゃられていたことは全くそのとお

りだと思えます。この基本方針については、当時のところから変えてごさいません。当時の経過から申しますと、ちょうど2008年、平成20年に日本の人口がピークになりまして、そこから減少時代に、初めて日本が迎える人口減少というところに気づかされまして、かなり各市町が人口が減らないようにというのを初めて意識したときにつくった基本方針だったかと思えます。

岩倉市についても、国勢調査で人口が減るという局面を目の当たりにしまして、かなりきつい書き方になってしまったという感がございますが、その最後の締めのところには、「住んでよかった、住み続けたい、住みたいと思えるまちづくりを目指します」というふうにまとめておりますので、また今は連携という、市町村に限ったところではなくて連携して施策を進めるということも必要なことというふうに思っておりますので、岩倉市だけが都市間競争に勝つというような書き方は少しきついかもわかりませんが、精神としては、そういう厳しい時代ということを認識しながらも岩倉市として施策を打ち出して、住みたいと思えるまちづくりを目指すというところを方針としておりますので、今回については、あえて書き直すということはありませんでした。

◎委員（大野慎治君） 私も、まちづくり戦略2の子育て世代の移住・定住（世代循環）を促すについて、今、基本方針はこれでいいと僕は思っているんですが、ただ施策の展開と基本方針が若干合っていないんじゃないかという気がするんですが、具体的な戦略が書いてあるわけでもなく、ちょっと基本方針と施策の展開が若干合っていないんじゃないかと考えますが、この見直しはどうしてしなかったのか、お聞かせください。

僕が言いたいのは、子育て世代の移住・定住を促すまちづくり戦略としてというところで、戦略として訴えるのならば、施策の展開にもうちょっと具体的なことが書いてあってもいいのかなと考えますが、1つ目はいいですよ、1つ目の丸は。2つ目からは、もうアセット・マネジメントとか、住宅の改築とか何とか書いてあるけれども、具体的な戦略と施策の展開が若干合っていないと思うんですが。基本方針は、僕は間違いなくこれで正しいと思っているんですが。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 今のアセット・マネジメントですとか、住宅・岩倉団地の再生といったところは、基本方針の中であります魅力があり質の高い生活都市として磨きをかけていくまちづくりをと言ったところの施策として記述しているものだというふうに認識しておりますので、決して基本方針と離れているというふうには思いません。

具体的な施策の展開については、かなり当時とは書き直し、修正した部分

もございますし、個別具体的な件につきましては、今後出てきます基本計画の中で見直している部分は正しくといたしますか、精査した内容で修正をしているものだというふうに思っております。

◎委員（塚本秋雄君） この委員の中で当初の審議会のメンバーは宮川さんと木村さんだけかな。だから、新人の議員もいるし、入っていなかった分はありますから初歩的なことも聞きますけれども、勉強の意味で教えてください。

1つ目は、第3章まちづくり戦略のダウンサイジングの時代と書いてあるんですけども、このまま読んでダウンサイジングの時代を理解すればいいのか、用語の解説にこの言葉の解説がなかったと思いますけれども、そこら辺のお考えをお聞きいたします。

用語の解説はこっちのほうですよ、ここには載っていなかったもんで。46ページのところに書いてあるし、こっちも書いてあるけど、頭のところに2行目で。ただ、こちらの用語の解説に書いていないから。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） まちづくり戦略の3章の冒頭にも書いておりますが、いわゆるダウンサイジングといった意味については、先ほども少し申しましたけど、人口減少を初めて迎えて、人口減少の社会に突入したということで、人が減るということは少なからずというか、大いに経済活動とか財政面に影響があると。これまでのような右肩上がりの成長期のような開発とか、経済的な効果も見込めないということで、ダウンサイジングという表現をしていると思います。また、この間、世帯構成なんかを見ましても、3世代同居から核家族、夫婦だけの世帯が上昇してきたということもございました。そういった社会現象をあらわす表現として、ダウンサイジングの時代というふうに表現しております。

◎委員（塚本秋雄君） 用語の解説には書いていないということでよろしいですね。書かなかったということで。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 当初の解説にも書いてはございません。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ、次の質問に移ります。

ページが書いていないから多分大変かなあとと思いますが、まちづくり戦略2の子育て世代の移住・定住のところの中ほどに、県下でも高齢化率は低く抑えられた都市となっています。当初の高齢化率と今の高齢化率、ちょっと参考までにお聞きしたいんですけど。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 平成22年度は高齢化率19.9%、それが平成27年は23.7%ということで、少し右肩上がりになっているというところがございます。

◎委員（塚本秋雄君） それが、その前の言葉の表現ということでよろしいですかね。微減程度にとどまっておるといふ。毎年500人ずつ上がっていくイメージだけど、この差は微減という解釈で捉えているわけですね。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、御指摘がありましたのは、人口ということだと……。

◎委員（塚本秋雄君） 前に係る言葉ですか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） そうですね、人口は微減にとどまっているということで、そのような記述です。お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） そういうふうに理解します。

3つ目は、その右側のページで、木村委員も言われましたけど、岩倉団地のURのことなんですけれども、下のほうの欄で、建設後45年以上の経過をする中での建物の老朽化、今で言う50年という表現の仕方でいいのかな。関連して、先ほど木村さんが、岩倉団地は地域医療福祉拠点ということで当局にも申し入れがしてあると思うけど、そこでされているかどうか。もちろん12月1日だから、すぐこれに反映するかどうかはわかりませんが、当然、公的賃貸住宅の改修・整備というのはわかりますけれども、URから提案されている地域医療福祉拠点形成に向けた取り組みで着手しますという文書が出ていると思います。当局はそれを見ているかどうかだけ確認させていただきます。

だから、当初の言葉がそのまま来ておれば45年なんです。

〔「当初は40年なんです」と呼ぶ者あり〕

◎委員（塚本秋雄君） 管理開始が昭和40年ですから、50年という表現になると思うけど。

〔発言する者あり〕

◎長寿介護課長（山北由美子君） 今の塚本委員さんの御質問でございますけれども、URのほうで福祉拠点づくりをする文書を見ているかということでございますが、もともと26年5月にURと市の方では包括協定を結んでおりまして、この中には高齢者の福祉だけではなくて、子育て世代とか、まちづくり全般に関して推進をしていくために協定を結んだものでございます。

その中の一つの高齢者施策の部分につきまして、去年からグランド内で拠点整備というお話がある中で、現在も引き続きそういったことについては、高齢者の施策について、市と自治会とURとともに考えていくという姿勢を保っていくわけなんですけれども、この中で、愛知県の中で岩倉市と、それから豊明市だったと思います。あと名古屋の緑区だったと思いますが、その3つが特に福祉拠点づくりに力を入れてやっていくということはお聞きしており

ます。

◎委員（塚本秋雄君） お聞きしておりますということだね。50年と45年…

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 建設後、ここは40年から45年以上というふうに改めさせていただきました。建設50年を経過している建物もあるそうですけれども、全て建設時期が違う建物もあるようでして、ここは45年以上というふうに改めをさせていただきました。

◎委員（堀 巖君） ちょっと最後に全体的な話なんですけれども、さっきダウンサイジングの話があって、総合計画そのものの考え方として、本会議で市長にお尋ねして答弁があったところで、5万人を目指すというところには変わりはないということなんですよね。これまで話を聞いていると、現実路線、平成32年に達成できるだろうなという見込みのものをのせて、あとはそれこそ総合計画自体がダウンサイジングしているような感を受けるんです。そこら辺で5万人を目指すのであれば、今これ5年間過ぎてきて実際人口がふえていないという事実があります。その政策人口をどう考えて、内部的な評価としてどうして減っていくんだと。名古屋市の近隣のところではふえているところもあるけど、岩倉の総合計画をやってきて、5年間の評価みたいところで、うまくいかなかったところをさらに強化してやっていくんだ、32年は5万人を目指すんだということが見えてこないんですよ。そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。内部の評価というのは、この5年間について、どう捉えてこれをつくられたのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 改めて将来人口のところは市長も答弁で申し上げたとおりでありまして、ただ少し総合計画の総論を改めて読み上げたいと思いますけれども、この計画の目標年度である2020年度、平成32年度の人口を4万8,000人から5万人に設定します。そして32年度以降を展望しつつ、将来人口5万人、将来世帯数2万1,400世帯を目指して、本市が将来にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両面から都市の土台を築いていくものとしますということに、それが将来人口の設定目標を定めているものでございます。

今ちょうど国勢調査が今年実施しておりまして、国勢調査の人口ですと、平成17年から22年で少し減ったというところ、27年はまだ推計値も出ませんけれども、国勢調査の数値では現状維持、確定ではないですけれども、できるのではないかなど。そういう意味でいけば、32年度までに4万8,000から5万人というところは可能な数字かも知れません。住民移動を見ますと、26年の移動が社会増に転じております。ここ数カ月の移動を見ても、ふ

えている傾向にはありますので、その要因というのは、新しく住宅、緩和したところに建った住宅もやっぱりすぐ売れるというか、住んでもらえる、生活都市として岩倉市の評価は高いものだというふうに認識しておりますし、それをさらに磨き上げていくということで選ばれる都市になっていくものだというふうには信じています。

なので、ダウンサイジングというところは、ただ社会全体として人が減るといったところは、これから人口の構成を見ても、それはちょっと否定できないところでありまして、この少子化が続けば、今度はやっぱり亡くなる人のほうがふえていくというのは否定できないところではあるかと思えますが、ここの今後5年間のところでいけば、まだまだ自然増は、岩倉の場合は続いていくでありましょうし、社会増がふえていく施策を打っていけば、この目標も決して過大なものではないと思っていますし、それをやめるということでは、市長が申したとおり、決してないというふうに思っています。

この5年間進めてきたことで、人口だけで評価するものではないと思いますが、市民生活について新たな事業にも取り組んでおりますし、そういったことで選ばれる都市に成長し続けているというふうには思っております。そういった今後5年間を見通した事業についても、現実性を勘案して見直しております。正直、この5年間には無理だろうというようなものは、いつまでもやはり基本の計画だもんですから、そこからは少しこの時点で見直したいということで削除した部分もございます。以上でございます。

◎副委員長（黒川 武君） ただいま長谷川課長から、今後5年間で無理なものを外したということで、ちょっと無理なものを少し取り上げさせていただくことになるのかなあと思うんですが、まちづくり戦略3のところの施策の展開の1つ目が、以前の文章と比べると、自転車のネットワークというのか、自転車そのものが今回の見直しではなくなってきていると。これは各論においても同じなんですね。交通対策や道路とか観光交流、一部残っているにしても、前のものよりはトーンが下がってきているということで、ママチャリを愛好する者としては大変寂しい思いもしておりますし、コンパクトな岩倉にあっては、やっぱり自転車利用が大変適しているのではないかなと、そのような思いもします。しかし、片や今後5年間でどこまでできるかといった恐らく見直しを検討された中で、現在のような文章になったのかなあとは思いますが、こうした自転車の利用環境あるいは自転車の交通のあり方、あるいは自転車ネットワークといったものに対する考え方の変更があるのかどうなのか。そういうところを、まず総論のところでお聞きいたします。

◎秘書企画課主査（小出健二君） それではお答えをさせていただきます。

まず自転車に関する市の考え方というのは、基本的に私も自転車が好きですし、岩倉市はコンパクトなまちですので、自転車での移動というものは重要な交通手段だというふうに認識をしております。その考え方が大きく変わったというものではございません。

こちらの戦略の中で今回削除させていただいた理由というのは、結論から申し上げますと、観光交流の施策、各論のほうにございますけれども、こちらの中で、五条川の堤防道路に注目したような形でウォーキング、サイクリングというような文言がございます。五条川の堤防道路につきましては、本当に多くの市民の方がウォーキング等を楽しんでおられまして、堤防道路というところに着目をすると、やはり自転車と歩行者の分離といたしますか、そういったものが難しい状況もございます。そういったところから、歩行者の安全面というものを少し重視して、堤防道路については、積極的に自転車に走っていただくというのは少しどうなのかという議論がございまして、観光交流のほうで少し削除をさせていただいたということでございます。

まちづくり戦略につきましても、もともと前段の文章に、また五条川、尾北自然歩道を基軸に市内を徒歩やランニング、自転車等でという記述になっておりますので、その尾北自然歩道というところにかかったまま自転車ネットワークを形成していくというのも少し違和感といたしますか、このまま残しておく、やはり尾北自然歩道においても自転車でどんどん走ってくださいますかというところにつながるのではないかとというような意味合いで削除をさせていただいております。

一方で、黒川委員のほうも言われましたけれども、道路の施策の中では、安全で快適な自動車利用環境の創出に努めますということで、歩行者と自転車の分離を環境的に整えていこうという意味合いで、道路の施策の中で自転車の利用の促進といたしますか、安全性の確保というような観点で整理をさせていただいたというものでございます。よろしく申し上げます。

◎副委員長（黒川 武君） ありがとうございます。また各論でいろいろお尋ねさせていただきます。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） なければ、以上で中間見直し、基本計画総論第3章、まちづくり戦略を終結いたします。

職員の入替えはよろしいですね。

では続きまして、第4次総合計画中間見直し、基本計画各論の第1章、安心して生き生きと暮らせるまちづくりの第1節、健康から入らせていただき

ます。

質疑ございますか。

◎委員（梶谷規子君） 幾つかあるんですが、一問一答でずうっとやっちゃっていいですか。

◎委員長（相原俊一君） 一問一答でどうぞ。

◎委員（梶谷規子君） まず、施策内容の母子の健康づくりの目標指標のところ、子育てにストレスを感じている市民の割合というのが、2014年度で39.5%と、2015年度の目標値よりもうんと上がっているわけなんです、目標値はそのまま27.5まで減らしていこうという数値なんです、やはりさまざまな要因でストレスを感じている市民の人が多くて、それが相談につながれば、ストレスを感じている市民の皆さんの緩和が図れるということで、健診時の相談支援の充実を図ってもらえている、個別相談も行って、ほかの各機関と連携しながらフォロー体制の充実も図っていくということなんです、この相談がこんなふうにあるよという、より情報提供していく体制をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかなあと思うわけなんです、さまざまな要因で割合としてふえてしまう、それを減らしていこうという中で、全体的にはふえるところをいかに相談につなげ、フォロー体制の充実につなげていくかというところが難しいところだと思うんですが、どうお考えかお聞かせください。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 子育てにストレスを感じている市民の割合を減らしていくということで、相談等の事業を広く周知をしていくという御質問ということでよろしかったでしょうか。

この施策の内容の中では、具体的にそれについてどのように取り組んでいくという記述はしてありませんが、この記載されている施策内容全てにおきまして相談・支援体制をとっていくということで、特に妊婦や産婦の相談や訪問指導を強化することによって、妊娠・出産・育児期を通して切れ目のない支援を推進していきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 切れ目のない支援があるということ、より多くのストレスを感じている人たちにつなげるように今後よろしくお願いします。

次に、あと3枚めくったところの生活習慣等予防対策の推進の後の心の相談の充実のところ、目標値でストレス解消の方法を持っている人の割合はふえていて、そのままの施策で。心の健康相談への参加者数が目標よりうんとふえているという、2014年の212人までふえているということなんです、どういった取り組みの中でふえてきたのか。ふえてきたのなら、より2020年度の目標を上げてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎健康課主幹（長瀬信子君）　こころの健康教室の参加者数が、2014年はふえているが、2015年の目標値をもっと高くしていったらという御質問ということではよろしいでしょうか。

こころの健康教室の参加者数につきましては、毎年同じ内容で同じことを取り組んでいるという状況ではございませんので、その年度に応じて、また市民の方の希望や状況に応じた教室の内容や教室の回数等を検討して実施しておりますので、その年度によってやり方が異なるということで、講座の内容や方法によって参加者人数にも変化が生じてくるということで、現状を維持するという意味での目標値で変更をしておりません。

◎委員（梶谷規子君）　続けて、ずうっと言っていていいですか。

◎委員長（相原俊一君）　いいです。そのほうがやりやすい。

◎委員（梶谷規子君）　その後、3ページぐらい後の医療体制の充実のところで、医療・感染症予防の医療体制の充実のところで、かかりつけ医を持っている市民の割合はというところで、2010年度よりもかかりつけ医を持っている市民は減っている数値になっておりますが、今、かかりつけ医を持つようなという指導はどのようにされているのでしょうか。

◎健康課主査（高橋善美君）　かかりつけ医を持っている市民の割合が減っておりますけれども、今年度、広報等でかかりつけ医を持ちましょうという案内の広報記事を載せさせていただいております。また、愛知県からのリーフレット等を通じまして、市民の方が身近な診療をしていただけるかかりつけ医を持つことによって健康を維持して、大病院へ直接行くのではなく、かかりつけ医の紹介を持っていくような仕組みについても周知をさせていただいているところであります。

また、今後もそういった啓発や周知をさせていただきまして、身近な岩倉市内での、市民の方が医療機関にかかる際に、自分の健康をよく知っていただけるかかりつけ医を持っていただくような周知等に努めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎委員（梅村　均君）　同じような目標指標のところですけど、2の成人の健康づくりの、ちょっとめくった(3)高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援のところの目標指標で、2つ目、治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民の割合、こちらのほうが2014年度で38.1%という実績があるのですが、2020年度の目標34.5%と低い目標ですが、変えなかったのはなぜか、お聞かせをお願いいたします。

◎健康課長（原　咲子君）　平成26年度は38.1%で、もう目標は達成しておりますが、2020年度の目標値より大きな開きがなかったものですから、その

まま現状維持ということで、そのままの目標とさせていただきました。お願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 割合、数値を変えなくても、実人数がそんなに変わらないという意味で捉えればいいのでしょうか。

◎健康課長（原 咲子君） 済みません、実人数まではちょっと把握していないので、今わからないんですけれども。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 目標値につきましては、確かに現状値が上回っているのに、なぜ目標値として下がらないんだという議論は審議会の中でもございました。私どもとしましては、現状維持することの大切さというか、そういった意味もありますので、あえて目標値として修正しなかったという部分も幾つかございます。

◎委員（堀 巖君） 私も同じような質問をしようと思っていたので、今の考え方というのは、やっぱり僕は変だと思います。今の現時点から下げた目標値というのは、ちょっとあり得ないというふうに思いますが、そういう考え方であれば、しょうがないのかなあと思います。

もう1点、それと以前、一番最初にもらった概要版をちょっと見ながら、参考資料にしながら議案の審議に当たっていこうと思ったんです。その中で一番最初に出てくる母子の健康づくりで、修正に至った背景やポイントが特になしと。そういった特になしというのが結構あるんです。だけど、結構中身を見ていくと、少子化が進展してこうなったんだなあとかいうところがポイントなんだなあとということがわかってくるんです。やっぱり議員が審査するときに、これって5年間のいわば施策評価の集大成みたいなものじゃないですか。そういったところをやっぱりきちっと記述をして、それでどう変わったかというところがわからないと、なかなかピントが合ってこないなというふうに思うので、そこら辺の、例えば特になしというところに特化して聞いていくと思うんですけれども、ないんですか、本当に。その修正に至った背景やポイントというのは。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） ここについては特に国の外的要因であったものとか、それから岩倉市が実施することになって修正した部分ということで今後も記述をしております。概要版でいくと、○、□とか、■とか、そういうことで表現をしていたかと思います。現状と課題を見ていただくと、当然、核家族化のあたりは修正をしておりますし、必ずしもここがないからといって5年間の評価を怠ったということでは決してないです。

先ほどの目標値については、特に今回の数値は実績値ですけど、市民アンケートなんかの割合については、かなり選ばれる方によっても差異が出てき

ますし、先ほどのストレスの質問でいけば、小学生以下の子どもを持つお母様・家族の方で、「よくある」と「時々ある」を選んだ方の割合だもんですから、これは「時々」というところにどこまでの個人の感覚になってしまいますので、そういう指標を設定している件については上下をする可能性もあるということで、現状のまま置いたというものもございますし、先ほどの歯科健診については実績値なんですけれども、これまでの健診数の率でいくと、かなり変わってくるのかもわかりませんが、母数が変わってくるというようなこともありますので、現状維持とさせていただいた部分もございません。

◎委員（木村冬樹君） 私も同じように感じています。やっぱり平成26年度の値が、歯科の部分、例えば前のほうでは、3歳で虫歯がある子どもの割合も大幅に減っているんですよね。目標値は変更なしということで、もっと思い切った目標設定が必要ではないかなあというふうに思います。

先ほどの例えばこころの健康教室の参加者数なんかで言えば、講座の内容によって参加者の数が変動があるというのはわかるわけで、ただ、歯科に力を入れてきているという現状があって、そういった中でこういう数値が出てきているわけですから、現状維持ということもあるだろうけど、思い切った目標設定も必要ではないかなあというふうに私は感じています。これは意見です。

私が聞きたいのは、2の成人の健康づくりのところでは現状と課題ということで、5つ目、6つ目あたりの中黒のところですね。がん検診、基本健康診査が特定健診に変わっているということで、がん検診については検診体制等の見直しということで強調されている。しかし、特定健診のところは、変わったということと健康診査としてやっている部分の年代を拡大したということで、これは非常にいいことだというふうに思いますけれども、そういう記述にとどまっているということで、やはり特定健診は国保のほうですから、そちらのほうできちんと議論したほうがいいと思いますけど、検診体制については、やはりがん検診と同じように受診率を上げるために見直しが必要ではないかなあというふうに思うわけです。そういったところでの現状と課題というところでの記述が必要ではないかなあというふうに思うんですけど、特に今年度、市長の施政方針の中で、特定健診の個別検診・個別受診について触れられたことができなくなったという経過がありますが、やはりこれは大きな課題だというふうに思っています。市としては、これを進めようと思っているというのは間違いはないというふうに思いますので、そういう課題としての記述が必要ではないかと思いますが、その辺についての考え方をお

聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今、お話のありました特定健診につきましては、保険者の実施するものということで、第1章、第3節の公的医療保険・年金のところ、特定健診については受診率の向上に努めていますということで記載をさせていただいて、ここについては今回の見直しに当たって記載の変更はしておりません。

ただ、委員がおっしゃいますように、受診環境としては、非常に混み合う日については300人近い方が受診される、280、270といった場合、非常に混み合っ市民の皆様にも御負担をかけている状況はあるところがございます。私どもといたしましては、今後も引き続き医師会と相談しながら受診環境の整備には努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第1節、健康は終結させていただきます。

引き続き、第2節、市民福祉に入らせていただきます。

質疑ございますか。

◎委員（梶谷規子君） ちょっと後のほうになりますが、今ちょうど特定健診のところがあったので、最後のほうの特定健診の受診率のところからページは後のほうですが、公的医療保険・年金のところの……。

〔「それは3節」と呼ぶ者あり〕

◎委員（梶谷規子君） それは3節なのか、済みません。2節だけなのね。議論を一緒にしようと思って……。

じゃあ、2節の高齢者福祉・介護保険のところの老人クラブの会員数のところで、健康生きがいづくりのところの老人クラブの会員数が減っています。そのために、2020年度は4,400から4,000人に下方修正されているところですが、そこら辺、予算とか決算のところでも話された内容だと思いますが、ここをそれぞれ老人クラブに入らなくても、多様な要求で多様な市民活動などにかかわっていらっしゃる方もいらっしゃるわけですが、どう捉えて、この下方修正した数値的のところはどう見たのか、お考えをお聞かせください。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 老人クラブの会員数ということですが、60歳以上の人口が年々増加しているものですから、老人クラブの会員数もそれにあわせて増加するだろうと予測しまして、計画策定当初は2020年の目標、平成32年度は4,000人としましたけれども、ちょっと実績を見ていきますと平成25年度は3,681人、平成26年度は3,456人、平成27年度、今の

ところ3,223人ということで、60歳以上の人口が増加しているにもかかわらず、老人クラブの会員数はふえていないものですから、より現実に近い数字ということで、4,000人ということで下方修正いたしましたので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 下方修正されたという現実はわかるんですが……、まあいいか。

じゃあ、済みません、次のページの認知症サポーター養成講座の受講者数が目標よりもうんとふえていまして、2,500人から一気に上方修正、8,000人にしてもらっていますが、やはり非常に認知症の、市民のもっと知りたいというニーズも高く、かなり市民の中に浸透している数字だと思うんですが、反対に右のほうの見守りをするひとり暮らし高齢者の数というのが、目標値の1,500世帯、2020年に1,500世帯になっていたと思うんですが、そこが伸び悩んでいて700世帯に下方修正されています。見守りをするひとり暮らし世帯の数も、もっと本来ならカウントされていないところでも、御近所での見守りがあるとかいう人たちもいらっしゃると思うんですが、このカウントの仕方がどのようなカウントの仕方になっていて、今後下方修正されたんですが、どのような今後の施策を考えられているのか、お聞かせください。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） このひとり暮らし高齢者の見守りをする人の数をどういうふうにカウントしているかということをもっと述べればよろしいでしょうか。

見守りするひとり暮らし高齢者の数ということですが、こちらもひとり暮らしは年々ふえていくかなあとあって、ちょっと2020年度、1,500世帯ということで上げてみたんですが、こちら実績としまして平成25年度末で584世帯、平成26年度末で584世帯で、平成27年12月1日現在で590世帯ということで、ひとり暮らしのこちらで認定している数が、意外に思ったより大分ふえなかったものですから、2020年度は700世帯ということで、ちょっと下方修正したことになるんですが、ただこちらでひとり暮らし認定している以外にも、ひとり暮らしの方というのは実際にいるものですから、その辺はなるべくちょっとでも見守りができていったらいいなと思いますが、地域包括支援センターとか、民生委員さんとかとも協力しながら見守りは努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） このカウントの仕方は、ひとり暮らしに認定されている方ということなんですね。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） はい、そうです。

◎委員（梶谷規子君） 何らかのひとり暮らし高齢者のサービスを受けたい

ということで認定に至っているという方が多いと思うんですが、やはりそれだけひとり暮らしであっても、現実は何らかのサービスを受けずにでも、認定をされなくても元気な人が多いということのあらわれでもあるのかなあというふうに見るわけなんですけど、ひとり暮らしをしている高齢者の方にアンケートをとってもらって、その方が周りの人たちとのつながりがあるよというふうな見守りを常に家族なり、御近所なり、そういうサークルに入っているなりで大丈夫だよみたいな、本人が数値をあらわすようなアンケートのとり方も必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） アンケートということなんですけど、介護保険の仮算定の際に、一応皆さんになんですけれども、チェックリストというものを送ってございまして、項目は外出の頻度がどういうふうとか、いろんな項目があるんですけれども、その中で、ちょっとこれは毎年違うんですけれども、例えばことし27年度は、外出するのが少なそうな人とかをピックアップして実態把握調査ということで包括支援センターのほうに委託してやっておるということをやっておりますので、今後それは継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（梶谷規子君） やはりこれだけの数字を見ると、見守りをするひとり暮らしの高齢者の数が、本来ひとり暮らしの数はふえているのに見守りをされていない人が多いようなイメージなので、何かそこら辺が何かそういうアンケートもあればいいかなあと思ったんですが、今後検討してもらえるようによろしくお願いたします。

次に、子育て・子育て支援のところの次の2ページで、幼い子どもを育てるとして、基本成果の指標で「よい」と思う市民の割合というのは、目標より現状値が少なく、反対に子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合というのは多いんですよ。何か非常にこの2つの問いかけが相反しているなあと感じながら、どうこれを見ていいのかなあと思うわけですが、子育て支援・相談など児童福祉に満足しているという市民の割合が多いということで、2020年度の目標値を72から77%に上方修正していただいているので、これだけを見れば非常にいいなあと感じるわけなんですけど、この幼い子どもを育てるところとして「よい」と思う市民の割合というこの設問は、どういう意図でされたんでしょうか。この2つ目の設問との兼ね合いをどう探ろうとしての設問なのか、お聞かせください。

◎秘書企画課主査（小出健二君） 今の御質問につきましては、質問の差別化という意味では、子どもを育てるところという言葉については、かなり一般的な、抽象的な言い回しになっております。岩倉市としては、こういった

ところの全体としてどのように思われているかということをお聞きしたいという意図、また、子育て支援や相談などの児童福祉ということになりますと、やはり福祉サービスを中心とした具体的な設問かと思います。

一つ、この場で少し申し上げておきたいのが、幼い子どもを育てるところとして「よい」と思う市民の割合について、今回、指標、現状値が25年度調査で24%と少し下がっておる現状がございます。こちらについては、総合計画の審議会の中でもいろいろと御指摘がございまして、再度分析等をし直したところではございますけれども、一番の要因と思われるところは、市民意向調査の質問の中で、これ企画サイドのところなんですけれども、平成20年度の市民意向調査では、この設問のとおり、幼い子どもを育てるところとして「よい」と思う市民の割合という問いかけの仕方をしたんですけれども、平成25年度の調査票では、この「幼い」という言葉を取った状態で質問をさせていただきました。そこで、子どもを育てるところと言われると、もう少し範囲が市民の方には広くとられて、そういったことが数値を下げた要因ではないかなあというふうには考えております。

ということで、質問の内容としては、2つの質問の違いというところでしたけれども、あわせてちょっと実績が下がってしまっているところも少し要因としてお答えさせていただきました。よろしく願いいたします。

◎委員長（相原俊一君） ほかにございますか。

◎委員（梶谷規子君） 済みません、続けてやっていいですか。

2節はいっぱいあるので、ごめんなさい。障害者福祉についてお聞かせください。

4ページの障害者支援に関するボランティアの登録者数が伸びていなくて、2020年度の目標値も170人から120人に下げられているんですが、この要因として、全て何でもボランティアというんじゃなく、身体に障害をお持ちの方がサービスとして移動支援になったりとか、そういういろんな支援が、ボランティアだけに頼らず福祉サービスとして充実してきたということもあるんじゃないかなあと思うんですが、そこら辺はどうお考えなんでしょうか。

また、ボランティア活動の充実のところ、手話や要約筆記などの講座を通してということで、聴覚障害の人たちに特化したところの手話、要約筆記があるんですが、視覚障害者の人にとっての点字や音訳のところが入ってなかったりするんですが、そこら辺はどうお考えになっているのか、お聞かせください。

◎委員長（相原俊一君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎福祉課主査（大島富美君） 社会福祉協議会で行われている障害関係のボランティアの養成講座は、手話奉仕員養成講座と要約奉仕員養成講座、音訳ボランティア養成講座、点字ボランティア養成講座の4つを開催しております。

御質問の手話と要約筆記の講座を前面に出したという形ですが、平成25年4月に施行されました障害者総合支援法による意思疎通支援事業の中で、手話奉仕員養成は市が行うことが義務づけられ、岩倉市は社会福祉協議会に委託して開催しております。また、要約筆記者養成は県で行うことが義務づけられ、社会福祉協議会で行っている要約筆記奉仕員養成講座は、その前段階となり、社会福祉協議会が主体となって開催しております。なお、意思疎通支援事業に含まれていない点字及び音訳養成講座は、ボランティア登録団体の協力を得てボランティア養成講座として開催しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの榘谷委員の質問のところ、ひとり暮らしの関係なんですけど、ちょっと答弁を聞いても理解ができなかったのもう、また聞きます。

ひとり暮らしの数というのは、その上の表を見ると、目標指標のところの表ですね。実態としてもふえていて、実態把握しようとする数もふえていますよね。それに比べて、さっきの減ったところというのは、現実路線を見て減らしたというところはどうもやっぱり納得ができなくて、数がふえていくというのは明らかなのに、目標数値をそれにパーセンテージを掛ければ当然ふえていくわけです。それを今こうだからこうだというのが、その考え方をもう一度お願いします。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 実態把握調査の実施件数がふえていっているというのは、幅広く民生委員さんとか、地域包括支援センターとか、ちょっとでも、先ほどの介護保険の仮算定の中に入れて行うアンケートの中でやったチェックリストをもとに回ったりするというもので、幅広く少しでも漏れがないように実態把握調査をするということで、件数は2,500件というふうにはふやしたんですけれども、その中で本当に見守りが必要な方というのは、今、健康寿命も延びてきているものですから、健康な方とかも多くふえていっているものから、実際に見守りを必要とする高齢者の数というのはさほどふえないのかなあとということで、ちょっと伸び率は実態把握調査の上の欄の実施件数よりは、伸び率としては見守りをする高齢者の数というのはちょっと少ないかもしれないんですけれども、700世帯ということで設

定いたしましたので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 若干理解できました。

それと、改正のポイントのところに第6期岩倉市高齢者保健福祉計画と介護事業計画の策定というのがあります。本来ならばこれを全部理解して、それとどうなのと思うんですけれども、ちょっと不可能なのでお聞きします。

総合計画は最上位計画なので、この平成26年度に策定したこの計画に引っ張られて改正された点、それから引っ張られてというか、その影響を受けて改正された点というのはどこら辺なんでしょうか。

◎長寿介護課長（山北由美子君） 第6期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の関連で、今回この中間の段階で見直しをした点といたしましては、最初の現状と課題という部分がございますが、その中でも特に少し下のほうになります。下から4つ目の点のところ、第6期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念という部分の基本理念の部分の文言を変更させていただいたというところと、その一番下から2つ目のところで、今回介護保険制度の改正により云々という部分でございますが、特に新しい総合事業が平成29年4月から開始するということにつきまして、その部分の変更の記載を加えさせていただいた部分でございます。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞きします。

高齢者福祉・介護保険の中で、先ほど榎谷委員が聞かれた老人クラブ会員数の減少についてお聞きします。

減少の要因として、各区のクラブ、各支部のクラブが、役員さんが選べなくて解散していくという現状が一番の問題であって、今の役員さん、本当に頑張って活動していただいているんですが、その方が後継者が見つからず、なぜか解散していく現状があると思うんですが、かといって、シニア大学とか何かは定員をふやしてもお断りしているような状態も一面にあって、どのように、僕は各支部が解散していく、仕事の定年がどんどん65歳に延びて入っていただけない現状があるというのは、僕自身は分析しているんですが、当局の見解、減少をどのように分析をしているのか、お聞かせください。

◎長寿介護課長（山北由美子君） 老人クラブの会員数が減ってきているということと、その中で今活動を休止してみえる地区につきましては、会員がまだ残ってはいるんですけども、実質役員になっていただく方がなかなか選べないというか、なっていないということで活動を休止されているようなこともお聞きしているところでございます。

それで、老人クラブのほうは60歳以上の方が会員として加入できるわけですが、10年、20年前と比べますと、今60歳の方でもまだ元気で若くて仕事も

されてというような方も多くて、なかなか今老人クラブの方も、どちらかというところと60代よりはもっと上の年齢の方が多いいもんですから、そういったところに60を過ぎてすぐ入って一緒に活動をするのも、まだまだ自分はそんなに年でもないかなあというようなこともありまして、若い年代の方がなかなか早くに入らないということがあると思います。

こういった課題につきましては、老人クラブのほうもやはり会員はふやしていきたいという思いもございまして、今の高齢社会の中でも、やはり高齢者の方そのものが自分たちの活動、社会に出ての活動の場とか、地域の中での生きがい、社会づくりということが必要になってきますので、何らかの活動をしていただけるような老人クラブというのにも期待がされるころなんですけれども、若い方が会員になっていただくような工夫というの、やはり今後必要になってくるのかなあと思いますので、年齢の高い高齢者の方は、そういった方の楽しみだとか活動もあると思いますし、また60代を過ぎた、老人クラブの中ではまだ比較的年齢の若い方の興味のある部分というのがやはりちょっと違っていると思いますので、そういったところで興味の引くようなことを今後考えながら、全国的な研究・調査なんかを見てみましても、2段階に分けてやっているというようなところもありますので、いろんな研究をしていきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 高齢者福祉・介護保険のところでは1点お聞かせいただきたいと思っております。

施策の内容の(4)介護保険事業の充実というところで、①の介護保険サービスの充実ということについてですが、以前のところから変更点ということで、ケアマネジャーの資質向上や介護職員の処遇改善を図り、マンパワーの確保を支援しますという部分が削除されて、介護保険制度の改正による新たなサービスや事業に関して調査・研究を行い、適切なサービス等の提供に努めますという形になっています。

これは、恐らく市の役割がどこまでなのかなあというところを考えて、こういう変更が行われたのではないかなあというふうに思うわけですが、今の政権が新しい三本の矢ということで、介護離職ゼロみたいなことを打ち上げていますけど、具体的なことは一般質問でやりますけど、そういうことを打ち上げる検討時期との関係もあるというふうに思いますけど、こういう形に変更されたということでもあります。

それで、いわゆるケアマネジャーの資質向上、介護職員の処遇改善というところは国の責任が非常に大きいもんですから、その辺になってくるのかなあと思いますけど、ケアマネジャーの資質向上、あるいはそういう点でのマ

ンパワーの確保というところについては、ここの部分を削除されたということでもありますけど、実際はいろいろケアマネジャーの資質向上の活動、取り組みはあるというふうに思うんですね。市が主催ではないにしても、いろいろあるというふうに思うもんですから、そういったところがきちんと確保されているということ、少し状況をお聞かせいただきたいなあというふうに思います。地域包括支援センターとか、ああいうところが主催するようないろんなことをやっているというふうに思うんですけど、そういった状況はどのような状況なんでしょうか。

◎長寿介護課主査（浅田正弘君） 今のケアマネジャーさんの質の確保の取り組みということでもありますけれども、岩倉市は、ケアプランチェックということで市の職員と地域包括支援センターに主任ケアマネジャーというのが配置されていまして、その方とともに事業所さんを訪れて、ケアプランと一緒に考えて適切なアドバイスや、こういった工夫をしたらいいかとかいうようなケアプランチェックを毎年実施、今もしているんですけど、実施しております。

処遇改善の面については、木村委員おっしゃるとおり、介護報酬が大きな柱になると思いますので、こちらのほうは市の役割というより国の役割のほうが大きいかということで、今回はこちらの部分の記載見直しについては、介護保険の制度改正がありまして、新しい総合事業とかを取り組まなければいけないということで、こちらのほうに記載の見直しをさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。市も含めて、市も連携をしてという形で、ケアマネジャーの資質向上について一定の努力がなされているということで確認をさせていただきます。

2点目は、2の子育て・子育て支援のところであります。

ここでは、現状課題というところで、制度が変わっていくということで大幅な変更が加えられているというふうに思っております。それで特にこのところでお聞きしたいのは、児童館の役割がどのように変わっていくのかなあというところでもあります。5つ目の黒丸のところ、今までは児童館での放課後児童クラブの実施ということでありましたが、今後、今回の議案にもありますけど、小学校での実施という形に変わっていくのかなあというところを迎えているというふうに思っています。そういった中で、今まで児童館だったところがさまざまな機能を持つようになってくるというふうに思うと、児童館の役割というのがどのように変わっていくのか。これまで築き上げられてきた、児童厚生員を中心にして行ってきた児童館運営がどのように変わって

いくのかなあとというところが少し気になるところでありますが、そういう点については、今後5年間のところでどのような考えを持って進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 児童館がここ5年間で今後どのように変わっていくかというところの御質問なのですが、国の放課後子ども総合プランを受けて、来年度から放課後児童クラブが、第四児童館が南小に移ったり、第五児童館のほうが東小のほうに移っていったりしますが、これも国の放課後総合プランの中で学年を拡大していただくか、学校の今までやられていました子ども教室の一体化による受け皿、子どもたちの居場所を確保するという意味の受け皿というような施策もありまして、学童保育も学校のほうに移っていく児童クラブもあります。今まで児童館のほうで学童保育をやっていたんですが、そこら辺は多少ちょっと変わってきまして、移動をした児童館に関しましては、今までそういった意味で手が出せていなかった中高生事業だとか、地域の方とのかかわりの中で連携したような事業の展開をしていきたいなあというふうに考えております。

また、第5児童館の場合は、包括支援センターも含めた形の地域交流センターとしての役割を持つての運営となってきますので、これまで児童館のほうを利用されなかった地域住民の方も足を運んでいただけるような機会がふえてくると思いますし、いろんなサークル活動等もその中で展開をされてくると思います。そういった中で、地域のつながりというものがまた強くなってくると思いますし、その中で、また子どもたちも一緒にいろんな事業を考えて展開していけるような機会がふえてくるというふうに考えております。地域交流センターとしても、今までの児童館事業も大切にしながら、地域の皆様のお力をかりながら、いろんな事業を展開していけるんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梅村 均君） もう一度、老人クラブ会員数のことなんですけど、ちょっと今すぐなので申しわけないですけど、データをいろいろ指標づくりでとられていると思うんですが、この年度における加入率の推移というのが、もしわかりましたら教えていただけないでしょうか。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 加入率ですけれども、平成24年度が27.3%、25年度が26.2%、26年度24.4%、27年度22.6%の加入率となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（梅村 均君） 平成21年度と平成32年度の推測という数値は出ていないでしょうか。

◎長寿介護課主査（須田かおる君） 21年度の加入率は31.6%でした。32年

度の加入率の推測はちょっとしておりませんでしたけれども、ここずうっとここ近年、25年度、26年度、27年度とだんだん下がってきておるものですから、60歳以上の人口がふえているけれども加入率は減るということで、4,000ぐらい入ってほしいなという期待も込めて、実際はそこまでに32年度に4,000人になっているという自信は全くないんですけれども、済みません、それぐらい多少こちらも努力してふやしたいなあという期待値も込めて4,000人という数字にいたしましたので、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） 期待値が込められているというのはわかりました。市のほうで、60歳以上の平成32年度の推測値というのは出ていないものなんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 将来人口のところで、人口ピラミッドは総合計画のもともとの本冊には出しておりますので、当然推計はありますが、今すぐ答えられませんので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

◎委員（梅村 均君） 急で済みませんでした。またわかりましたら教えてください。

あともう1個別の質問で、2番の子育て・子育て支援の中の(2)地域の子育て支援体制の充実のところの③で地域ぐるみの子育て支援体制づくりがございます。それで、取り組みとして児童館のほうで地域の方を交えた行事、行事企画したり、行事をする、保育園・幼稚園なんかでも保護者や地域の方が参加できる機会を設けたりということで取り組まれておられました。ちょっと参考までに、子ども会がかかわるようなことというのは、この検証委員会ではそういった声というのはなかったのでしょうか。そのあたりお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 3の子どもが健やかに育つ環境づくりのほうで、子どもを育む活動の支援体制づくりの中で、子ども会活動やボランティア活動を初めとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組みをつくるように努めますというところに入れておりますが。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。次の(3)のところでは触れられたということですね。

あと、そうすると(2)にしても(3)にしても、字句としては「子ども会」というような文字が見当たらないんですけど、市のいろいろ予算で育成費なんかも組まれているわけですけど、こういう地域ぐるみの子育て支援として、市の子ども会の育成へのかかわり方という考えというのは、どういったところにあるんでしょうか。地域の自主性に任せているとか、市として子ども会育成についての考え方をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 子ども会活動に関しましては、現在も児童館のほうで、第一児童館が事務局として子ども会活動の支援に当たっております。今後も、児童館のほうで児童館業務の一環として支援のほうを進めていきたいと考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 2番の子育て・子育て支援の中の②保育施設の充実の中で、老朽化している施設について計画的な改修に努めますと書いてありますが、老朽化している施設はどこどこですか。

◎子育て支援課主査（佐藤さとみ君） 老朽化している施設についてということですが、全ての公立の保育園全てが老朽化している施設ではないですけども、公共施設の全体的な見直しにあわせて、いろいろ計画的な改修を計画することについて、老朽化している施設かというところで総合的に判断していくものだと思っております。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 保育園の施設、いずれもかなり古いということであります。例えば北部、西部、あるいは仙奈等も古くなって、また中部なんかも鉄筋ではありますが、古くなっております。全体的に古いということで、そうしたところについては計画的に対応していきたいということは認識をしているところです。お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） だから、老朽化している施設というのは普通建てかえなんだけど、改修で済むかどうかという表現の仕方についてちょっと疑義を感じました。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第1章、第2節、市民福祉を終結いたします。

質疑の途中ではありますが、暫時休憩とさせていただきたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） では、暫時休憩といたします。

再開は1時10分、よろしく申し上げます。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） では、休憩を閉じ会議を再開させていただきます。

午前中の梅村委員の質問に対して、加藤主査。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 午前中、梅村委員さんから、平成32年度の人口推計値ということで少しこちらのほうを調べまして、総合計画策定時、今回の第4次なんですけど、平成17年度の国勢調査をベースにはじき出させ

ていただいた数値がございました。

平成32年度で、先ほどの午前中に、課長のほうから将来人口ということで4万8,000人から5万人ということでお答えさせていただきましたが、4万8,000人の場合なんですけど、平成32年度は、男性が60歳以上なんですけど7,107人、女性のほうが8,145人ということで、合計しますと1万5,252人が4万8,000人ということで推計させていただいております。

もう一方、5万人ということでも推計させていただいております、5万人の場合は、男性が7,403人、女性が8,484人ということで、合計しますと1万5,887人が60歳以上の数値ということで御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎委員長（相原俊一君） ありがとうございます。

では、会議を再開いたします。

議案は第1章、第3節、社会保障であります。

質疑を許します。

◎委員（梶谷規子君） 午前中に、健康のところ特定健康診査受診率のところの話になったんですが、3. 公的医療保険・年金のところでは、

これが、国が65%を目標値といっているものの、なかなかこの市町も60にするには厳しいという状況で、岩倉市でも30日間にまでふやしてもらっているけれども、日中だけの時間帯で集団健診では本当に限界じゃないかなあというふうに考えます。そういった中で、市民の方もかかりつけ医を持っていらっしゃる人が、かかりつけのホームドクターで常に見てもらっているんだから、もう健診は必要ないわと思っても、きちんと市から1度だけじゃなくて2度までも健診を受けてくださいというお手紙があれば、やはり行ったほうがいいのかしらと行くけれども、あんなに混んでいるところで、本当に大変な状況で、空腹で行かなくちゃいけないから低血糖で倒れそうになったという方まで見えるぐらいの混み合いで、職員の方も30日間は本当に大変な状況だと思うんですね。市民の人たちも、あんなにつらい思いするなら、もう健診はいいというふうにまで言われる方も多いです。

先ほどの健康のところ、かかりつけ医を持っている市民の割合をふやそうという、80%にまでしようという目標もあるわけですから、やはりかかりつけ医のほうで常に見てもらっているから大丈夫という市民の人がいらっしゃるわけだから、そこで、大きいところじゃなくても、尿検査や血液検査を外注に出すところであっても、あと腹囲とか、そこら辺をプラスすれば、それでもう十分な健診になるということで、やはり個別健診をふやすという方向を、かかりつけ医のドクターをふやすということと並行してもっと追求で

きるんじゃないかなあと思うんですが、どうお考えでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 榊谷委員が御指摘のとおりで、やはり身近なかかりつけ医で健診を受けられるという環境が本当に望ましいことだと思っております。そういったことは、従来からそういうふうに認識をしております。医師会のほうにも御相談をこれまでもしているところなんですけど、今後もまた健診の状況もお話ししながら、医師会とお話をして実現できるようにしていきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） 今の点、先ほどちょっと区分をいろんなところに書かれているもんですから、そちらのほうで聞いてしまいましたけど、市としては、個別受診を進めていきたいという意思を持っているということだったというふうに思うんですけど、そういうことであれば、現状と課題のところ、受診率の向上というところに具体的にこういう課題があるもんだから、これをするによって受診率を高めたいというような記載がされるべきではないかなあというふうに思いました。それは私の感想ですので、受けとめていただきたいと思えます。

それでお聞きしたいのは、戻ってしまうんですが、福祉医療のところの現状と課題というところで、ここは余り変更点がないわけでありまして、福祉医療というのは国の制度、県の制度に大きく影響される部分があります。それを補う形で市が単独でやっているものもあるというような状況になっているわけですけど、やはり今は愛知県の動きが一番注目される場所ではないかなあと思うんですけど、現状と課題の記載についてはこれで異論はありませんが、県の動きというのは、この先5年間を見通してどのようなことが予想されるのか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課主査（佐野亜矢君） 愛知県の動きとしましては、まず限られた財源の中で持続可能な制度とすることが課題であり、福祉医療制度が当面は持続できるようにしたいということ、また全国一律の制度となるように、引き続き国に対して要請していくとの考え方を示しています。ことしの10月には、全国知事会、市長会、町村会の地方3団体が、国に対しまして全国一律の子ども医療費助成制度の創設を求めて意見陳述を行っているという状況です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

動きは今の時点ということですから、5年先を見通してなかなか予断を許さないというふうに思いますが、岩倉市としても現状がきちんと維持できるように、いろんなところに働きかけていただきたいなあというふうに思います。

それで2点目は、2の低所得者の生活支援について。

全体として、この現状を見て、例えば目標指標などは下方修正されているというふうに思います。現状と課題のところにも書かれていますように、4つ目の黒丸のところ、やっぱり被保護世帯の状況を見ると、高齢者世帯が57%、障害者・傷病者世帯が31%ということで、自立が困難な世帯が大きな部分を占めているということで、そういった点で就労による自立世帯数だとか、あるいは生活保護受給者の就労者数というのが下方修正せざるを得ないという状況になっているというふうに思います。

お聞きしたいのは、そういった中でも、やはり件数がふえている中でケースワーカーがきちんと就労支援だとか、就労支援ばかりではなく生活を自立させるためのそういう支援も必要だというふうに思うわけです。今回、ケースワーカーの資質向上と支援体制の「確立」ということが、支援体制の「充実」という形に言葉は変わっていますが、この意味についてどのように捉えたらいいのか、現状に対してこういう形でこういう記述でいいのかという点で、どのように担当課のほうでは考えて、このような記述に変えたんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課長（丹羽 至君） 今回、支援体制の確立を図らなければならないから充実を図る必要があるといったことで、生活困窮者の自立支援法が施行されまして、福祉課の横で現在相談室を設けてやっておるわけですが、そういったところとの連携を図るといったところだとか、相談支援体制も、就労が特に生活保護については充実していく必要があるといったところで、文言についてはこういう形で充実を図る必要があるというふうに変えさせていただいたところです。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

実態から見て、この目標指標というのを下方修正するというのは仕方ないというふうに思います。もちろん今の被保護世帯の状況を見ますと。ただ、就労だけを目標指標に置くんじゃなくて、やっぱり生活の改善だとか、そういう人たちの日常生活を改善させていくだとか、こういったことも非常に大きな自立に向けての要素じゃないかなあというふうに思うわけで、そういったことも含めて、もちろん考えていらっしゃるというふうに思いますし、その施策の内容の②のところ、そのようなことも含めながら記述になっているというふうには思うんですけど、その辺の就労までいかないにしても、生活を自立させていくというところでの取り組みといいますか、その辺についても担当課のほうではきちんと方針を持ってやられているのか、そういった点について少しお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課主査（小崎尚美君） 現在、被保護世帯全員分で、11月で325世帯あるんですけども、4人のケースワーカーで月ごとだったり何か月ごとだったり、訪問のときに生活の状況を細かくお聞きして、その方に合った支援を行っています。もちろん就労についてもやっているんですけども、それ以外、基本的な生活ができるような支援だったり、病院とか、あとそのほかの他施策などで介護につなげたりとか、障害のサービスにつなげたりとか、そういったことも手続として支援してやっているところであります。細かくできるように訪問等を通じてやらせていただいております。

◎委員（塚本秋雄君） 3の公的医療保険・年金の現状と課題のところ、前のところは年金制度の将来の不安を原因とした未加入者がふえておりという表現だけど、今回は年金制度の将来の不安を原因とした未加入者も減少傾向にあります。前の場合は未加入者がふえておる。今回、未加入者も減少傾向にある。岩倉市の実態というか、本当にそうになっていっておるか、そこら辺の把握は数字的なこと、わかりますでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 具体的な加入者の数字、申しわけありません、今この場で御報告ができないのですが、実態としては未加入者は減少しているということで、この部分については年金機構、一宮年金事務所のほうに実態を確認して記載のほうは見直しさせていただいたところがございます。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ、数字は把握していないの。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 申しわけございません。今この場で即答できなくてまことに申しわけないですが、今お答えできません。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） なければ、第1章の3節は終結いたしました。

続いて第2章、自然と調和した安全でうるおいのあるまちの第1節、水辺環境の整備・活用。

暫時休憩して、職員の移動です。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） では、休憩を閉じ再開いたします。

第1節、質疑ございますか。

◎委員（梅村 均君） この項目というとなんかあれなんですけど、水辺環境の整備・活用ということで、竹林公園なんか五条川に沿ってありますが、ああいうところは環境教育とか、そういう面で活用の考えはないのでしょうか。何か竹林公園についての活用で考え方がありましたらお聞かせいただけないでしょうか。

◎環境保全課長（西井上 剛君） 現在、公園の活用というところになりますと、ちょっと環境保全では直接的ではないのかもしれませんが、五条川自然再生整備等基本計画の中で、護岸一帯のほうの整備をしながら当然教育のほうにも力を入れていくという中で、現状といたしましては、水辺を守る会さんとの協働の中で、竹林公園の竹を使った竹細工であるとか、そのような形で、親子で触れ合いながらやるというような方面での活用はさせていただいているという現状でございます。よろしくお願ひします。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第1節を終結し、第2節、公園・緑地。

質疑ございますか。

◎委員（鈴木麻住君） 公園のところ、2ページに目標指標というのがございます。そこに多目的トイレが整備された公園とあると思うんですけども、そこで現状値が平成26年で16園となっています。27年になると13園ということで、目標値が16園と。この数字の推移ってちょっとよくわからないんですけども、教えていただけますでしょうか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、御質問がありました多目的トイレが整備された公園数ということで、こちら現状値が平成26年度、16園ということで、今トイレのある都市公園で全て多目的トイレとさせていただいておるところでございます。27年度のこの目標値につきましては、当初、策定時点で平成27年度の目標値ということで掲げさせていただいております。こちらのほうは方針としては、こちらを変更しないということで13園ということで掲げさせていただいております。平成32年度ということで、今の現状、16園で全て多目的トイレ化というのは完了しておるものですから、16園とさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

◎委員（鈴木麻住君） そうすると、目標値はもう達成しているわけですよ。だから、これ計上する必要があるのかどうかということですけど、どうなんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 今回の見直しに当たりまして、27年度については修正をしないということ。確かに今回の現状値で入れているところだと、25年度の数値とか、26年度の現状値で入れているものがほとんどなんですけれども、27年度の目標については、これを策定した当時の5年後の目標だということで、あえてここは修正しないということにさせていただきました。確かに御指摘のとおり、32年度の目標を既に達しておりますので、

目標としては別の項目にしたほうがよかったのかもしれませんが、ここについては早期に達成できたということも含めまして残してございます。

◎委員（堀 巖君） 同じく公園のところで、以前にちょっと説明があったかもしれませんが、市民参加を進めるというのを消して、地域住民のニーズの把握というふうに、今、市民参加条例をこれからつくっていこうという機に後退というか、ちょっと弱い感じがするんですが、そこら辺の考え方についてお伺いします。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 御指摘のとおり、ちょっと後退的な表現になっているんですけども、実際に今からちょっと整備していこうというところの公園の施設なんですけれども、実際はもう遊具だけというようなものになっているのが現状でありまして、以前のようにまるっとリニューアルをするような場合ですと、確かに地域の方に入っていたり、区の役員だったり、子ども会さんだったりというのはあるんですけども、遊具をちょっと今はかえるだけのものになっておりまして、それを大々的に、遊具だけをかえるに当たって住民参加というような視点ではないなあというところがございまして、ただその場合でも、区長さんだとか近隣の方の意見は取り入れようというふうで今でもやっておりますので、そのような関係で大々的に参加ということがちょっと今不可能なものですから、そのような書きぶりにさせていただきました。

◎委員（堀 巖君） 遊具をかえるだけという方針自体が、市民参加で変わっていく可能性があると思うんですね。それは当局の方針であって、地域の人たちは遊具をかえるだけでなく、もう少し既存の公園の、ここに書いてあるように、魅力アップのためにこうこうこうしたらいいんじゃないかという意見が出るかもしれない。なので、やはり全体として、これから行政として市民参加を大々的にやっていくんだというやさきに、あえて削って、ちょっとニュアンスを薄くするような形というのはいかがかなという感じが、個人的な意見ですので答弁は結構です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第2節、公園・緑地は質疑を終結いたしました。

第3節、環境保全に移ります。

質疑ございますか。

◎委員（梶谷規子君） 総合的な環境政策の推進の4ページで、環境に優しいライフスタイルの促進のところの目標指標、住宅用太陽光発電システム設

置費の補助件数が、2014年度にはもう15年度の目標達成を上回って73件となっています。にもかかわらず、2020年度はその目標値が60件のままというのは上方修正するべきではないでしょうか。今、それでなくても原発をなくして自然エネルギーをふやそうという今の時代の流れの中で、よりこのところ、もう目標を達成したわけですから上方修正することを求めたいですが、いかがでしょうか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 太陽光発電システムの設置補助件数なのですが、21年からどんどん上向きでしたが、25年の90件をピークに昨年で73件、ことしに入ってもまだそれほど落ちついたか伸び悩んでいるような状況なので、2020年度の目標も60件のままということとさせていただきます。

◎委員（榎谷規子君） いま一つわからなかったんですが。そのままになった理由がちょっといま一つ。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） 太陽光発電システムの補助件数なのですが、平成25年度までは件数はどんどん上向きで上っていたんですけども、25年をピークに、昨年の26年度の73件はもう下がっている状況で、今年度もまたさらに下がってきているような状況でありますので、そのままということで、あと国の補助金のほうもカットになっているということもありまして、現状の60件ということとさせていただきます。

◎委員（榎谷規子君） これっていうのは、太陽光発電のシステムをもう載せている件数ではなく、その年度の補助件数なんですか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） そうです。単年度の、その年の件数です。

◎委員（榎谷規子君） 累計ではないから……。わかりました。

やはりここに書いてもらうのは、その年の補助件数ではなく、より太陽光発電の家屋がふえてきたという件数が載せられるべきじゃないかなあというか、この事業を推進というところで、そういうふうにも考えるのですが、どうでしょうか。

◎環境保全課長（西井上 剛君） 今回のこの指標につきましては、単年度の補助件数ということでやってございますが、ちょっと先のほうになるので、ページのほうはまたそのときでお願いいたしたいと思いますが、第4章のほうの快適で利便性の高い魅力あるまちというところの第4節に住宅というところがございます。その住宅の中で、優良な住宅供給というところで、住宅用太陽光発電システムを設置している世帯の割合というのが、これは市民アンケートとかの調査の結果ですので、実数ではないのですが、こちらのほうで全体としての割合はどれぐらいだという指標は持ってございますので、そ

ちらとは離れるということで、市のほうの施策という面でいきますと、補助金の設置件数ということで、単年でこちらは整理をさせていただいております。よろしくをお願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 2の廃棄物・リサイクルのところもいいですね。

最後のところのごみ処理施設の整備というところで、小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設の適切な管理・運営及び計画的な施設の更新と書いてあるんですけど、一番上に。計画的な施設の更新って、あと何があったでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設の更新につきましては、熔融炉と、あと破砕処理施設、それから管理棟のほうは第1期工事として平成26年度に完了しておりますけれども、2期工事として、周辺関連施設ということでストックヤードであるとか、あとまた既存の工場がまだ残っておりますので、そちらのほうの解体の工事、そういったものがまだ整備する必要がありますので、そちらのほうを平成30年度までに完了させるというような計画になっております。

◎委員（梅村 均君） 確認で申しわけございません。

1の総合的な環境政策の推進の最後の目標指数の環境フェア参加者数の指標があるんですけど、これはその(3)の生物多様性の保全の中の取り組みにおける指標なんですけれども、環境フェアの参加者がふえることでどういう意図があるというのか、市民に自主的な自然や環境にかかわる市民の自主的な活動の促進・支援を図るための指数というふうに考えればいいのか、この環境フェアの参加指数というのは、どういう意味でとられているのかというのをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

◎環境保全課主査（浅野弘靖君） (3)生物多様性の保全の中に、②環境学習の推進というのがありますので、まずこちらが環境フェアのほうに参加しますと、クイズとか、そういったものもありますので、こちらのほうにかかってくるかと思えます。

あと、③市民や事業者との協働関係であります。こちら環境フェア実行委員会のほうで企業さんとかに入っておりますし、あと参加される市民の方ということでの協働関係の強化ということにも資すると思えますので、こちらのほうにもかかってくると思えます。お願いします。

◎委員（関戸郁文君） 同じく自然生態園施設管理事業のところの目標指数で、自然生態園で生息するトンボの種類というのがあります。そもそもトンボの種類をふやすと、その自然環境がよくなるのか否かというのが一つと、それから18種類が15種類に減っていて、今度26種類が目標値になっているんですけども、どんな施策を打つとふえるかというのを教えていただきたい

んですけれども。

◎環境保全課長（西井上 剛君） まず指標がトンボになっているところですね。自然生態園開園当時から、こちらは「トンボ池」という名称をいただくぐらいの名称で管理しておりましたので、当然、生態園のシンボリックなものということでトンボを指標にさせていただきました。正直申し上げまして、こちらの18種類が15種類になっているということで、この26種類というのはかなり高目の目標であるということは認識しておりますが、やはりここに関しては、目指すべきところということで指標はそのまま残しております。

どのような施策かと申しますと、今はトンボ池のほうの底干しとかをやりながら、ザリガニ釣り大会で一生懸命外来種は取っているんですが、ザリガニ釣り大会がいろいろなところで、今、売り物になっているような実施形態もございます。そうした中で、非常にちょっとお答えとしては窮するところではございますが、まずは池の整理、底干しをやりながら生態系の復活を目指していきたいと思っております。非常に回答としては苦しいものではございますが、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） 2の廃棄物・リサイクルのところの現状と課題というところで、少し市と同じような悩みを行政区なども抱えているというふうに思っていて、そうしたところでどうしたらいいのかなというところを、答えは難しいと思えますけど、少し意見交換をしたいと思えます。

現状と課題というところの下から2つ目のところに、新たに道路・堤防への不法投棄とは異なる通常のごみ集積場所へのルール違反が問題となっているということでもあります。これは私が住んでいる岩倉団地でも常に問題となる場所でもありますし、今、議会でいろいろ意見を聞くという機会でも出される意見となってきたと思います。全市的にこういう問題が大きな問題になってきているんじゃないかなあというふうに思っています。改めてここに現状と課題ということで記載していただいたということは大きく評価するものでありますけど、この問題は非常に市民のモラルに関するものでありますので、改善を図っていくというのが非常に難しい課題だというふうに思っていますが、ここでは具体的に移動式の不法投棄防犯カメラの設置というようなことが書かれているわけではありますが、この点について、市民の中でどのようにモラルを形成していくのかというところ、この辺について何か今お考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） ごみ集積場所のルール違反のことについてのお尋ねということでして、最近、清掃事務所のほうにも

そういった苦情というのが大変多く入ってきておる中でございまして、ごみ集積場所のルール違反につきましては、ごみ集積場所という名称の場所に出すがゆえに、一般の不法投棄、違法なものとは異なりまして、ごみの中から、例えば個人の特定できるようなものを探し出して警告を与えるような手法をとることについて、ちょっと賛否両論があるというふうには思っております。

ですので、そういったことはちょっと難しい面があるという中で、市としましては、ごみの集積場が荒れている場合、まず警告シールを張って、ルール違反であるということを一定期間周知してから引き上げております。それで状況がよくならなければ、集積場所に注意喚起のラミネート看板を設置して、場合によっては警告色の強いような文言を入れることもございます。それでも改まらない場合は、ある程度エリアを絞って、マナー遵守の文書そのエリアの住民に対して直接ポスティングして、あわせて不法投棄の罰則が記載してある立て看板を設置したりします。

先ほど不法投棄の防犯カメラのことについても言及がありましたけれども、こちらは最終的な手段としてカメラを設置したり、また必要に応じて地区の役員さんと連携して巡回するようなことも可能性としては考えております。ただこれは、あくまで個人のルールやモラルに、先ほど木村委員も言われたように、問いかけるようなものでありますので、劇的な改善を求めることはちょっと難しいものですから、引き続き他市の成功事例とかを参考にして調査は続けていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 2の廃棄物・リサイクルのところでお願ひします。

2 ページ目の現状と目標値のところ、ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合が減っているんですが、周りを見れば非常に意識的な市民の方が多いと思うので、この下がっているところをどうお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 先ほど梶谷委員の言われました環境に意識を持って取り組んでいる方、ごみ減量・リサイクルに取り組んでいる市民の方が多いように見受けられるがということでしたけれども、実際のごみの量については、平成13年度をピークに年々減少傾向にあることから見ましても、市のごみ減量化あるいは資源化の施策を推進していく中で、市民の間で3R（リデュース・リユース・リサイクル）ということで、排出の抑制、それから再利用、再生利用といったことへの意識は年々向上していると思うんですね。その間に、レジ袋の有料化とか、そういった施策をして、マイバッグの持参とか、ごみを分別して資源化することについては、特別なことをしているというふうに考える市民の方が少なくなったのかなというよ

うなことで、こちらのアンケートの中での質問に答えなかった人が多くなったのではないかということが考えられます。よろしくをお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 右のほうのごみの資源化率について、2014年が減っているんですね。以前よりも雑紙なども資源化するという市民の人たちの意識もふえているので、ふえているのかなあと思ったら減っていて、目標値も下方修正しているんですが、33%から24%にまで。そこら辺はどう見て、どのような修正をされたんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） ごみの資源化率の目標値を修正したということについてのお尋ねでございますが、その変更した理由、環境保全課のほうで施策として日曜資源回収というものがあるんですけども、そちらのほうの拡大ですとか、あと今年度4月から開設した「e-ライフプラザ」、そういったものによって市民の排出機会がふえて、それから資源回収量の増加を図る施策を進めております。

ただその一方で、民間企業の自主回収であるとか、あと回収拠点の設置、それからスーパーでの店頭回収、あとペットボトルとかを見ていただくとわかるんですけども、製品そのものが軽量化していると。あと、また先ほど申し上げたこととちょっと重なるんですけども、市民の間に排出そのものを抑制するリユースという考えが浸透してきている状況を勘案しまして、指標の中に民間等の回収分を含めず、除いた公共分として把握可能な数値に変更した上で、ごみの資源化の施策を今後努力してとり行っていくことにより、達成可能な数値ということにさせていただいたものでございます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第3節は終結といたします。

続いて、第4節、防災・防犯です。

質疑を許します。

暫時休憩して、職員の移動です。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎委員（鈴木麻住君） 防災・浸水対策、1番のところでは現状と課題というのがありまして、そこで前のあった文言、本市では水害や地震など災害時に安否確認や避難誘導を行うため、災害時要援護者の登録制度を実施していますというところから、緊急時に情報を有効活用するための仕組みづくりが課題となっていますという文章は削除されています。これはどういう理由で削除されたのか、ちょっと教えてください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） これは災害対策基本法の改正で、災害時要援護者という制度自体が、下に書いてあります避難行動要支援者の制度に変わりましたので、それに伴ってこの部分は全て削除で、新たに災害時要支援者の関係の文言を追加したという形になっております。

◎委員（鈴木麻住君） それで現状と課題、今回の改正で改正されているんですけども、どちらかというところは前からちょっと思っていたんですけど、地震についてのコメントが中心になっていて、最近では台風の被害とか、そういうものが非常に被害を大きくしていると思うんですね。ことしに至っては相当大きな台風が何件も上陸しているということもありまして、幸いこの愛知県あるいは岩倉市においては大きな被害は出ていなかったんですけども、ちょっと余り踏み込んだ言い方はしたくないんですが、私、一般質問でこの件をやらなきゃいけないので。ただ、そういう台風についての避難誘導だとか、いろんなこともちょっと入れるべきじゃないかと。最近ではタイムライン防災とか、そういうようなこともあるので、そういう文言も必要かなあと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 岩倉は土砂災害の危険性というのはありません。それから、五条川のほうも堤防が決壊するということは、ほとんど可能性としては低いというふうに思っております。ですので、やはり現在、南海トラフの地震のほうが非常に懸念されておりますので、そちらのほうに軸足がちょっと向いたような形で、この記述のほうはさせていただいているというような形になります。

◎委員（大野慎治君） 2点お聞かせください。

地震・防災対策基礎調査を今策定中ではございますが、その活用方法が今回の総合計画の見直しで書かれていないんですが、理由を教えてください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 現在、確かに地震対策基礎調査のほうはやっておるんですけど、それも含めまして、こちらの施策というのは、これについては調査結果にかかわらずやっていくものだというふうに思っておりますので、当然結果が出た場合には、そちらについては地域防災計画等でちゃんと対策等について講じていきたいというふうには思っております。

◎委員（大野慎治君） 1点、もう一度確認させてください。

防災推進対策の中で4ページ目、最後のページなんですが、公共施設の耐震化率100というふうになっているんですが、公共施設の施設カルテを見させていただくと、施設カルテ上では100になっていないんですが、どちらが正しいのかお聞かせください。

◎都市整備課長（高橋 太君） 御質問の、今データが手元にはございません

ので、ちょっと確認させてください。

◎委員（梶谷規子君） 浸水対策の充実のところの目標指標で、雨水整備計画に基づく雨水貯留施設の整備進捗率ですが、いわゆる平成47年度までの30年計画が、2014年にはもう20.3%に達しているというところなんです、ちょうど最初の目標値に達して、2020年で44.1に、63.3%までの下方修正されているのはどういう理由からでしょうか。住民の要望では、より雨水対策は前倒しでどんどん推進してほしいという要望なんです、なぜ下方修正されたのか、お聞かせください。

◎上下水道課主幹（石黒光広君） 当初の総合計画におきましては、平成32年度までに中央公園に地下貯留施設の計画をしておりました。しかし、中央公園の地下貯留施設というのは、容量が他の施設より3倍ほど多い7,000トンになるんですね、容量が。であれば莫大な事業費がかかるということで、優先順位の見直しを行いました。その結果、21年度は南小学校、23年度は北小学校が既に完了しておりますが、今後32年度までの予定といたしましては、平成30年度に大矢公園、さらに平成32年度には五条川小学校の地下貯留施設の整備を予定しております。

ということで目標の数字でございますが、こちらにつきましては必要な容量で算定をしておりますので、その関係上、数字が下がっておる状況でございます。ですので、決してやらないというわけではございませんので、引き続き浸水対策の事業に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 消防のほうも行っていいですか。

◎委員長（相原俊一君） 大丈夫です。どうぞ。

◎委員（梶谷規子君） じゃあ、消防・救急のところで救命知識・技術の普及・啓発の目標指数ですが、当初の計画では応急手当と普通救命と別々での目標が、今回は応急手当、普通救急の救命講習参加数を一本にして、さらにレベルアップのバイスタンダーCPRという本当に一般の人が心臓マッサージをどんな現場でもやれるようなという、とても高いものが求められているところの目標を持っていらっしゃるのですが、ここら辺は今の時代の要請の中で、やはりそういう人たちが求められる、そのためにはより講習をしなくちゃいけないという、講習をする人をふやさなくちゃいけないというところでの上方修正にしているのかなあと思うんですが、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

◎消防署主幹（川松元包君） 今、御指摘いただきましたとおりで、私たちが目指すところといいますのは、救急車で搬送しました方の救命率の向上と

いうのを目標にしています。その救命率向上に取り組む中で、職員は当然努力しているんですけども、救急隊が到着するまで、その場に居合わせた方のことをバイスタンダーと言っているんですけども、その方に、必要な胸骨圧迫（心臓マッサージ）をやっていただくために、そのことを目的として講習をやってきました。今後も、そのことの啓発ですとか講習は充実に努める場所でありまして、当初は、一般市民の方にそれをやってもらうために講習を始めました。今もやっているんですけども、なかなか救急隊が到着するまでに実際やってもらっているかということ、決して多くなかったもんですから、新たな取り組みとしまして、119番を受信したときに、それが必要だというような状況が推測された場合に、電話のやりとりの中で、やり方を伝えてやってもらうという取り組みを始めましたので、実際、講習で促して、電話で促してという数字のところ、バイスタンダーCPR実施率の向上に努める目的、さらにはその先の救命率向上というところにつなげたいということで、このような変更をさせていただきました。

◎副委員長（黒川 武君） 今のにちょっと関連してお聞きいたします。

このバイスタンダーCPR実施率、26年度51.3%としてあるんですね。これの算定の根拠をお聞きしたいということと、もう1点はこうした救命措置、一般の方、たまたまその場に居合わせた人が実施するというのは、僕はかなり勇気が要ることだと思うんですけども、それでも過半数を超える方が実施していただいているというのは、本当にそれはすばらしいことだなあとthinkんですけども、ただそういう人が生きるか死ぬかの非常時に、そういう特に居合わせた人が行った人への対応というのは、やっぱりやって終わりというわけじゃないですよ。やった結果、本当にやったことがよかったのかどうかと、やっぱりその人がかなり悩むと思うんですよ。そういう方へのケアみたいな対応といったものはどのようにお考えなのか、2つお願いいたします。

◎消防署主幹（川松元包君） まずこの数字の算定ですけども、救急車で人工呼吸ですとか心臓マッサージをやりながら病院に運んだ数のうち、救急隊が現場に着いたときに、その場に居合わせた一般市民の方で、胸骨圧迫（心臓マッサージ）等の救命処置をやっていただいた方の割合を示させていただきました。26年度につきましては50%を超えていますけれども、数がそんなに多いものではありませんので、50%を切ったり超えたりというところで推移しているのが現状です。

それから、次にありました心のケアの問題ですけども、先ほど申しましたように、救命を目的に、その手段として救急車が到着するまでにぜひやったほうが数字が上がるであろうということで、私たちが啓発活動に努めて、

一般市民の方にその知識をお伝えして有効性を示してやってきたものですが、今、御指摘していただきました問題はここ一、二年というふうに認識しているんですけれども、クローズアップされてきたといいますか、今までは見えていなかったものが、こうやって一般市民の方もそういうことをしていただけるようになって新たに出てきた問題だというふうに認識しています。

うちの経験からしましても、実際に手当てをされた方が、あれでよかったんだろうかというふうに思い悩んでいたということは伝え聞いたことがあります。ですので、新たな取り組みといたしまして、救急隊が到着したときに、まず声かけとしまして「ありがとうございます。適切な処置をしていただきました」というようなことをお伝えするように努力しています。それで、できる限りこれも伝えようと思っているんですけれども、やっぱり心の問題というのは、ほとんどない衝撃的な現場に出くわしてしまった後、数日とか何日かたってから思い返して悩まれるという現状があるようですので、「今後、何か不安というか疑問とかありましたら消防署のほうに連絡をください」ということは、救命の現場なのでなかなか全部伝えることはできないんですけれども、伝えるように努力はしています。

ですので、そのことを受けまして、救命講習なんかでも、そういうことがあるということはおわせてお伝えして、もしもそういうことをやられた後に不安ですとか、穏やかでいられないような状況があるようでしたら、一度お話を聞きますと、人に聞いてもらうだけでも気持ちが落ちついたというようなこともお聞きしますので、人に話を聞いてもらうような環境をつくっていききたいというふうに思っています。

◎委員（木村冬樹君） 1の防災・浸水対策のところの施策の内容の(2)地域の防災力の強化というところで、目標指標ということで新たに自主防災会地域合同防災訓練の実施校区数ということが上げられました。それで、いわゆる4校ということで、東小学校区だけができていないというところで、この間の議会でも、どのようにして実現していくのかということをとともに考えてきたというふうに思っています。それで5年後の目標、5校ということで、もちろん毎年5校でやれるような形になっていくことが望ましいと思っておりますけど、少し今年度動きがあるというふうにお聞きしているところではありますけど、全校での実施に向けてどのような取り組みが行われているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 木村委員さんがおっしゃるとおり、今、東小学校だけが地域合同防災訓練が行われていないということで、今年度、

東新町の自主防災会長さんにお話をし、東小学校はやっぱり大部分が団地の方が多いいということ、まず取っかかりとして、そこと合同で市の職員と訓練ができないかということ、御相談をしております、今、計画のほうもつくって今度案を御提示するような形になっておりますので、今年度実施できるように努力しております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。地元に住む者としても、できるだけ力を尽くしていきたいなあと考えているわけですが、東小学校区は、御存じのように、他の小学校区と少し特殊性があるということで、外国籍の住民が非常に多いということでもありますので、そういった人たちの参加というのが非常に重要だというふうに思います。ある意味、そういう人たちは災害弱者と言われている、言葉が通じないというようなことも思われますので、そういう参加のあり方というか、こういったところをもう少し検討を加えていっていただきたいというふうに思うわけです。要望なんですけど、今何かお考えがございましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） まず今年度につきましては、やはりまず取っかかりということで、東小学校区で何らかの形で市のほうと自主防災会のほうとで合同でできないかという形でやっておりますので、例えばそれが軌道に乗ってきまして、東小学校区全体で広がっていくとかいうことになりましたら、そういう外国人の対策についても考えていきたいなというふうには思っております。

◎委員（木村冬樹君） では、よろしく願いいたします。

次に、2の消防・救急のところでも1点だけお聞かせいただきたいと思ます。

現状と課題というところでも、あるいはその施策の内容の(1)のところでも消防の広域化の問題が記載されています。以前から大きな課題というふうになっておりますし、この間のやりとりの中では、岩倉市の消防体制がマイナスにならないようにということ、をきちんと確保しながらという話があったというふうに思っております。それで、今後5年間を見通した場合の消防の広域化の進展、この辺は何か情報がございましたら少しお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課主査（伊藤孝夫君） 広域化につきましては、御承知のとおり、まずもって今度28年4月1日から消防通信指令事務の共同運用を開始するわけですが、その組織体制を各消防本部から職員を必要数派遣するという体制で進んでいくわけですが、一定、組織体制を検証した中で広域化について協議をしていくという予定になっておりますので、よろし

くお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。その消防通信指令事務の共同運用の体制を検証する中で動きができてくるのではないかとということでもありますので、まだ具体的なものはないということを確認させていただきます。

次に、3の防犯・交通安全のところでもお聞かせいただきたいと思うんですが、現状と目標値というところで、下段のほうの防犯面において安心できると考えている市民の割合というところで、平成20年度と比較すると、5ポイントぐらい平成25年度上がってきているということでの目標値がこのことでもいいのかということなんですが、全体を通して言えることだと思いますけど、思い切って目標値を掲げているところもあれば、現状に合わせて目標値を下方修正するだとか、あるいは現状結構いいところまで行っているのに目標値を上げないとか、こういうところの判断が非常に難しいわけですよ。それで、この防犯面において安心できると考えている市民の割合というところで見れば、やはりこれも思い切った目標値設定が必要ではないかなというふうに思うわけですけど、どのような検討で現状の目標とされたのでしょうか。

◎危機管理課主査（早川高志君） 防犯面において安心できると考えている市民の割合の数値ということでしたが、防犯面のアンケート調査の場合、ほかのアンケート調査よりも、より直近に起きました犯罪とか事件などの数字的印象が、より多く数字的な結果として反映される傾向にあると考えております。

防犯面に関しては、防犯パトロール隊が平成15年8月に全ての区に発足され、10年以上経過しており、今後、防犯パトロール隊の方に対する情報提供の場や、より活発に活動ができるような支援等を行っていき、また具体的な防犯の設備面におきましては、こちらにある25年の現状値の数値、28.6%には反映がされておりませんが、市内の防犯灯全灯をLED化したことにより、防犯環境整備の面においても一定の改善がされておると考えております。数字的には、最初に答弁させていただいたように、多少印象的な部分が上下する部分があるので、今回記載をさせていただいたような数値で目標値とさせていただきました。

◎委員（木村冬樹君） アンケートにおいて、直近の犯罪や事件の影響を受けやすいということは理解できるわけであります。ただ、市としては防犯灯のLED化だとか、さまざまな防犯上の対策についてはいろいろの間やっけてきている。これからも充実させていこうという計画になっているわけで、結果的に直前に犯罪か何かが起こって下がるということはあるにしても、

目標はやはりもう少し高く持つべきではないかなあというふうに思うんですよね。せっかくいろんな形で進めている防犯事業、市民も巻き込んで市民参加のもとでやっている防犯事業でありますので、高い意思を持って臨んでいただきたいというふうに思うわけですが、要望ですけど、それに対してコメントがあればお聞かせいただきたいと思います。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 木村委員がおっしゃられる意味は非常によくわかります。今、先ほど早川のほうからも答弁させていただきましたけれども、次のページの目標指標なんかを見ると、やはりこういう満足しているという形でも、防犯対策として満足している割合というのは、ちょっと20年に比べて下がっているとかいった部分もありますので、少し目標設定という部分では上方修正をし切れなかったという部分がございます。

それで、言われるとおり、今後の5年間につきましては、いわゆる具体的な施策のもとに市民の方々が一步一步、岩倉って安全だなあというふうに感じていただいて、安心できるまちづくりというものがどういうふうなのかというのは、市民の方に御意見を聞きながら一步一步進めてまいりたいと思いますので、今後5年間につきましては、この目標値については27%という数字は掲げさせていただいておりますけれども、25年度の28.6%を下回らないような形で鋭意努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 防犯・交通安全の最後のところで、防犯灯の設置数が、2020年の目標が50基も下方修正されているのを見つけてしまったんですが、少しずつ防犯灯がふえていて目標値に近づけていってもらっていると思っていたのに、なぜここで下方修正されていたのか。LEDになったから明るくなったというところで、50基少なくとも明るいという認識なのか、どうなんでしょう。この前、石仏公会堂で、やはり石仏周辺は暗いというような声を石仏町民の人たちから聞いてきたところなんですけど、まだまだそういうところがあるんじゃないかと思うので、下方修正をされたところの理由を聞かせていただきたいと思います。

◎危機管理課主査（早川高志君） 防犯灯の設置数の目標数値が3,419基か3,369基に下方修正されているということでございましたが、従来の目標数値では、おおむね年間35基の新設を見込んで目標値として設定をしておりました。過去に行った暗がり診断などによる450基の防犯灯の設置や、昨年度の防犯灯LED化により、各区から出される要望の件数については減少傾向にございます。

昨年4月に行った数値ではございますが、尾張部にございます各市町の防

犯灯設置状況においても、調査できた12市町のうち岩倉市におきましては、面積当たり、また人口当たりの防犯灯設置本数はいずれも第2位となっており、近隣市町と比較しても多くの防犯灯が設定されている状況にあります。今回の目標数値は、近年の防犯灯設置数をもとに、年間25基の新設を見込んで計上をさせていただきました。引き続き、区からの要望はなるべく設置基準に照らし合わせて設置できるものは設置をさせていただきたいと考えておりますし、また新設じゃなくても電柱の移設等によって不要になったものや、道路の新設等によって道路照明が設置されたことにより防犯灯が不要になったものを移設するような形で、要望のところに設置ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、石仏町につきましても、今年度区から要望があった箇所、2本だったか3本だったか数字はちょっとあれですが、既に設置をさせていただいていると承知をしております。以上です。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 先ほど公共施設の耐震化率の100%の件について御質問いただきました。その件についてお答えさせていただきます。

今回、この総合計画のほうの100%というのは、先に昨年度行いました実態調査のほうの数字の件についてお答えさせていただきます。

実態調査につきましては、30平米以上の建物全て、人が使う使わずにかかわらず全て調査をしております。この耐震化率が100%でないというのは、常時人が使用していない倉庫だとか、プール附属棟などで一部耐震化されていないものがあります。それについては全体の1.7%であります。そういうものについては、今回総合計画のほうでは、人が使わないものは対象外ということで100%とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 交通安全施設の整備の中に、あんしん歩行エリアの整備というのが前あったんですけれども、これ、国とか県が絡んだ事業だというふうに※の説明を読むと書いてあります。これは事業がなくなったのか、それとも市の方針として取りやめたのかというところをお聞かせください。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 堀委員おっしゃるとおりでして、そちらのあんしん歩行エリアの設定というのが期間限定で限られていたものでありまして、既にもうその概念がなくなっておりますので、こちらのほうは削除させていただきました。

◎委員（堀 巖君） 重ねて、そういう概念がなくなったことはわかりましたが、市として、これをつくったときはそういったことをやりましょうというふうに構想していて、市の独自でやろうという考えは持たないというこ

となんでしょうか。

◎維持管理課主査（田中伸行君） 現在、それにかわるというものではないんですけれども、学校教育課が事務局になりまして交通安全プログラムというものを策定して、毎年PTAさんから、それは通学路にちょっと限定したものになるんですけれども、通学路に近いところの御要望もあるんですけれども、そちらのPTAさんからだとか学校からの要望を吸い上げて、危険なところに関しては、該当部署、危機管理の生活安全グループですとか、あと学校教育、我々維持管理の部署が集まって会議を開きまして、当然警察の方もそこに入っておられます。県道の一宮建設事務所の方も入られまして、会議を毎年行うようにしております、その中で対策を練っていくというのが、ことしの7月に組織としてなりましたので、そちらのほうで対策のほうはさせていただいていきます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第2章、第4節は終結いたしました。

続いて、第3章、豊かな心を育み人が輝くまち。

暫時休憩いたします。職員の入替えをお願いします。

45分まで休憩します。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） 定刻になりました。休憩を閉じ会議を開きます。

第3章、豊かな心を育み人が輝くまち。第1節、生涯学習の推進についてを審議いたします。

質疑ございますか。

◎委員（梅村 均君） 1の生涯学習の現状と課題の部分でございます。

黒ぼちが6番目の最後のほうですけど、一般利用者が利用しづらい状況が見受けられるということで、そういった状況を踏まえて、既存の公共施設の有効活用が課題というふうに捉えられております。こういった既存の公共施設の有効活用、課題ですけど、こういった今後取り組みをされるのでしょうか。そのあたり、もしお考えがありましたらお聞かせをお願いいたします。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 今、委員がおっしゃられたように、既存の公共施設の有効活用ということで、今こちらのほうで考えているものとしましては、学習等共同利用施設ですね。そういったところが地元の人以外にも有効に活用できていないような部分もあると見受けられますので、そういったところを中心に今後考えていきたいなあと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 生涯学習についてお聞かせいただきたいと思います。

受講者数は本当にふえていて、2020年度の目標値も400人上方修正されているところなんです、現状と課題のところでも、生涯学習に取り組んでいる市民が2割から25%へと変更されています。

しかし、私が気になるのは、これは変わっていないところだと思うんですが、4番目のところで「しかし、その目的が自分のための学習にとどまっております、生涯学習の最終的な目標と言われる自己実現・社会貢献への発展的展開が課題となっています」というところです。やはりもちろん社会貢献への発展的展開があれば、生涯学習活動がより有効なものとなると思うんですが、やはり高齢になっても生涯学習に取り組んでいる人たちがふえているということは、そのことが市にとってもそのこと自身が市に貢献している、生き生きした高齢者、みずから自立した高齢者もふえているというところにつながっていると思いますので、自分のための学習にとどまっておりますという、ちょっと否定的な捉え方というのがどうなのかなと思うところなんです、いかがでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 近年、生涯学習に対する関心は生涯学習講座の開催状況を見てもわかるように、とても高い状況にあると思われまます。生涯学習における現状と課題の中で、岩倉市において生涯学習の目的が自分のための学習にとどまっているというように表現をしておりますけれども、生涯学習講座をきっかけにサークル活動が始まったり、またサークル活動として小・中学校や老人ホームでボランティア活動が行われる、そういった状況も見受けられまして、発展的な展開が行われているということは承知をしております。

自分のための学習が、知らず知らずのうちに社会のためになっているということもあろうかと思われまますけれども、現状において、いまだ多くが発展的な展開に至っていないと思われまますので、引き続き自分のための学習にとどまっているという表現を用いるとともに、行政側として、これらの状況を的確に把握して発展的な展開に向けて支援をしていかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） もちろん発展的な展開があれば、よりいいと思うんですが、その方が生涯学習に取り組み続けている、より継続されているということそのものが、生き生きした市民が多い岩倉市というところでの貢献になっていると思うんですね。なので、とどまっておりますというところが非常にひっかかるんですが、どうでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 1点、生涯学習の自己実現あるい

は社会貢献といったフレーズというのが、国の教育振興基本計画とか、あるいは文科省の大臣通知とか、そうしたところから出てくるフレーズであります。基本的に、確かに委員と言われるような形の効果というものもあるんですが、教育基本法の中のそうした学習が、その成果を適切に生かすことができるような社会といった表現がされていますので、そうした形にのっとったものになっておりますので、お願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 3番の文化財の保護・継承についてお伺いします。

3ページ目、指定文化財の件数ということで、目標指標で平成21年度17件から、27年度は19件、これは27年度が県の指定が1件で市の指定が18件だと思うんですけども、32年度が21件と2件一応目標としてふやしましょうということだと思うんですけども、これは最初に計画を立てられたときに、もう27年度は19件となっていたんですね。32年度も21件で変わっていないんですけども、これは要するに候補とか、こういうものも指定にしたいとかいうものがあって数値が示されているのか、どういうものが今候補に挙がっているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 平成21年17件から平成26年19件にふえたその2件については、誓願寺にある織田伊勢守信安夫妻墓、あと鈴井八幡社にある鈴井町獅子館がありますけれども、そういったのは地元からこういったものがあるので、ぜひ指定文化財にしてもらえないかという話であったり、あと独自に市内を回っていて、文化財保護委員の方からこういったものをぜひ推薦してはどうか、そういった提案に基づいて内容を審査した上、指定をしている流れになりますので、特にこの先こういったものという予定を持っているという状況ではございませんが、引き続き市内にまだ貴重なものが眠っている可能性がありますので、そういったものを発掘していきたいと思っております。

◎委員（鈴木麻住君） もう1点お聞かせください。

次のページで、目標指標の中に歴史文化財ガイド登録者数というのがありまして、これは、目標値が2020年度は当初の予定が40人だったんですね。これが今20人に減らされているんですけど、この理由を教えてください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 文化財のガイドの登録者数ということですが、現在、文化財ガイドということで考えているのが、民具の整理をしている民具研究会であったり、あとは既に活動している、いわくら塾さん、そういった方を文化財ガイドにということで考えておりますけれども、現状、民具研究会にしても、いわくら塾としても高齢化が進んでおりまして、またそういった若い新たな人材を発掘しないといけないというところで、若干目

標値を減らしている状況になります。

◎委員（堀 巖君） この生涯学習のところも、先ほどの概要版、参考資料をいただいた中では、背景のポイントというところに「特になし」というのが非常に多いです。生涯学習、図書文化財の保護・継承、図書館、青少年健全育成、全て特にないと。修正に至ったポイント・背景がないのに修正するということで多分違うと思うんです。やっぱりあるはずで、例えば図書館などは、小牧市さんの図書館の指定管理者問題でいろいろ取りざたされておりまして、例えば市民の17%ぐらい、ちょっと正確な数字ではないかもしれませんが、17%ぐらいしか実際図書館を使っていないと。そういった中で、指標で掲げているサービスに満足している市民の割合というのは、多分図書館独自のアンケート調査だというふうに思われますが、ここら辺のつかみ方、市民全体としての図書館なのか、利用者だけが満足すればいいのかみたいなのところの考察、ちょっとまず第1点目、そういったところは どうお考えでしょうか。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（寺岡秀樹君） 市民の皆さんのニーズをどれだけ捉えているかと言いますと、今、委員が言われたとおり、それほど皆さんに聞き回ったわけではございませんので、市民全体に対するアンケートを今後……。これは市民意向調査によるものであります。以上です。

◎委員（堀 巖君） 図書館に限定したアンケートではなくて、市民意向調査だということ非常に高い満足度を得ているということなんですが、実際、先ほど言いましたように小牧では17%ぐらいしか使っていない人たち、実際使ったからこそわかるんですよね、満足度って。そこら辺のつかみ方はこれで正確というか、実際、市民意向調査の数値は数値として受けとめつつも、本来、市民全体のものになっているかどうかというところは どうお考えでしょうか。

◎生涯学習課長（片岡和浩君） 確かに市民意向調査という形で抽出して市民の方に聞いている数字がこういう形になっておりまして、利用者が市民の何%に当たるかという調査というのはなかなか難しいところなのかなあというふうに思っています。

また、利用者に対してアンケート調査をとれば、当然利用者だけのアンケートの数値の結果になるということで、委員言われるような市全体でどれぐらいの満足度という話になると、どうしてもやはり市民意向調査で抽出した人数の中で判断をしていかななくてはいけないのかなあというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

次に、青少年健全育成のところもいいんですかね。ここも特になしというふうに書いてあるんですが、自分の将来に夢や希望を持っている中学生の割合が、かなり10ポイント近くも落ち込んでいる。これはかなり深刻なわけで、やっぱり特になしというのは絶対にはないと思います。あと実際、個別に書き込んであるスマホやSNSといった社会情勢の変化というのはあるわけですよ。そういったところに、5年間たって情勢が変わってどう対応していくかというところが今回の修正のポイントだというふうに思うわけなんですけれども、ちょっと話が2つ入っちゃったので、まず成果指標における夢や希望、こういったところがなぜこんなふうになんて減少してきて、じゃあ、それを改善するためにどうしていくかというところについての見解をお聞かせください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 委員のおっしゃるように、自分の将来に夢や希望を持っている中学生の割合が10ポイント近く下がったということは非常に大きな変化だと捉えていいと思います。そういった状況もございしますので、青少年問題協議会の専門委員会のほうで、隔年で実施をしている青少年における生活実態調査という調査がございしますが、その中でも「自分の将来に夢を持っているか」、そんなアンケート項目を設けまして今後状況把握を努めていきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） だから、そういったことを今回プラスアルファ書き込むというところが何か見えてこない。説明を聞けば、いろいろ本当にやってみえると思うんです、たくさんの事業を。そういったところが修正のところのポイントとして本当はわかると、なお一層いいかなと、これは意見ですのでいいです。

◎委員（大野慎治君） 素朴な疑問なんですけど、関連する計画・条例で、岩倉市生涯学習基本構想・基本計画が平成15年3月に策定されてから12年たちますが、これを改定するという計画はありますか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 岩倉市生涯学習基本構想・基本計画については、計画後10年以上経過をしているということで、現在、今年度から来年度にかけて教育振興基本計画のほうに包括するという形で見直しを考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（大野慎治君） スポーツのところちょっと1点、なぜ目標指標を見直さなかったかということをお聞かせください。

(2)指導者・団体の育成と充実で、目標指標として、総合型地域スポーツクラブのスポーツ教室・交流会の開催日数が現状値114回、多分週3回やられているんですが、最終的には僕は150回で正しいのかなあとっておった

んですが、毎日やるという、この358回は余りにも目標が高過ぎちゃって、達成できないにもかかわらず、ごめんなさい、僕が言うのも何ですが、下方修正すべきだったんじゃないかなあと思うんですが、見解をお聞かせください。

◎生涯学習課長（片岡和浩君） 委員言われるように、358という目標は毎日という形の数値の目標であります。実際に今実施しておりまして、やはり週3ぐらいが現実的にはできる範囲なのかなあというふうに思っております。ただ、目標でございます。基本的には市民1スポーツということで目標を掲げておりまして、なかなかスポーツクラブの登録人数もふえていかないんですが、やはり継続して行っていきながらふやしていき、しかもそうなる、いろんなところ、学校の体育館等でも実施ができるようになれば、これは夢になるんですけど、1日1回どこかでやっているようなところを目標にしたいということもありまして、この数値を目標値として上げさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） まず、4の図書館のところでお聞かせいただきたいと思います。

現状と課題というところで言いますと、最後の2つの黒丸が追加されているという改定だというふうに思います。それで、現状と目標値は先ほど堀委員が言われたような現状がある。それから、その下のところも市民1人当たりの貸出数は、20年度から25年度にかけて減少している。その次のページにあります貸し出し延べ人数についても減っているという状況で、目標値は変えずにということで、その点ではすごい積極的な目標ということで評価したいというふうに思うんですけど、ただこれを裏づける新たな施策というところがなかなか見受けられないなあというところなんです。

現状と課題というところを見ると、電子書籍の関係での既存の紙媒体資料に限らない電子書籍サービスについての検討だとか、あるいはその上のところでは、障害者や外国人の利用も促していこうというようなことだというふうに思いますけど、今この間ずうっと言われている魅力的な図書館、後で一般質問があるというふうにお聞きしていますので、余り立ち入っては聞きませんが、私自身もこの魅力的な図書館づくりについては幾つか提案をしてきて、貸出書籍の内容もそうなんですけど、やはり市民参加だとか、あるいはソフトの面でいろいろ取り組みをやっていったらどうかなあというふうに思っておりまして、この間提案させてもらっているのが赤ちゃんタイムというものだし、あと、市民がポップづくりをしたりとか、そのポップをコンテストにかけたりとかいうようなことをやったらどうかなあというふうな提案を

させていただいています。

実際、絵本や紙芝居を含む児童向け図書の貸出数というのは伸びていますので、赤ちゃんタイムを実施しなくてもこれは伸びていくのかなあというふうに思いますけれども、やはり図書館に来やすくする、市民に来てもらえやすくする、こういった環境づくりというのが一つ大事ではないかなあというふうに思うんですけど、そういう点について、貸出数の減少に対応するという点で何か対策が必要ではないかと思えますけれども、その点についての見解をお聞かせください。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（寺岡秀樹君） 図書館の活動におきまして、いろんなまだ図書館に来たことがないという方が非常に多いのであります。そういった方々が図書館に来ていただけるようにいろいろ施策を考えたいと思えますけれども、以前の議会でも相原議員から言われました。図書館の本が汚いから借りたくないという方も結構ありますので、消毒機なんかを取り入れるのも一つの案かなあとも思いますし、いろんな行事、大人を取り込んだような行事をこれからもやっていきたいなあというふうに考えておりますけれども、子ども向けの鉄道模型運転会とか、お話会なんか、かなりの参加がありますので、そういった回数をこれからもっとボランティアの方々と相談しながら広げていって、活動を支援して利用者をふやしていきたいなあというふうに思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） このぐらいにしておきますけど、やはりそういう現状を目標に近づけていくという点での施策の内容については、もう少し記述が必要ではないかなあということを意見として述べておきます。

6のスポーツについてもお聞かせください。

スポーツについては、現状と課題というところが余り変わっていないというところであります。それで、さきに示された概要版のところで見ると、社会情勢の変化など修正に至った背景・ポイントというところでは、国の法律としてスポーツ基本法が施行された平成23年ということが書かれています。これは非常に大きな法整備だったというふうに私は捉えているんですけど、現状と課題のところ、そういったようなことでスポーツ基本法が施行されるところが、なかなか中間見直しで、そういう観点での見直しも必要だったのではないかなあというふうに思うわけですけど、余り変わっていないというところを感想を持っております。

それで、一番最後の黒丸のところは全く文章が変わっておりませんが、今後新たなスポーツ施設の確保は困難な中というところで、学校施設等の開放ということでありますけど、新たな展開といいますか、そういったものも

記述していく必要があるのではないかなというふうに思います。市長の100策の中にも掲げられている部分もありますので、そういったやはり一定の情勢の変化、それから市民の要求の高さ、こういったところから少し現状と課題、そしてまた施策の内容について、見直しの中でつけ加えていくことなどが必要ではなかったのかなあというふうに思うわけですけど、その辺の検討はどうだったのでしょうか。

◎生涯学習課主査（木村伸佳君） 見直しのほうなんですけれども、スポーツ基本法の中に盛り込まれておりますのは、指導者の育成、スポーツ施設の整備、学校施設の利用、地域におけるスポーツ振興のための事業ということが今の現状の総合計画の中に盛り込まれておりますので、今回新たには追加はしていません。

それと、スポーツ施設の確保ということですけども、これも教育振興基本計画の中で市民のアンケート等もとりながら、今後に向けて検討させていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 法律の中でそういうことが定められてきているということと、市民の要求が非常に高まっているというところで、例えばこの施策の内容のところのもう少し(4)なりをふやして、新設の施設の研究だとか、検討だとか、こういうようなこともぜひ触れていただきたかったなあというふうに思います。

実際のところは、教育振興基本計画の中にどのようにうたわれていくのかというところになってくると思いますので、それはその計画のほうを待ちたいというふうに思いますけど、要望としてこのスポーツのところの施策の内容について、もう少し深く掘り下げた記述が必要ではなかったかなというふうに感想を持っております。何かそれでコメントがあればお願いいたします。

◎生涯学習課長（片岡和浩君） 申しわけございません。スポーツ施設の記載がないというふうなお話でございました。一番最初の現状と課題の中に、一番最後の黒丸の中にも、学校施設等の開放を進めるなどスポーツを行う場の確保に努めていく必要があるということで、この一文があるものですから、新たに書き加えるということは今回避けさせていただきましたので、その辺は御理解いただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（塚本秋雄君） 木村さんと同じような質問になりますけれども、図書館の関係におきましては現状と課題、後で一般質問がありますから深く入りませんが、たしか図書館は昭和58年開館で32年たっていると思いますが、これは別に老朽化じゃない、32年は老朽化じゃないと。図書館とい

うのは、どうしても建物がよくないと人が集まってこない。ちょうどアピタが新しくなって、側にアピタがあれば私もアピタに行っちゃうんですけれども、図書館というのは、30年たてば大分中のつくりが変わってこないとなかなか利用者にとって大変かなあとと思います。この32年は老朽化という言葉には入らないかどうか。

◎生涯学習課長（片岡和浩君） 基本的に、鉄筋コンクリートづくりの建物につきましては50年というふうに言われておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（塚本秋雄君） コンクリートだからこそ、コンクリートから人への考え方を変えていただければ、僕はソフトを大事にしないけないと思います。

次に移ります。木村さんと同じです。スポーツ基本法ができた、スポーツ庁ができました。それはもう当然輝かしいオリンピックに向かって日本は変わっていくと思いますから、それを学校総合計画の中で直してもらえばいいんですけれども、ただ石仏スポーツ広場も10年かかると言っているんですけれども、10年かかるからここには書いていないと。ただ取り組みとしては、石仏スポーツ広場の拡充ということは、もう議会の中では進んでおると思うけど、それは10年かかるから、5年度以内だから関係ないから要らないという解釈でよろしいでしょうか。

◎生涯学習課長（片岡和浩君） 石仏スポーツ広場につきましては、今計画が進んでいるのは石仏公園ということで、都市公園という形で計画で進んでおる関係もございまして、今回こちらのほうには記載のほうはしておりませんので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） ぜひ瑞穂の新しい見直し、それから白川公園のグランパスの会場に負けない早い取り組みをしていただければいいかなあということをおし添えておきたいと思います。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） なければ、第1節は終結させていただきます。

第2節の質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 1の学校教育についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

現状と課題というところが、やはり国の制度変更に伴って大きく記述が変化してきているというふうに思います。特に教育委員会制度の問題について大きく変わってきておるところでありますし、そういったことでの新たな取り組みが出てくるのかなあというふうに思っているところです。

それでお聞きしたいのは、施策の内容のところ、(1)教育内容の充実の②のところの特色ある教育の推進ということで、後段のところ、新教育委員会制度に基づく総合教育会議において、市長と教育委員会とで教育大綱策定に関する協議と教育関係施策等について協議調整を図りますということです。教育大綱の策定についてであります、現時点で教育大綱の策定について、どういうふうな考えで協議をしていこうとしているのか。これは少し問題も場合によっては出てくるのかなあというふうに思っている、懸念する課題でありますので、この教育大綱策定についてどのように考え、どのように協議を進めていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎**学校教育課主査（今枝かづき君）** 新教育制度にことしの4月からなりまして、それに基づいて市長部局のほうで総合教育会議という会議のほうも開催をしながら、今まで教育委員会部局だけで教育について市長と連携をとりながら進めていたところですが、さらに市長部局とも強く連携を進めながら教育の施策を進めているところです。

教育大綱の全体的な位置づけとしましては、今年度、来年度で策定を予定しております岩倉市教育振興基本計画の中の基本理念の部分を岩倉市の教育大綱として位置づけるものという方向で検討を進めているところです。

◎**委員（木村冬樹君）** これまでの議会の質疑などでも少し出されておりますので、岩倉市の場合、余り懸念を感じておりませんが、場合によっては首長の権限が非常に高まって、教育の内容についても首長の意向が反映されるというようなことも懸念されるところで、やはり岩倉、今すばらしい教育が行われているというふうに思っていますので、そういう点での市長部局とのあり方については慎重な対応をぜひお願いしたいなあというふうに思っています。これは要望しておきたいと思えます。

もう1点ですけど、施策の内容の(2)安全・快適な教育環境の充実というところでもあります。

③**学校施設の再整備**ということ、これは、以前は学校施設の再整備と通学区域の見直しとなっておりましたが、通学区域の見直しについて記述が削除されているということでもあります。この課題は非常に難しい、市民合意を得るにも非常に困難な課題だというふうに思っておりますが、今後の各小学校の児童数の推移なんかも、この間やりとりをする中で、どこもそう大きくふえていくという状況がないという中で、今、通学区域の見直しについて、早急にという形にはなっていないというふうに思いますが、記述をなくしてしまうというところを見ますと、検討の必要性が全くなくなってしまったのかというと、果たしてそうなのかなあという思いがあります。

例えば今、学童保育を小学校で行っていくというような方向性も打ち出されている中で、そういうことが進んでいくということになると、教室数が足りなくなるなんていうような問題も起こってくる可能性があるというふうに思っているところで、そういうことも含めまして、今、通学区域の見直しについて、教育委員会としてはどのような態度で臨んでいるのか、どのような姿勢を持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課主査（今枝かづき君） 学校施設の再整備という言葉に集約をさせて、今回は総合計画の中に表示をさせていただいたところなのですが、今回、その表記として通学路の部分を、通学区域の見直しをカットはしましたけれども、決して問題意識として持っていないわけではありませんので、児童・生徒の減少傾向であるとか、あと施設自体の利用方法についても、これからどんどんと今後変化が予測されるものもありますので、全体の課題意識を持ちつつ、通学区域について見直しも含めた学校施設の再整備をすることで検討していく方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

ちょっと今、最近感じた例で少し挙げさせていただきますと、先日、小学校の学芸会がございました。私、東小学校と曾野小学校の学芸会を見に行きたんですけど、やはりそれぞれの学校の特色を生かした学芸会、演劇が行われていたというふうに思いまして、ともにとても感動したわけですが、東小学校で言えば、やはり児童数が少ない。それから外国籍の児童が4割という中で、助け合って一つの劇を完成させるという。そして1人が何役もやってということで、その努力に本当にじーんと来てしまったんですけど、一方、曾野小学校は1学年100人いる学校ですので、演劇に物すごい迫力がありました。3年生が、ダンスと劇と何だったか、その3つを融合させるようなことをやっていたんですよね。すごい迫力がありました。また、6年生は「はだしのゲン」ということで、この時期にこの芝居をやってくれたことに本当に感動しましたが、そういう大勢がやれる質の高い、迫力のあることがやられていたというふうに思いまして、それぞれがこういう形で進んでいってもいいのかなあと思う一方、やっぱり指導する先生たちは大変だなあというふうに思いますし、やはり一定の学校規模というか、そういうのは必要になってくるというふうに思いますし、また大きな学校については指導の大変さがあるというふうに思うんですよね。そういうところで、ぜひ通学区域の見直しについても、課題として引き続き持っていただきたいというふうに思います。

この点について、何かコメントがあったらお聞かせください。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 先ほども通学区域に関して言えば、文章上は学校規模の適正化と再整備といったところに含めているということです。また、23年度には審議会を行いました。その中では一定、児童数の推移を見ながらという形で当面はということになっておりますので、今回の中では改めて書き込まなかったというふうに考えております。

今後の話に関しては、今のような委員の御指摘のようなところは十分念頭に置いて考えていきたいというふうに思っておりますので、お願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 1点だけちょっとお聞かせください。

学校教育について、4ページ目で目標指標がありまして、学校施設の耐震化率、先ほどの公共施設の耐震化率と同じで26年度に全て耐震化が終わっているわけですね。あえて言うならば、公共施設の中に含まれるんじゃないかということで、これは要らないんじゃないかと、この表示がと思うんですけども、どうでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 先ほども申しましたとおり、まずは策定した当時22年度の目標値でございました。その当時から、もう32年度には100%にしていこうということで目標を定めておりました。既に前倒しで達成できたということで、あえて現状値を示させていただいたものでございます。新たな指標を加えるべきだったかもわかりませんが、安全で快適な教育環境の充実という指標としましては耐震化率だけを取り残したということでございますので、お願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 公共施設の耐震化率の中に含まれるという考え方でいいのかなと思うんですけど、あえてやっぱり残されるということですかね。

◎学校教育課長（石川文子君） 学校施設としての整備というところでは必要な項目ということで上げさせていただいておりますので、お願いいたします。

◎委員（鬼頭博和君） 今の質問に関連するんですけども、耐震化率はもう100%達成しているんですけども、その上のところの人や環境に優しく安全な教育環境づくりのところで、学校施設の照明器具や窓、非構造部材の耐震化を進めるという記述があるんですけども、この非構造部材の耐震化というのはまだこれからだと思うので、このような部分の目標指標を入れてはどうかと今考えたんですけども、いかがでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 非構造部材の耐震化を指標にしたらというお話ですが、なかなか非構造部材ですので、本当にいろんなものが想定されますので、なかなか何をもって、どこをもって100%と言っていいのかとい

うことがあると思います。なかなか少し指標に持っていくには難しい項目かなあというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） なければ、第2節の質疑を終結し、第4章、快適で利便性の高い魅力あるまちづくり。

お諮りします。

何時までをリミットとしますか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（相原俊一君） お諮りします。

これで終結してはという御意見が出ているんですが。

〔発言する者あり〕

◎委員長（相原俊一君） 本日散会してよろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） 職員に本当に申しわけない。

では、意見が一致したもんですから、お諮りします。

質疑の途中ではありますが、本日はこれをもって散会したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） 御異議なしと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は、12月11日10時から再開させていただきます。よろしく願いします。

第4次総合計画「基本計画」審査特別委員会（平成27年12月11日）

◎委員長（相原俊一君） では、昨日に引き続き議案第89号「第4次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しについて」の審査を行います。

第4章、快適で利便性の高い魅力あるまち、第1節、交通対策について質疑を許します。

◎委員（宮川 隆君） まず、そもそも論のところでお伺いしたいんですけども、岩倉市においての交通対策というものの位置づけはどのように考えられているのかという点でお聞きしたいと思います。

現状と課題の中で、幾つかの点が上げられている中に、交通対策基本法というものも触れられております。交通基本法の本来趣旨というのは、交通弱者を含めた全ての人間の交通の移動権をどうやって保障するのかというところから発している法律であります。そういう見方をしていきますと、その後の触れられているものが、多くは物理的にどう整備していくのかという、物の整備をするのかというところにとらわれているような気がしてならないんですけども、政策として人の移動権をどのように考えられているのかお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今お尋ねがありました交通対策基本法の移動権ということでございます。

まずもって本市につきましては、デマンド交通を今導入させていただいております。その導入に当たって平成25年度から地域公共交通会議というのを設置させていただきまして、デマンド交通の導入とか、あと本市における全体的な交通施策、そういうものを議論させていただいているところでございます。

本市は御存じのとおり、やはり名鉄、鉄道が南北に走っておりまして、鉄道駅が3つございまして、東西につきましては岩倉駅を起点としまして、一宮方面と小牧方面にフレキシブルにバスのほうが走っているところでございます。それに加え、タクシーとかも真っ直ぐ駅前にはタクシーが待っているというような状況で、ほかの市町に比べるとやはり公共交通が非常に至便なまちということが言えると思います。

デマンド交通を導入させていただいた経緯につきましては、交通至便なまちにかかわらず、特に高齢者を中心とする交通弱者の方の日常の生活の足を確保するようということで、公共交通会議のほうで議論させていただいて、既存の公共交通と併存していくという形で導入のほうをさせていただきました。公共交通会議につきましては、デマンド交通を導入したから終わりというわ

けじゃなくて、引き続き年2回程度実施のほうをさせていただいておりました、デマンド交通に限らず、ほかの公共交通についても今後議論をしていけたらなと考えておるところでございます。

本市につきましても、コンパクトなまちということと、あと平たんなまちということでございますので、鉄道、バス等に限らず、あと例えば自転車等のそういうものも一つのモードということで捉えて、今後公共交通利用の促進というか、それも図っていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

◎委員（宮川 隆君） ただいま地域公共交通会議の話が出ました。

全般的な部分に関しては話していけたらなという表現だったというふうにとったんですけれども、本来地域公共交通会議の位置づけというのは、岩倉であれば岩倉市内の公共交通、もしくは移動のあり方というものをどのように捉えて、包括的にどこの部分が足りないからどういうもので補おうかなど。要は点と点を線で結び、線と線で結んだところにどうやって網をかけていくのかということ話し合うのが本来の位置づけだったというふうに、たしか国土交通省のマニュアルの中にはそういうふうに明記されていたというふうに記憶されているんですけれども、確認の意味ですけれども、今後そのことに関して、そういうテーマで話し合う機会を設けていくということによろしいんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 公共交通会議の役割はおっしゃっていただいたとおりだと思いますし、デマンド交通を導入する際にも、当然先ほど申しました既存の公共交通のあり方がどうかというのは、十分議論したということをおもっております。タクシーがどれだけあるのかとか、さらに附属する部分がどうだといったことを検討した上でデマンドを試行的から始めたんですけど、導入した経緯だというふうに思います。会議の役割は、そこは十分果たしていると思います。現在も、これは一回始めたからずっとやるというわけではなくて、その効果とか、そういったものは毎回の会議で諮っております。

委員長につきましては、中部大学の専門の教授をお願いしております、他市町の委員長も引き受けている方でございます。岐阜ではそういった計画もつくり始めていますよというようなアドバイスもいただいておりますし、その会議の折にはそういったのも必要だということもおっしゃられています。これが最後の形ではないと思っておりますので、計画を今すぐつくるという話し合いにはなっていないかもしれませんが、その目的も含めた会議の運営がされております。

◎委員（宮川 隆君） 話し合われて、今後精度が上がっていくということは期待するところなんですけれども、最後の部分で聞いていきたいと思いません。

全体を見ていると、施設体系のあり方を含めて、岩倉駅周辺の対策、駐輪場にしろ、道路整備にしろ、バスやタクシーの件にしろ、岩倉駅周辺に何か特化したように読み取れるんですけれども、鉄道の拠点というか接点としては市内には大山寺と石仏もありますし、その辺が何か抜け落ちているような気がするんですけれども、その辺の考え方はどのように捉えられていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、総合計画の施策の内容ということで、岩倉駅にのみというようなお話で、石仏駅と大山寺駅は少し施策がないというようなお話だったかと思いますが、石仏駅につきましては施策の内容は鉄道の利便性の向上の①のところ、名鉄犬山線の輸送サービスの向上及び駅施設の整備促進というところで、今ここでも記述させていただいております尾北地区広域交通網対策連絡協議会等を通じて、駅施設のバリアフリー化や駅舎改良ということで、名鉄さんの最重要課題ということで、石仏駅の駅西にしか改札口がないというところで、名古屋方面の方は駅西から入っていただいて、跨線橋を渡っていただいて、逆のホームに行っていただいて乗っていただくとか、かなり不便を生じさせているということで、そのバリアフリー化と、駅東口の改札口の設置ということで要望のほうをさせていただいております。

あと、大山寺駅につきましても、あそこも駅西と駅東それぞれ改札口はございますが、スロープのほうが少し勾配がきついというところで、石仏駅とは別に総合的にバリアフリー法への対応ということで、こちら名鉄さんのほうに要望をさせていただいているというところがございます。

あと、岩倉駅中心ということでございますが、デマンド交通事業につきましても、石仏駅、岩倉駅、大山寺駅とバス停のほうにも乗降場所ということで設定させていただいております。デマンドに乗っていただいて、その次に鉄道、バスに乗っていただくというような今施策のほうもやらせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（宮川 隆君） 鉄道、バスを中心とした施策の形成みたいに聞こえるんですけれども、昨日の議論の中でもありました岩倉市の地域特性、要は地理的特性に鑑みて、やっぱり徒歩だとか自転車というものも含めた結節点である大山寺、石仏という位置づけもやっぱりどこかで考えていかなければいけないんじゃないのかなと思います。

あと、4ページ目の一番上の目標値の路線バスの1日の運行本数って162本から最終的に170本、これって目標というか、何を基準にこういう設定がされているのか。希望的観測なのか、お聞きしたいんですけども。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、路線バスの1日の運行本数の目標指標についてということで、現状値につきましては平成26年度ということで162本ということで、残念ながら22年度に比べると5本程度減少しているところでございます。目標値につきましては170本ということで、平成27年度、32年度ということで示させていただいております。

名鉄バスさんの要望ということで、先ほどは鉄道の要望ということでございましたが、バスの要望につきましても、今尾張一宮駅から北島町の隣の、要は一宮市の九日市場というところまでのバス路線がございまして、そのバス路線を、北島町を經由して岩倉駅まで延伸をしていただけないかというような要望のほうもさせていただいております。路線バスにつきましても、そのような要望をしていただいても、もし新設ということになればバスの運行本数もふえるということでございますし、昨年度につきましては岩倉駅と小牧線の間内駅のバス路線のほうも新設を、これは小牧市の補助が入っている路線でございますが、新設のほうをされておりますので、170本ということで少しでもバス路線の本数のほうをふやしていただいても、目標値に近づけていただけるように、こちらのほうも引き続き要望のほうをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎委員（宮川 隆君） 今の件に関しては、要望にとどまるということなんですよね。今触れられた小牧間内の話は、小牧市が補助金を出しています。例えばこの本数、密度が上がれば上がるほど利便性が上がる、運行時間が延びれば延びるだけ利便性が上がるのは事実なんですけれども、そこには当然民間なんで利益というものがなければできないわけですね。それは1本に対する利益じゃなくて全体の利益だと思えるんですけれども、やっぱり一つの基準として始点から終点まで14人以上乗っていないと、それが採算基準だというふうに現在言われております。そうしますと、例えば岩倉だけの申し入れでは、14人というのは終点である一宮まで確保できないわけですね。

ですから、こういう線の部分をどう捉えていくかというときには、やっぱり岩倉だけがどうのこうのと言っても結論が出ない。ただ要望にとどまるに過ぎないということで終わってしまうと思うんですね。やっぱりそういうのは近隣市町との協調というか、それこそ地域間協働ではないですけども、情報の共有をし、お互いの利益を得られる、それぞれの自治体が利益を得られるような、そういう進め方というのにも必要だと思うんですけども、その

辺の取り組みに関してはどのように捉えられているのでしょうか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、広域連携ということで、何度も申し上げておりますが、尾北地区広域交通網というのは、岩倉市を含め小牧市さん、犬山市さん、あと扶桑町さん、大町さん、このような市町で構成させていただいております。一体でこういう要望のほうをさせていただいております。広域的な交通ということでも、協議会ということもございますが、取り組んでいるというところがございます。

先ほど申し上げました九日市場線のほうは、一宮市ということもございます。こちらのほうは、広域交通網の枠組みからはありませんが、今後必要に応じて広域的な取り組みが必要になったときは、こちらのほうも取り組んでいけたらなと考えているところがございます。

◎副委員長（黒川 武君） ただいま宮川委員のほうから総合的な交通対策、大所高所の立場から、まさに交通の専門家の立場からいろいろ興味深いやりとりをお聞きしたところです。

私も総論のまちづくり戦略のところ、自転車の交通についてお聞きさせていただきます。そして、また各論でも何か所か自転車に関するところがありますので、このところで質問させていただきたいと思うんですが、見直し前の文書ではこのようになっているんですね。人や自転車や公共交通を中心とした交通のあり方に移行するため、総合的な交通対策のあり方を検討しているということで、ここ4年の間でどのような検討、特に私がお聞きしたいのは自転車の交通対策について、どのような検討をされていくのか。今後5年においては、中間の見直しのところでは自転車の交通対策に触れてないというか、触れ方が大変弱いのではないかなど。総論のときでも申し上げたんですが、コンパクトな岩倉においては自転車による移動というのが適しているなど、そういうふう思うんですね。そういう意味合いでは、自転車の交通対策の位置づけ、考え方を今どのようにお持ちなのか、そのところをお聞きさせていただきます。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 総論のところでも申し上げましたが、岩倉市の地形、本当にコンパクトな地形とか、それと平たんなというところがまさに自転車利用に適している土地、地域だというふうに思っております。

総論のときもお話し申し上げたかと思いますが、尾北の自然歩道ではウォーキング、ランニングをしている方も多ということで、自転車をそのところであわせて共存させていくのはちょっと危険ではないかというところで、削除をさせていただいた経過でございます。

ただ、自転車については御指摘のとおり、道路のところでは新たな自転車

の交通対策という記述もさせていただいております。物理的に今の道路で自転車通行帯を全てのところに設けていくというのは難しい状況にありますけれども、できるところからやっていく。グリーンベルトも歩行者用にやったところではございますので、そういったできる箇所から対策もしていきたいというところは考えてございます。導入についてはこの後出てまいります、そこでも自転車については触れております。

◎委員（大野慎治君） 済みません、1点お聞かせください。

先ほど名鉄バスの間内駅－岩倉間の小牧市さんの補助によって運行されている名鉄バスがございいますが、それによって大市場町東のバス停と岩倉団地の道のバス停2カ所ふえたと思うんですが、その乗降客数や、その分析というものは、新規路線の運行が始まってもう1年4カ月近くたつんですが、分析はされていますでしょうか。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今1年たったということ、利用客数の分析をしているのかということでございますが、正直なところどれだけ乗ったかということは、名鉄バスさんないし小牧市さんからはいただいております。

ただし、名鉄バスさんからのお話では何ですが、利用のほうは岩倉駅から今言っていた大市場町東とか岩倉団地の西のバス停を通過して、小牧市の藤島のほうに抜けて、国道41号を突っ切って間内駅のほうに行くという路線でございます。大体1時間に1本程度の運行本数でございます。利用のほうはどちらかという小牧市の藤島団地の方々が岩倉駅に利用されるということ、第一の目的ということでお聞きしております。利用者のほうは、数のほうはつかんでないんですが、岩倉の利用の方も比較的多いというふうにお聞きしております。岩倉団地の南側が今まで岩倉団地のバス停しかなかったもんですから、南の方が今バス通りのバス停までは少し距離があってということで、比較的大市場町のバス停とか、岩倉団地の西側のバス停とかの利用も多いというふう聞いております。

◎委員（伊藤隆信君） 快適で利便性の高い魅力あるまちづくりということで、交通対策ということで、岩倉は岩倉駅、石仏駅、大山寺駅とありますけど、特に大山寺駅の周辺の整備ということで、私もいろいろ今まで一般質問等やっているんですけど、北名古屋市の鉄道高架ということで、いわゆる将来的に今の大山寺駅のいろんな問題が出てくると思うんですけど、鉄道高架ということで北名古屋市とそういう話し合いとか、北名古屋市は鉄道高架をやるというアドバルーンを上げているんですけど、そういう今の話し合いとか、そういうのは行われているんでしょうか、お聞きします。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） 北名古屋市とは定期的に情報交換というのはさせていただいて、今の計画のほうはお聞きしておるところでございます。

最高でも五条川の堤防道路で60センチぐらいのかさ上げが必要だということと、その工事を行うには迂回路が必要になってくるので、岩倉市内でも借地の必要があるといったことはお聞きしておりますが、その後の具体的な整備スケジュールとかはまだ北名古屋市のほうでも出てないということですので、そういった今は概略の計画を聞いておるといったところでございます。状況はそんなような状況です。

◎委員（堀 巖君） 私も自転車のことなんですけれども、6月議会の一般質問でも多分取り上げた話なので、ちょっとこだわりがあるところです。

さきの答弁は、カラー舗装したり、五条川の堤防道路の話が出ましたけど、やはりこれから求められるのは交通体系の施策として、きちんと自転車と向かう、自転車をどうするんだというところをきちんと向き合って議論することがこれまでされてなかったのではないかなというふうに思います。

今後、やっぱりトーンダウンしてしまった自転車というところを、道路にあるからいいじゃないかではなくて、やっぱりきちんとした施策の一つの柱として位置づけて議論して行って、事業に結びつけていただきたいと思いますが、もう1回確認の意味で自転車について今後どうするかということについてお伺いいたします。

◎委員長（相原俊一君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 自転車施策については、決してトーンダウンしているというところではありません。堤防道路のところ危険だということ、少しその辺は削除した経過もございます。

近年は岩倉駅の周りにもレンタル自転車のところが2カ所ぐらい出てきておりますし、岩倉市としてはそういう自転車の需要があるなということは十分認識しております。国でも自転車の計画をつくりなさいという要請も一部されているところもありますので、岩倉市としても中心と位置づけるところまで行くとは思いませんけれども、自転車のあり方についても検討していくものだというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 僕からは現状と課題のところ、黒川さんの意見と堀さんの意見と一緒に、自転車については同じ意見であります。

平成24年、半分より下に本市の総合的な交通対策のあり方を検討していく

ため、岩倉市公共交通実態調査を実施しましたと。総合的な交通対策のあり方を検討していくために実施してデマンドをやったと。基本的に一番下へ行って、25年に国は地方を含めて責任として交通対策基本法が施行されましたとあります。そういう意味合いで、岩倉市における今まで議論されたことを含めて議論する岩倉市交通対策会議を置くことができる規定が多分あると思うんですけども、それに対する考え方と、置くことができる規定で、置かなくても計画を作成するよう努めるという表現があると思うんですけど、そこら辺との兼ね合いでお考えがあったらお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今24年度に、こちら現状と課題にも書かせていただいております岩倉市公共交通実態調査というのをやらせていただきました。そこでは、こちらのほうを全体的な公共交通を、本市の総合的な公共交通を考えていくということでやらせていただきましたが、そこでいろいろと市民の方がどのような公共交通手段、モードを使っているのかというような質問も投げさせていただきました。

先ほどからも繰り返し申し上げますとおり、本市につきまして公共交通が至便なまちということで、鉄道、バスの利用が多いということと、あと平たんなまちということで自転車の利用も多いということと、あとそのような特性が他市町に比べるとあるということで、やはりそれらのモードというか、公共交通をしっかりと大事にしていかなきゃいけないということと、あと25年度の現状と課題にも書かせていただきましたが、こちらのほうは法律ができて、市全体の計画ですね、そういう交通の全体の計画を策定しているところも、例えば岐阜市とか、中にはありますので、今は地域公共交通会議というのを立ち上げて総合的な公共交通をこれから勘案していくというところでございますが、公共交通会議の1つランクがアップした形で法定協議会というのも中には設置して、実際に計画をつくっておる市町もございまして、そういうところのも少し研究させていただいて、本市の総合的な計画、そういうのも研究していきたいと考えておるところでございます。

◎委員（塚本秋雄君） 実態調査から公共交通会議のレベルだと思いますので、もっと市民が参加した形の中で、岩倉市全体の交通対策を考える場をつくっていただきたいなと思っております。

先ほど課長から堤防道路が危険と、それは五条川に限ったらそうかもしれませんが、私は矢戸川は自転車で八剱まで抜けるように整備すれば、すばらしい自転車道路だと思いますし、地方へ行けば河川の横を自転車でサイクリングなりツーリングするような施策も出ていますから、堤防が必ずしも危険だという表現は成り立たんと思っておりますけど、私は五条川をずうっと

自転車で江南、犬山まで行くのが楽しみであります、それだけは申し添えておきます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第1節交通対策については終結いたします。

では、第2節道路について審議を許します。

◎委員（梶谷規子君） 先ほどの交通対策の中で、かなり自転車のことが言われましたが、ここでは安全快適な道路環境の整備ということで、歩行者、自転車、また車椅子やベビーカーの人たちの安全、快適に移動できる、そういう道路をいつも願うものですが、もちろん関連する条例で人に優しいまちづくり計画も載っていますが、この道路の文章の中には車椅子やベビーカーにも優しい、移動しやすいという文言がないので、入れていただきたいなと思っております。

歩道と段差の継ぎ目のところも、いつも歩道からまた道路になってまた次の歩道にというところも、車椅子やベビーカーでは、自転車でもそうですが、非常になだらかな段差と言いがたいところが本当に多いです。そういったところも今後の道路の整備で、優しい、移動しやすいというところをお願いしたいわけですが、この記述についてもないというところはどうか。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） 委員おっしゃるとおり、今車椅子とかベビーカーの記載のほうはさせていただいておらんのですけれども、やはり人に優しいまちづくり、あと条例でも岩倉市移動等円滑化のための必要な道路構造に関する基準を定める条例というものに即して、今整備のほうを進めておりますので、必ずしもベビーカーですとか車椅子の方をないがしろにしておるというわけではなくて、その方たちにも優しい道路となるように整備のほうは進めさせていただいております。

また、道路と歩道のところで段差があるというような御指摘をいただきましたが、国のほうの基準では2センチの段差をつけるという基準になっておるんですけど、岩倉市の条例ではそれに限らずということのほうになっておって、今はゼロセンチ、フラットベースにつけるような整備のほうもさせていただいておりますので、今後はもちろんそのような御意見いただきましたので、人に優しいという観点を持って進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） よろしく願いいたします。

その次の②の狭隘道路や行きどまり道路の解消というところでも一言言わせていただきたいと思います。岩倉は本当に救急車が入れない道路でとても心配だ、最近のい〜わ号も入れない道路があって、高齢者の人が歩いてちょっと広い道路まで出なくちゃいけないという人たちの声を聞くわけなんです、並びの8軒のうちはセットバックで広げているんだけど、出入り口のところが狭いために入れないというところなど、広げたいという要望の住民の人たちの声を聞くわけなんです、基本的には狭い道路を広げる場合の整備費用というのは、やはり住民負担が負担割合として言っていらっしゃるのか、市負担がどれぐらいという、そこら辺の今後の整備の方向での方針はどのようになっていますか。

◎都市整備課長（高橋 太君） 狭隘道路の解消のためのセットバック等における市の現在の状況ということでございますけど、今現在のセットバックをしていただいて、道路として例えば寄附をいただくとか、そういった状況におきましてはかなり寄附者の方の負担をいただくという状況でございます。

以前、堀委員さんが一般質問等でもございましたけれど、今後そういった狭隘道路の解消に向けて市としてもそういう寄附基準だとか、そういったもののハードルを下げていかなければいけないなという認識は持っておりますので、今後そういった基準、要綱等を見直す考えは今現在持っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梶谷規子君） あわせての側溝の整備とか、拡幅部分とかの住民負担の分のハードルを下げるという基準を今後持っていくという考えなんですか。ちょっと確認です。

◎都市整備課長（高橋 太君） 道路の側溝をつけたりとか、舗装をやったりとかいう工事は費用が当然かかりますので、市の負担等も勘案しながら検討をさせていただきたいと考えております。

◎委員（鈴木麻住君） この狭隘道路については、私も9月で一般質問した経緯がありまして、そのときに狭隘道路の拡幅整備計画策定についてと質問したときに、たしかそのときの答えは非常に消極的な答えだったと思います。そういうことは考えていませんと。考えるべきじゃないかという話をさせていただいたと思いますが、そのときについでに県のほうからの補助金がたしかあのおとき出ていたんですね。出ていたというか、そのときにもう終わっていたと思うんですけど、傾向としてまだ引き続き狭隘道路の問題があるので、延長する可能性があるとかないとかという答弁だったと思います。

その後、そのことについては、補助金ですね。例えば狭隘道路を拡幅整備していくのに補助金が出るのか出ないのか。それと今のお話だと、何となく

整備計画を前向きに考えるということは、市のほうも補助を出すという考え方なのかどうか、ちょっと教えてください。

◎都市整備課長（高橋 太君） 具体的に御質問いただいたときから、補助制度についての活用について具体的には動いておりません。

今申し上げたそういった寄附の基準の緩和といたしますのは、必ずしも市が費用負担をしていくということのみだけではなく、基準の緩和ですので、例えば本来ですと寄附を受けるためには道路側溝を新しい側溝に寄附をしていただく側の方に御負担いただくというものを、そうでなくても例えば受けられるようにするとか、そういった基準的な緩和も狭隘道路の解消にもつながるというふうに考えておりますので、そういったある程度柔軟に対応しようかなど。必ずしも費用負担だけが市が予算を組んで狭隘道路解消に対して取り組んでいくということだけのみならず、そういった側面的に基準を緩和しようと、そういう方法も対応の一つかと思っておりますので、そういったふうに考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 整備計画は策定するのか、しないのか。それと補助金に対しては、そういう県の補助金については、今後検討を進めていくということでもいいんですか。検討もしないのか、確認しないのか、ちょっとその辺はどうでしょうか。

◎都市整備課長（高橋 太君） 整備計画は、そういった寄附の状況としてはケース・バイ・ケース、状況にもよってもかなり状況が異なりますので、計画自体の策定は今現在予定しておりません。

県の補助についても、市の要綱として、制度としてそれなりの補助に対する負担といたしますか、そういった市側の制度がまだないものですから、補助の活用も考えておりません。

◎委員（鈴木麻住君） 要するに整備されてないから整備して、補助をどういうふうにしていくかというのが計画策定だと思うんですけど、それをしていかないと次のステップがないと思うんですよね。

だから、まずそういうことを、こういうケースはこういうふうにしませうとかやらないと補助ってできないと思うんで、次へステップがないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

◎建設部長（西垣正則君） 前回の一般質問等でお答えをしていることでございますけれども、まずは今建物が混在した密集地帯が多分恐らく対象になるというのが前提にあって、お金がないのでできませんということは申し上げたくないんですけども、必ず工作物、ブロック塀だとか建物だとか、ある一定の区間を道路から道路までどんとやらなければ、狭隘道路の解消には

ならないので、そういうところがあって個別具体的にこの路線この路線この路線を何年間の間にやりますというような計画を今立てるような状況ではないということをお聞きをいただきたいということ。それから、消防であるとか、救急であるとか、災害時のときにそういうのが障害になっているというところは十分わかっているんですけども、今そういうような状況。

それから、補助金に関しましては、例えば路線沿線の方が5軒6軒まわって、こういう道路にしたいんですよというような場合がございましたら、それが補助金の要綱、条件ありますので、そういうところに合致するかどうかということをお聞きをさせていただきますというような回答をした覚えなんですけど、少しニュアンスが変わっていたというふうに思いますので、よろしくお聞きいたします。

それで、あと課長が申し上げた最初のことですけど、今は寄附、先方のほうからやっぱり自分の土地の利用価値を高めるといって、個人の資産をすごい高めるといって、公共の部分と私有財産の価値を高めるといって、両方相まっているということ、これまではあくまで寄附が前提で、舗装や側溝の工事までやっていただければ市道にして、市のほうで後で管理しますよというような答えをしておいたんですけども、それでは進まないで、やっぱり土地の寄附はもらうけれども、工事は市がやるんですよというふうな条件を緩和して狭隘道路の解消に少しでもつながったらいいなというふうにお答えをさせていただいておりますので、よろしくお聞きいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 大変明快な回答をいただきまして、ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、ほかの市町での計画策定はそういうふうになっておられると思います。寄附していただいた部分のセットバックするに係る工事費は市が負担しましょうと。もう一步踏み込んで、建物を新築する場合は、狭隘道路においてはセットバックしなきゃいけないんですね。その場合は、道路はセットバックする前の持ち主が固定資産税とかを払いながら道路としてセットバックしなきゃいけないよという不利な条件がついて回るわけですね。現実セットバックした部分を延長して寄附していただければ、市のほうでそういう、どうせセットバックしなきゃいけないんですから、いずれは。だから、そういう形でPRしていけば、そういう狭隘道路がなくなっていくんじゃないかと。その延長線上を進めるべきじゃないかなというふうな意味合いで、ちょっといろいろ質疑させていただきました。

◎委員長（相原俊一君） 意見として承ります。

◎委員（木村冬樹君） 済みません、1点だけお願いします。

目標指標として、通学路における歩道の整備率ということであります。平成26年度の数値というのは、実施可能場所のみということで、こういう大きな飛躍になっているということでもあります。

それで、歩行者、自転車の安全確保というところでの施策の内容のところでも、歩道設置困難な道路では路肩部分のカラー舗装化ということで、緑色の舗装がされて通学路の確保ということで、今、市は進めているというふうに思います。

そういう歩道設置困難な場所というところでのカラー舗装化の整備率というのは、どのような状況なのか。また、目標指標のところにはやはりそういうことであればカラー舗装化率みたいなのを入れて、少し市民にわかりやすくするというのも必要ではないかというふうに思いますけど、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） 今御意見いただきました通学路における歩道の整備率につきましては、やはり本来ですと歩道をしっかり設置して、そこを児童さんに歩いていただくのが本来かと思うんですが、やはり用地買収して行って整備していくには時間がかかるということで、岩倉市のほうとしては今現在は23年、24年でまずは即応対策ということでカラー化のほうの整備のほうをさせていただいております。

こちらについての整備率のことなんですけれども、こちらは堤防道路なんかですとカラーを引けないようなところとか、あと地元と協議させていただいて、どうしても通学路の集合場所の近くは集合場所が特定されてしまうので、余り引いてほしくないよというようなところもございましたので、そういうところを除いて整備を行わせていただいて、その結果98.8%というような数字となっております。

確かに誤解を招くような、カラー舗装なんですけど、歩道の設置ということで期待させていただいておるので、本来カラー化ではないかというようなお話があるかと思うんですけれども、まずは我々としては安全な歩道の整備を行いたいということで、カラー化も同じような施策として進めさせていただいておりますので、こちらのような記載でまずは行きたいというふうに思いますので、御理解のほうをいただきたいと思います。お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 意見だけ言っておきますけど、やはり正確な記述という点でいえば、26年度のデータ、実施可能な場所、カラー舗装化場所も含むみたいな形の表記が正確ではないかなということを意見として申し添えておきます。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

◎委員（堀 巖君） くどいようですけども、自転車のことなんですが、施策が目指す将来の姿のところ、歩行者、自転車と書いてあって、現状と目標値のところは自動車も中心とした道路網に整備している満足の割合ですよ。

指標として、やっぱり自転車や歩行者道として満足している市民の割合という数が非常にこれから重要になってくると思うんですが、現在つかんでいるのかどうなのかとちょっとお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） こちらの指標については、26年度にこの総合計画を見直しするためにアンケートをした指標でございます。

失礼しました。市民意向調査での結果でございます。ここについて、あえて……、済みません、ちょっと待ってください。項目としては、やはり自動車の移動が便利な道路網というところの満足・不満足というところを上げております。

一方で、岩倉市の住みやすさというアンケートについては、都市基盤の中で道路の自転車の通行の安全性というところで、満足・不満という指標もっております。以上です。

また、先ほど榊谷委員から御指摘がありました道路の段差とかの質問、ベビーカー等に関しまして話もさせていただきたいと思うんですけど、先ほどの交通対策の中で、1個前の施策ですけども、(3)番に人に優しい道路環境の整備といったところ、そこにまさにおっしゃられた歩行空間のバリアフリー化、道路に限らずそれを推進していくということの中で、歩道の段差解消といったものも記述をしておりますので、お願いします。

また、その中の目標指標について見ていただきますと、子どもや高齢者にとって安全に徒歩や自転車で外出できるまちだと思う市民の割合という、そういった指標も設けておりますので、御確認いただきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） さっき言えばよかったんですけど、これ現状値が32.7で、目標は32ですよ。道として、さっきの指標に戻りますが、69.6で、73に上がる、そんなこと余りどうでもいいと言ったらいかんけど、大したことじゃないと思うんです。それよりも32.7を50%、60%と上げるほうが今後の岩倉市の道路、それからさっきの交通施策、それが大事なんじゃないですか。いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） おっしゃるとおりだと思いますが、道路というのは、今スポーツをする場所として一番どこですかという質問に対して、答えが一番多いのが道路です。なので、近年歩行者と自転車の事故もふ

えているというところもございましたし、ここの指標については市民全員の方のアンケートの指標なものですから、少し消極的な指標かも知りませんが、今後自転車の利用が高まっていく場合に、安心できる、外出が安全にという部分についてはここの指標を50とか、そういった指標を設定するのは考えあぐねた結果の指標の設定でございます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） では、第2節道路を終結し、第3節市街地整備に移ります。

質疑ございませんか。

◎委員（梅村 均君） 市街地整備の(1)中心市街地の整備の①岩倉駅東地区市街地整備の推進のところでお尋ねいたします。

この岩倉駅東地区整備の促進におきまして、江南岩倉線の早期整備を図るようになっております。現在の取り組み状況ですとか、担当課として感じておられる今後の展望、そしてこの計画道路の必要性についてをお聞かせください。

◎都市整備課主査（井手上豊彦君） 江南岩倉線の整備につきましては、中心市街地の街路という観点から、特に地権者の御理解、協力を得ることが必要だと考えておりまして、平成25年には岩倉市におきまして意向調査のほうを実施させていただいたところ、多くの方から早期整備を望む声というのをいただきました。一方で、やっぱり具体的な計画案の説明を求められるといった結果となりました。

そのため愛知県に対しましては、現在整備を進めております桜通線の事業効果を高めるためにも、早く道路設計や用地測量など早期事業化を図っていただくよう、例えば愛知県議会の県内調査の場でも市長のほうから早期事業化の要望を上げていただいております。といったような状況です。

また、この道路の必要性につきましては、岩倉市は御承知のとおり、名古屋市中心部まで電車で10分余りと非常に利便性が高く、生活都市としてのポテンシャルも高い都市であります。なかなか岩倉駅までのアクセスが弱かったり、岩倉市周辺では土地の高度利用が図られていないといった問題も上げられております。

また、江南岩倉線は、近年発生が危惧されております南海トラフ巨大地震などの発生に対応するための延焼遮断帯ですとか、緊急車両の進入路、避難施設への避難路としての役割を担う防災軸としても我々としては期待しておりますので、担当課としても早期事業化を図れるように、引き続き愛知県に対して要望を行っていかうというふうに考えておりますので、よろしくお願

いたしました。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） 現状と目標値の中で、市街化区域率が書かれてあるんですけれども、平成27年度51.9、平成32年度が53.2、これは市民からの要望から出てくる数字なのか、県等いろんなところの規制からいってそこまでしかできない目標値なのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） こちらの市街化区域率ということですが、現在都市計画マスタープランの中で、将来的に市街化区域を拡大したいという希望を持っている部分でございまして、その場所としましては南新町のちょうど南になります、ちょうど消防署の西と名古屋江南線に囲まれた部分、その部分を市街化区域を住居系として拡大したいという希望を持っておりまして、そちらにつきましての私どもとしての希望ということで、この区域の面積を算入させていただいたリストということでございますので、よろしく申し上げます。

◎委員（塚本秋雄君） ということは、今後そういう形で市のほうからどんどんどんどん上げていけば、どこかで規制はかかってきますけれども、許可も要りますけれども、そういう方向はあり得るということですか。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） 市街化区域の拡大については、これは県のほうとずっと市としては人口政策のこともございまして、市街化区域を拡大して住居系を張りつけたいという思いで協議はしておりますが、やはりそれについては希望どおりいくというわけではございません。県として人口のフレームをきちっと尾張の都市計画の区域で持っておりまして、それを逸脱するような市が勝手に計画を持つわけにはいかないというような御意見がございまして。

その中で市としての、例えば人口政策が確固たるものである。例えば工業系の工場等が進出をしてきて、雇用が生まれて、そこでそういった従業員の方々が岩倉市内に住むというようなダブルの施策といいますか、そういったものがあわせて施策として実行されるのであれば、そういった拡大についての検討は県としてもしていくということですが、ただ単に人口をふやしたいということだけで市街化区域を広げるとか、そういった拡大というのは非常に難しいという御意見をいただいておりますので、そのあたりにつきましては市の計画と整合をとりながら、今後市街化区域の拡大について考えていきたいと思っております。

◎委員（塚本秋雄君） もう1つだけ。

そうすると、市街化区域というものはそういう形だけでも、例えば農地

に家が建っていく場合もありますね。農転をやったり、工場も来たりする。その部分が入っていないということやね、当然区域ですから。岩倉市住宅と言いましたからね。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） おっしゃるとおりですね。そういった部分については入っておりません。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので質疑を終結し、第4節住宅に移ります。

質疑を許します。

◎委員（梶谷規子君） やはり岩倉に住み続けたいという若い世帯や、両親が1人お亡くなりになって、お母さんと一緒に2世帯で住もうという方たちが岩倉で家を建てていただくというのが大変歓迎するところなんです。たまたまそこが調整区域である場合、家の前の車を出入りするような側溝などは、側溝のふただけじゃなくてU字溝の整備までないところなどは、全て自己負担でやっていくのか、調整区域の場合は市の負担というのは基本的にないのでしょうか。

◎都市整備課長（高橋 太君） 市街化区域と調整区域と比べますと、もともと調整区域というのは市街化を抑制する区域ということで、側溝をふたつきにしたりとかいう整備も立ちおけております。

ただ、調整区域だから側溝工事は全然やらないというわけではなく、要望等に基づきまして点数化して整備は進めておりますが、ただ梶谷委員おっしゃったように、個人の方が例えば特定の場所に家を建てるので側溝をやってくれという御要望には今はお答えし切れていないという状況でございますので、そういう場合は承認工事で個人負担でもってやっていただいております。

◎委員（梶谷規子君） 他市、隣の北名古屋では調整区域でも家は建てると言えば、市が家の前の側溝整備などもやってもらうのに、やっとなら岩倉で家を建てようと思って計画したのに、岩倉市がそういうことでがっかりしたという声があるわけなんです。点数化と今言われましたが、その点数化の個人負担が多い場合という、その点数化の具体的なところをちょっと教えていただけるのでしょうか。

◎都市整備課長（高橋 太君） 点数化は具体的な内容はどういうものかといいますと、例えば現状の側溝の老朽化の度合いですとか、その道路の交通量に伴う危険度であったりとか、そういったものを5項目ぐらいを必要度が

高いとか中ぐらいだとか低いだとか、そういうもので点数化して集計してやっておりますが、ただ、今おっしゃった調整区域に家を建てられるということは、基本的には農家の新家であったりとか、かなり原則は本来建てられないところに建てるといことが大原則としてありますので、人がお住まいにならないようなところでの整備ということで、そこまで市のほうで手が回ってないというような現状でございます。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

(2)の優良な住宅供給支援の中で、空き家の利活用などの検討とありますが、まず今年度空き家調査の結果を我々はまだ御説明を受けていないので、その後の利活用と言われても、具体的にはよく浮かびませんが、そちらの御説明というか、調査結果の御報告はいつごろしていただけるんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 現在、空き家の調査につきましては、秘書企画課で所管をして実施しております。少し時間をいただいて、今の状況を申し上げますと、業者に委託して悉皆調査を実施しました。岩倉で500ほどの空き家があるというような調査結果を得ております。今は持ち主の方を調べまして、アンケートを送付させていただいております。今後の活用をどうしますかですとか、どうすると空き家の更新が進みますかというようなアンケートを実施しております。

そういった結果を踏まえて施策を提案いただくところまでを委託内容にしておりますので、結果の御報告につきましては今度の区長会には、最初の区長会でも空き家の戸数を教えてくださいというようなこともありましたので、そこは申し伝えようと思っておりますけれども、具体的な施策までの報告書になるのは3月末というふうに考えております。委託期間としては3月末でございます。

◎委員（鈴木麻住君） (1)の真ん中辺ですね、目標指標について木造の住宅の耐震化率ということがありますが、26年度に63.5%で、目標値2020年95%という表記があります。これ前から変わってないと思うんですけど、95%を達成するために目標件数、前は1,981件というのが何か数字があったと思うんですけど、今耐震化するのに補助金がたしか1件90万あると思うんですね。それを全部補助金を出して95%まで上げると、予算って相当、10億単位で要るんじゃないかなと思うんですけど、この辺の根拠、95%の目標設定というのはどういう根拠で出されているのか、教えてください。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） こちらにつきましては、県の耐震の改修の目標ということで、市のほうとしても県のほうの目標値に合わせて平成32年度に95%を目指すというような指針が示されておりました、市のほうとし

てもそれに合わせて実は改定をしたということで、非常に高い目標値となっております。

以前は件数でお出しはしてはいたんですけれども、そのときについては実際耐震診断を受けられた方の件数だけを目標値としていましたが、今回については耐震化率に変更させていただいたということでございます。

実際、現在63%が一気に30%も上がるかということについては、毎年度耐震のローラー作戦だとか、市内を回って耐震診断を受けていただいて、改修をしてくださいということをお願いしているんですけれども、やはりどんどん時間がこれだけたってくると、診断すら応じていただけないと。診断したとしても、たかだか90万の補助金でどれだけの改修費の足しになるんだというような御意向ですとか、特にお年寄りの方についてはほっといてほしいというような御意見もあります。

したがいまして、私どもの考えている目標と現実というのが非常に乖離しているという現実がありながら、ただやみくもに補助金だけ上げていくことは難しいという思いでおるんですけれども、こちらについては私どもだけでなく、県内全域での市町も年々耐震化率というのが上がっていかないという中で、課題としては考えておるところでございまして、そういう現状ということでお答えさせていただきます。

◎委員（鈴木麻住君） その話で、年間の補助限度額、要するに1件90万で何件分年間見ているのか。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） 私どもとしましては、まず耐震の診断についても、改修についても60件分を見っております。予算規模でいきますと、耐震対策としては2,000万を超すぐらいの非常に高い予算を持っておるんですが、実際今年度についてもまだ20件ほどの申し込みしかないということで、年が明けましてまたローラー作戦をやってくるんですけれども、年々ずっと減ってきておるとい状況であります。

◎委員（木村冬樹君） 施策の内容のところの(1)の住まいの安全・安心の確保というところの①及び④についてお聞かせいただきたいと思います。

いずれも記述については異論なしで、非常にこのことが進められればいいなというふうに思うわけですけど、現実的には高齢者、障害者が住みやすい住宅ということで、岩倉団地ではその整備が既に国の補助金がなくなったという関係で進められていないところでもあります。

市営住宅についてどのようにしていく考えなのか、また県ではそういう見込みがあるのかどうか、こういったところについての状況を少しお聞かせいただきたいというふうに思います。特に住みかえ助成制度というのは、他の

市町にはない岩倉市の誇るべき制度だというふうに思っていますので、そういう点でぜひこれが活用される。団地ですけど、年間1件から4件というこの間ちょっとお聞きしましたら、使われているというところもあるものですから、それが利用できるような住宅の整備というのがやっぱり課題だというふうに思っていますので、そういった点での今の市営住宅の考え方、県はどのような考えを持っているのか、こういったところについてお聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 市営住宅につきましては、現在のところ御存じのとおりだと思いますが、1階のほうで手すりとか、お風呂の段差解消等を進めております。1階に現在12戸あるうちの8戸程度は終わっておりますので、よろしくお願ひします。

それで、障害者等の方がそういうところへ申し込みがあった場合は優先的に1階に入居していただくという状況でありますので、お願ひします。

◎委員（木村冬樹君） しかしながら、④にある住みかえの助成制度のほうの対象にはならないということだもんですから、そういったところの整備が図れるのかどうかということだとか、あるいは県営住宅が何かそういう動きというのがあるのかどうか、その点についてちょっとお聞かせください。

◎都市整備課主幹（村瀬雅省君） 市営住宅で住みかえ助成制度の対象とするためには、多分階段等入り口がありますので、そこの改修まで必要となってきます。そうなりますと、住宅の入り口自体大きな改修となりまして、大きな費用がかかりますので、申しわけありませんが、そこまではちょっと困難と考えております。

県営住宅の状況については、申しわけありません、現在資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと県のほうの回答は現在できませんのでお願ひします。

◎委員（塚本秋雄君） 一般質問でもやりましたけれども、住宅マスタープランを削除されていますけれども、端的に厳しい聞き方をしますけれども、平成27年度に策定だったのがなしということは、27年度にできなかったから外したのか。では、5年前にやろうとしたときの頭出しというか、経過というのはどうだったか。

それと、住宅マスタープランというのは基本計画ですから、岩倉には基本計画があるのか。①で出しておいて、(3)の魅力ある住環境の形成の中で、②、③、④というのは住宅マスタープランがあつての②、③、④だったのか、そこら辺を質問いたします。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） まず、住宅マスタープランにつきましては

は、住宅政策について国とか県については策定については義務づけがされているんですが、市町村については義務づけはされていないということです。まずマスタープランをつくることなく、例えば都市計画マスタープランの中に住宅の政策の記述を設けるですとか、それから総合計画の中にもこういった住宅の政策というものを盛り込んで対応している市町がほとんどであります。

県内では20市ぐらいは住宅マスタープランを策定しているとは聞いておりますが、そういう何のためにつくるかという部分ではありますけれども、公営住宅、市営住宅を持っていたりとかいうあたりで、そういったマスタープランに基づいて改修計画を持っており、そこで例えば補助金をそこから得るというために住マスに位置づけられているとかというような、少しそういった目的でも住マスをつくっているケースが多いというふうには聞いております。

当時、5年前についても、やはりそういったものはつくっておくことが将来的に、例えば市営住宅の改修、何らかの形で大規模な改修が必要になったときとかの担保的なものでつくっておくべきではないかということで載せたとは思いますが、現実問題としまして今そういった市営住宅の建てかえの予定もございませんですし、さきに申しましたように住宅マスタープランにかわるような政策・施策については、既存の計画の中におおむね盛り込まれているということで、改めてここでつくるといことはしないという結論に達したということでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（塚本秋雄君） この期間の中には入らないと思っておりますけれども、岩倉団地、50年です。45年と言っておりましたけれども、東小学校が50周年を迎えて、東小学校が50年で子どもがおるといことは、50年のときに私は団地ができておると思っておりますけれども、団地は70年ぐらいかなという話は聞きましたので、やっぱりその前にいろんな意見が出てくると思います。建てかえがいいのか、耐震はされておりますので十分だと思いますけど、そういうことを含めると、大きな岩倉団地によって岩倉市ができたという経過もあります。かつては公共住宅だと私は思っています。今でも公共住宅だと思っておりますから、そういう意味合いで、それらは入った考え方で私はいんじゃないかなということだけ提案をしておきます。

◎委員（堀 巖君） 今のことに関連して、私も塚本委員の意見に賛成で、マスタープランは外すべきではないというふうに思います。

先ほど市街化区域の話のところでも、工場誘致の際、岩倉市に住むという施策とのダブルスタンダードじゃなかなか難しいという県の話もあったとい

うこともあり、今つくろうとしている人口ビジョン、それからひと・まち・しごとの雇用の話、これと全て絡んでいるんですね。連動していると思います。この次もやはり2世代居住に対して補助を出すとか、そういった話も多分今後聞いているんですけど、やはり住むということと人口というのは密接な関係にあるので、住宅をどうしていくんだ、それを市街化区域とあわせて考えていくというのは、住宅マスタープラン、公共的な部分プラス私的な部分についても岩倉市としてどう考えるかというのは非常に重要な視点だと思うんですが、いかがなんでしょうか。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） 御意見のとおりだとは思いますが、逆に策定義務がないということは、それだけのものだというように思っています。

かわりにその分都市計画マスタープランですとか、個別施策で今の住宅、例えば市街化が広がるとなれば、都市計画マスタープランでそれは担保されていて、そこに対する住宅というのはその都度計画を立てていけば、特に住マスにないので何も施策ができないというものではないと思います。逆に都市マスは、都市マスの位置づけがない限り市街化の拡大もできませんし、そういった違いがあると私は思っております。したがって、都市マスにも総合計画にも一定の記述が設けてあれば、それがあってこういった施策を打っていきますと。この施策についての個別の中身はこうですということは、特にこういったマスタープランをつくらなくても縛られることなく自由にとにかく、やっていると私は思っていますので、あえて費用をかけて同じような中身をまた刷新するということは、ちょっと私は考えないという結論で思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） 僕は反対ですね。法で縛られてつくるべきものと、これは姿勢の問題なので、市として法にはないけれども大事かどうかというところで、そういう基本計画をつくるというところの考え方の違いだと思うんですが、皆さんはどう思われるかということで、私はとても大事なものだということで再度つけ加えさせて、意見として言っておきます。

◎委員長（相原俊一君） 意見として承っておくということで、ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第4節住宅を終結し、第5節景観形成に移ります。

質疑ございますか。

◎委員（堀 巖君） ここも景観法、景観計画のところというのを削除さ

れておりますが、ここもやっぱり岩倉街道であるとか、そういった地域によっては歴史ある建物の景観を守るということで定めて、地区計画とかつくってやっている市町があります。

岩倉市は、そのことは考えないということによろしいのでしょうか。

◎都市整備課主幹（西村忠寿君） 景観のことにつきましては、平成3年度ですか、すごい古いんですけれども、岩倉市の景観形成基本計画というものを設けて、その中で駅西地区の整備を行ってみたり、それから平成15年度ですか、ちょうど北街区の再開発事業が始まることについては、岩倉駅東地区の街並みデザイン基本計画ということで、大学の先生に入っていて委員会方式で駅東の北街区の部分と、それから桜通線の沿道についての景観についての検討を実は行っているということでございます。

ちょっと調べますと、例えば犬山ですとか、ああいう歴史的な町並みを保全していこうというふうなところについては、ある程度建物の建てかえに合わせて意匠を統一するだとか、そういうことを条例等で担保していくんですけれども、私どもとしてはまだそういった歴史的な重きを置く町並みが今あるとは思っていない関係で、そういった随時といいますか、その事業の時期に応じて、そういった基本計画等をつくって対応していくべきことで対応できるのかなというふうに考えておりますので、今回景観法に基づく条例策定とかいうことについては削除させていただきましたので、よろしく申し上げます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第5節を終結いたします。

第6節に移ります。

質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第6節上水道を終結し、第7節下水道の質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、4章は議了いたしました。

暫時休憩し、職員の入替えをお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

第5章、地域資源を生かした活力あふれるまち、第1節農業について審議をいたします。

質疑ございますか。

◎委員（堀 巖君） 21世紀に向けた岩倉市農業ビジョンが平成8年3月に作成されていることが追記されております。時代も大分変わって、今つくるべきは21世紀になって岩倉市の農業ビジョンをまたどう見るかというところが大事だと思うんですが、これをいつまでつくる、つくり直す気はないのか、お尋ねします。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） 今のことでございますけれども、確かに平成8年に策定をされておりました、その中で市民農園のことだとか、いろいろ書かれております。

そちらについては時間のほうはたっておりますが、まだ課題として残っている部分がありますので、そのビジョンについてはそのまま継続しながら、今、人・農地プランということで、別のプランといいますか、それを岩倉市のほうでも策定しておりますので、一部そちらの人・農地プランのほうに移行をしている部分もございますが、まだビジョンのほうにつきましても継続してある課題でございますので、それは生かしていきながらこれからも振興に図っていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 今、TPP大筋合意なんていうことが言われているところであります。選挙での公約や国会決議に照らしてどうなのかというところがこれから明らかになっていくわけですが、岩倉市は小規模な農家が多いということで、そういったところで今後5年間でどのような農地の利用が行われていくのかなというところを考えるわけです。

それで、目標指標でいわゆる農地の集約ですね。担い手への農地の利用集積というところの5年後60%ということですが、その辺の5年後を見越しての動きというのはどのようなものかなというところを市はどのように捉えているのかなというふうに思うわけですが、農地転用だとか、そういった方向でのものというのが目立つわけで、こういう岩倉市みたいな小規模な農家が多いところでの農地の利用集積というところが本当に実施されていくのかなというところを考えるわけですが、その辺については市はどのように見ているんでしょうか。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） ただいまの御質問でございますが、確かに岩倉市は都市近郊型ということで、農地自体も面積のほうは小さいということで、国については担い手に8割集積しろというようなことで目標が上がっている中で、なかなか岩倉市としてそれほど、東北地方だとか北陸地方だとか、ああいうかなり大きな面積のところについては利用集積のほうは進んでいくのかなと思いますけれども、岩倉市の場合、現状については今オペレ

ーターの方が2名ないしは3名という方でやっておりますけれども、そのオペレーターの方もなかなか高齢になってきていまして、その後継者についても農協と若い方を研修しながら、少しそういった形で岩倉の今後のそういったものについて担っていただくような形で考えております。

なかなか利用集積については、ただ、岩倉の方については農地を手放すということは、土地を資産として考えていらっしゃるのでは、なかなか手放すことはないかもしれませんが、利用集積ということで管理をしてもらうということについては、土地の所有者の方についても一定の同意は得られるのかなと思いますので、こちらについてはやはり集積をしていかないと、なかなか代が相続してかわっていきますと、そこがまた耕作されなくなって耕作放棄地になっていくというような危惧を持っておりますので、市としてはできる限り集積といいますか、そういった集約をしていながら、少しでも農地の保全に努めていきたいというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君） 農業の(1)の②で、市民農園等の拡大のところでお尋ねいたします。

市民農園の拡大におきまして、農家やNPO等による市民農園の開設の支援、こういったことを充実していく記述がありますが、現状としてはこれまで開設できなかったのが現状でございます。この要因をどのように考えていらっしゃるでしょうか。どんな分析になっているのか、お聞かせお願いいたします。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） ただいまの御質問でございますけれども、確かに市民農園の拡大ということで、農家開設型の農家やNPOの方による開設ということでやっていきたいというふうに考えております。

今もこれからも考えていくわけでございますけれども、なかなかそれができなかったということでございますが、なかなか農家開設型の市民農園ということにつきましても、やはり農家の方が一定整備をしなくちゃいけないとか、その管理も一定農家さんがやっていくということで、市のほうからも幾つか個別に農家さんに当たったこともあるんですけども、なかなか自分がやることはやるんですが、人に教えていくだとか、そういったことを考えるとなかなか二の足を踏んでしまうだとか、やっぱり費用的にもその後の整備、例えば水道を引いたりだとか、そういった整備をするとなると、なかなかちょっと二の足を踏んでしまうというような御意見もありますので、そういったことについては何かそういったことを少しでも懸念を取り除けるような、例えば助成金を活用してもらおうだとか、そういったことをしていかなきゃいけないのかなと思いますけれども、実際にやるのはなかなか難しいと

いう御意見をいただいております。

ただ、やはり岩倉のような都市近郊型でございますので、そういったことについても、やはり一定需要は、この前もたまたま違うところでアンケートをとった中で、農に触れたいというような市民の方の希望というものはあるようなので、またこちらにつきましては再度また少しでも、今考えていますのは少しどこか一つでもやると、それが続いていくのかなと思いますので、そこについては農協だとか、農事組合長さんとか、そういった方にいろいろ情報をいただきながら、どなたかですね、個別になってしまうかもしれませんが、そういった方に一度一つそういった形のものを開設していただけるような支援といいますか、こちらのほうからもいろいろ検討を進めていきながらやっていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

◎委員（大野慎治君） 1点、(4)の名古屋コーチンの消費拡大についてお聞かせください。

せっかくふるさと応援寄附金で、特典として消費拡大を図って、この5年間でせっかくそういった事業をやったにもかかわらず、ここだけは見直したほうがよかったんじゃないかなというのが若干、せっかく特典で返礼のお金で出したにもかかわらず、あえて書いてないというのはちょっと残念だなと。せっかく新しい事業を始めたのに、なぜ書かれなかったのかというのが疑問なんです。

◎商工農政課主査（岡 茂雄君） こちらについても、ふるさと応援寄附金につきましては、そもそも最初が主管課が昔の企画財政課のほうから始めたというようなことがございまして、こちらについて主要施策のときにも一度そういった御質問をいただいたかなと思うんですけども、そういったことで、もちろん名古屋コーチンの振興につながっているということには違いないと思いますので、ただそのときにはこの部分については、この総合計画をつくった段階ではまだそういったことがされてなかったということで、農業のここの部分については記述をしなかったというところでございます。

◎委員（梶谷規子君） 農業体験のある市民の割合というのが34.1%で、過去より減っているということなんです、うちの近辺では定年退職後農業をやりたいとか、ひきこもりの青年で農業をやりたいという方が見えてということで、誰か貸してくれないかという話が広がり、割と市民農園やきちっとした組織じゃなく、民民の中で、土地所有者の人がとても今やれない高齢になった人で、無償で貸すよとか、低料金で畑を借りているとかいってやっておられる方が多いんですけれども、そういった人たちをつかむともっと農業体験のある市民の割合はいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、そこ

ら辺は把握というのは難しいですよ。どうつかんでいらっしゃるでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） こちらの指標につきましては、市民アンケートでの項目でございまして、アンケートの中で、市内・市外で体験したことがある、それから既に農業に携わっているという方の数値を合わせた数値ですので、これは市民農園とか、公共に限ったものではないというふうに、そういう指標でございます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） お諮りします。

質疑の途中ではありますが、暫時休憩してよろしゅうございますか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（相原俊一君） 農業は締めました。締めたつもりですけど、締めました。

再開は1時10分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） 定刻になりました。

では、第5章、地域資源を生かした活力あふれるまちの第2節工業から質疑ございますか。

◎委員（鈴木麻住君） (2)のところの目標指標の中に、下の欄で市内の愛知ブランド企業認定業者件数というのがございます。26年度に4件で、27年度、32年度目標数値として5件ということになっています。

ちょっと調べたんですけど、その4件のうち3件はわかったんですけど、石塚硝子さんとポッカマシンと株式会社アイワさんで、あと1件がわからないのと、目標数値で5件というのは今後どの企業をどのように認定業者として推進していくのかという、ちょっと教えてください。

◎商工農政課長（伊藤新治君） もう1件なんですけれども、井上町にアイワさんの隣にマイウッド・ツー、そちらが最後の1業者になります。

この愛知ブランドは県の事業でして、認定も県がしているものですから、岩倉市を經由せず、直接事業所が県のほうに申請する事業になっていまして、市のほうはPRだけになっていますので、そういった募集とかがあれば、また今後も市のほうにもPRして、ぜひ愛知ブランドのほうに認定してもらえるように申請してくださいというPRをさせていただきたいと思っています。

◎委員（鈴木麻住君） 特にこういう企業をとというのは、今はないということですかね。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 考えておりません。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） 施策内容の(2)の関係で指標目標、先ほどの上の部分で少しお聞かせいただきたいと思います。

小規模企業と振興資金融資ということで、工業分の件数、あと商業のほうも次の節でありますけど、同じようなことであわせてお聞きしたいというふうに思っていますけど、この融資というのは景気の影響を大きく受けるということであると思います。ですから、平成26年度2件ということで、商業のほうでも26件ということで、計画当初の件数を大きく下回っているというような状況で、しかし5年後には一定の数をということでもありますけど、これ経年的にどういうふうな件数の推移になっているのかなというところを少しお聞きしたいんですね。やっぱり景気の影響を大きく受けるという状況であるというふうに思いますので、その辺での5年後こういう数字になっていくような、国の政策にもよるといふふうに思いますが、その辺をどのように見ているのかという点でお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） ただいまの御質問に対してなんですけれども、融資の実績というのは、やはりおっしゃられるように景気にもよるわけでございます。

リーマンショックによる不景気からセーフティーネット制度ができたことによりまして、平成20年度から22年度については融資全体の利用は多かったということですが、その後23年度以降については減少しております。金融機関等からその時期に多くの事業所が借り入れをしたため、利用が一巡し減少しているというふうに考えられるわけですが、返済期間が終了すると、また利用が増加していくのではないかと聞いております。

目標指標につきましては、多い時期の件数ということで目標にさせていただきました。よろしく申し上げます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、第2節は終結させていただきます。

第3節商業に移ります。

質疑ございますか。

◎委員（塚本秋雄君） 商業のところですので、基本的には商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充ということで、陳情が当局にも出たと思います。議会にも出ております。

そういう意味合いで、その中身から見ていくと、小規模企業振興基本法が国で昨年制定されて、愛知県は24年に制定されております。ここの参考資料の最後のほう、関連する計画、条例というのは、ビジョンが平成12年、中心市街地活性化は平成13年、北街区は平成13年ぐらいなんですけれども、ここら辺の条例を参考にされてないような感じで、計画をつくるならば市町村に基本計画、小規模企業振興条例をつくって計画をつくるというのが普通の考え方だと思いますが、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

◎**商工農政課長（伊藤新治君）** これについても毎回議会の中でもお話しさせているんですけれども、やはり商業振興をとりますと、いかに事業者の方がやる気を出していただけるかということで、昨年度から地域産業活性化支援事業ということで、個別相談会ですとかセミナーを市と商工会と連携しながら行っています。

やっぱりそういったところに勉強しに来ていただいて、やる気を出していただいて、こういう支援が欲しいんだ、岩倉市にはこういうことをして、商工会にはこういうことをしてほしいんだよというのを出していただかないと、ただ単に条例があっても、やっぱりそれは絵に描いた餅になってしまいますので、今、円卓会議、事業所の若手の方に集まっていたいただいて、自分たちの課題ですとか、市内の事業所の課題なんかも出していただいていますので、そういったところの課題を解決していくために、今回出させていただけますように、中小企業小規模事業者活性化行動計画というような計画をつくって、今後その計画に出てきた施策をしながら、市内の小規模事業者などを支援していきたいということで考えております。

◎**委員（塚本秋雄君）** そういう方法もあるかもしれませんが、一般的に地方自治体は条例からいろんな形の中で取り組んでいくのが一つにはあると思うんですけど、別に条例が正しいとは限りませんが、国・県がつくっておって、じゃあ岩倉市は国・県のところも含めてやっていかないといけない部分もあるかと思います。ということで、申し添えておきます。

◎**委員長（相原俊一君）** ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（相原俊一君）** ないようなので、質疑を終結し、第4節消費生活に移ります。

質疑ございますか。

◎**委員（木村冬樹君）** 施策の内容(2)消費者被害の救済というところで、新しく本市における消費生活センターの要件を満たした相談窓口の設置を目指しますということが加えられております。

それで、消費生活センターの要件というのは具体的に言うとどういうものなのか、ちょっと参考のためにお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 消費生活センターは、消費者安全法により各自治体に努力義務ということで設置が義務づけられております。

消費生活センターの設置につきましては、週4日以上窓口設置をするというような条件がございますので、それに向けて設置のほうを目標値として掲げております。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

体制だとか資格だとか、こういうのは問われてないんですかね。その辺についても何かありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 消費生活相談員という方がいらっしゃいますので、その資格が必要になってきますので、その方たちをお願いをするということです。よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 1階の市民相談室の方は、多分消費生活相談の資格を持っていらっしゃる方かと思うんですが、1階の市民相談室は消費生活相談に特化したものじゃなくて、幅広い相談窓口だと思うんですが、本市における消費生活センターの窓口設置というのは、また別のもので考えられているのでしょうか。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） そうです。市民相談窓口とは別に、消費者被害の救済の趣旨からということで、市に消費生活センターを設置するという考えております。よろしく申し上げます。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 済みません、追加でなんですけれども、消費生活相談窓口には国の補助金があります。ただ、今の生活相談にはおらないので、できれば担当としてはそれを3日4日5日やるのであれば、一緒の相談であわせて国の補助がおらないかということで、今国に相談しているところですので、それが可能になれば、もしかして一本化してやっていく場合も考えられます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので質疑を終結し、5節勤労者福祉に移ります。

質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので5節を終結し、6節観光・交流。

◎委員（伊藤隆信君） 岩倉市の地域資源を生かした魅力あるまちづくりで

観光でございますけど、岩倉市というと桜まつりでございます。やっぱり桜まつりで大勢の方が見えますんですけど、その中の一つに尾北自然歩道が皆さん観光で桜まつりに大勢見えるんですけど、その自然歩道の中で特に五条町、待合橋からずうっと下流のほうの尾北自然歩道の整備、何となくおこなわれているような気がするんですけど、そういう形でそれについてどのように今後されているのかということをお聞きしたいんですけど。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 確かに五条町待合橋から下の部分は、桜も若いですし、たくさんウオーキングされている方も多いたのですが、やっぱり前の議会の中でも御指摘いただいているみたいに、桜が若いために根っこでアスファルトで浮いてきちゃったりしているところも実際ありますので、そういったところは都市整備も一緒に見ながら、そういったところがあれば修復しているようにはしているんですけど、修復してはまた伸びてということで、道路が少し危ないようなところもありますので、そういったところは気をつけて修復するようには今後もしていきたいと考えています。

◎委員（伊藤隆信君） それに関連するんですけど、五条町の近くにいつも自然歩道の看板がぼろぼろになっているんですけど、そういう形でもっともっと整備するような形で、五条町の南側のところに看板があるんですけど、まるっきりぼろぼろになって、そういう形で来てもらおうと観光に……。

〔発言する者あり〕

◎委員（伊藤隆信君） まあいいや、これは関連です。

整備していただくようお願いしたいんですけど、要望で。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 尾北自然歩道という看板のことをおっしゃってみえらと思うんですけども、多分あれは市が設置したものじゃなくて、県とかが設置したもので、僕も気にはなっていたので、一度どこが設置したものか調べて、必要があればまたその修繕も、市でできるものということであれば、修繕していきたいと思います。

◎委員（伊藤隆信君） これもちょっとここには触れてないんですけど、岩倉市は山内一豊の誕生の地ということで、やはり岩倉市は山内一豊、あるいは古くは岩倉市の観光という形で岩倉城に非常に熱心な方が見えるんですけど、岩倉城についての記述がないんですけど、やはり岩倉城の建設まで行かんにしても、そんな岩倉城についての思いをお聞かせください。

◎商工農政課長（伊藤新治君） ここは観光で言うのか、生涯学習課の文化財で回答するのかわちょっとわからないですけど、たまたま僕は前に……。

〔発言する者あり〕

◎商工農政課長（伊藤新治君） 山内一豊はたまたまNHKの大河ドラマで

放映されたときに、商工農政が中心になって碑をつくったりはしたので、こういった記述になっているんですけども、別に岩倉城を軽視しているわけではなく、観光コースの中には当然一豊碑のところも岩倉城跡も、あともう1つ言えば井上城跡も観光コースには入っていますので、決して軽視しているつもりはございません。これからもPRして、大切な文化財として守っていきたいと思っています。

◎委員（宮川 隆君）　ここで聞くのが正しいかどうかちょっとわからないんですが、交流というくくりの中でお聞きしたいと思います。

この記述の中では、大野市のことを中心に書き込まれていると思うんですけども、昨今の地域防災の関係での他市との日ごろの交流だとか、それから先ほど伊藤委員が言われた山内一豊絡みの関連市町の交流、特に功名が辻が終わってからぷっくり途絶えてしまっているようになっているんですけども、やっぱりお互いに情報交換をしながら、人の流れというのを計画的につくっていくという意味合いでは、この交流事業というのはもう少し幅広い捉え方をしたほうがいいのではないかなと思うんですけども、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

◎商工農政課長（伊藤新治君）　そういった交流という意味では、ここに記述してあるのは大野市にバスで行ったり、逆に大野市さんから桜まつりですとか、ふれ愛まつりに来ていただいている関係から、もう少しそれを推進していくよということで書かせていただきました。

2番の多様な地域間交流の促進というところでは、以前の議会でもお話しさせていただきましたが、春日井市と小牧市を中心に愛知県尾張広域観光協議会が設立されて、そこに岩倉観光振興会のほうも加盟しております。

その他の地域とも愛知県の観光協会を通じてそういったお話もありますので、そういったところとは交流できれば進めていきたいと考えています。

◎委員（大野慎治君）　1点、五条川の桜並木の保全再生についてと、先ほど伊藤委員の御質問、待合橋からの沿道の遊歩道は県の管理用道路の管理のため、市がかかわれないはずなんですけど、それだけはちょっとつけ加えさせていただいて、県への要望に出していただかなきゃいけないと思いますが、それはさておき、質問で桜並木の剪定のこと、枯れ枝の剪定について、五条川桜並木保存会のボランティア活動でできること、できないことというのが枯れ枝の剪定の中ではどうしてもかかわってきて、そちらの方針のほうがいまいち予算を少し来年度ふやしていただけるような形だとは思っておりますが、そのような計画はどのように進んでいるのか。観光の資源の一番の宝なんで、どのように考えられているのかお聞かせください。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 桜の剪定についてなんですけれども、この議会の中でも補正予算を組ませていただきましたけど、おととしの桜まつりのときに枯れ枝が落ちて、少し車に傷がついたということで、その次の年から予算は実際にふやさせていただいています。

もう1つ、保存会とのすみ分けなんですけれども、やはり昔は大野委員も一緒に保存会に入っていたので、一緒に回っていただいているのでよくわかると思うんですけど、昔は市民の方が躍起になって脚立で枝にひっかけて上に登ってチェーンソーで枯れ枝を刈っていたという本当に危ないことがあります。そういった御指摘もいただきまして、現在はまず脚立には上らない、手の届く範囲で、のこぎりで枯れ枝の剪定をしてくださいよということ徹底しています。それ以外の届かない部分については、先ほど言った市の予算で業者のほうに頼んで、区間を定めて順番に枯れ枝剪定していっていますし、これからも計画的に枯れ枝剪定を進めていこうと思っていますので、よろしくをお願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 桜の目標指標の中で、2015年（平成27年）1,400本と書いてあるんですけれども、実際今何本なのか。一般的に1,300という言い方をさせてもらっておるんですけれども、1,400本、この数字の根拠。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） 桜の現在の本数でございますけれども、1,408本というのが最新の本数でございます。よろしくをお願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 1,408が公式の本数ね。

それで、立派な桜並木と五条川ですので、岩倉市だけじゃなくて相手の自然といいますか、川が県の1級河川だと思いますので、ぜひ県の協力もいろんな意味で理解を得られて、保存ができるような体制をつくっていくというような考え方を持たないと大変かなと思います。そこら辺はいかがでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） その前に先ほどの1,408本なんですけれども、1,415本から7本が減っているわけなんですけど、実際に倒れて伐採したのは1本で、あと6本については天保橋のかけかえで倒したというので、自然に倒れたのが7本あるわけではなくて、7本のうち6本は天保橋にかかる桜の伐採ということだけ御報告させていただきます。

県とかの関係なんですけれども、昨年、おととしからやっぱり桜を守っていかないといけないよ、だけど植栽はできないよ、じゃあどうしていくのかということで、一宮建設事務所さんが中心となって、岩倉市と江南市と大口町の2市1町と一宮建設事務所でどういうふうこれから桜を守っていくのかという検討会も実施しておりますので、そういったところの市町からの県

への要望、県からの市町への要望なんかを相談しながら、今後桜をどうしていくのかというところを考えているところです。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、桜の本数は岩倉の五条川の北から南のところに咲いてある本数のことですね。市内の本数ね。

それと県のほうですけれども、当局と県の事務所とやることは当然ですけれども、ぜひ議会のほうも言っただけであれば、県議会に対して、あるいは県議もいるわけですから、そういう意味合いで岩倉市議会でも陳情でも請願でもできる、連携をできる部分がありますので、情報をしっかりいただければ応援していきたいと思います。とっております、個人は。

◎委員（梶谷規子君） 目標指標の民間事業者と連携した観光商品の造成件数が2件から90件にまでふえ、さらに2020年には200件までという目標なんですが、ここら辺の今後の見通し、どんな業者にどんな商品をみたいなどのことはどうなんでしょう。

◎商工農政課主査（新中須俊一君） ただいまの民間事業者と連携した観光商品の造成件数の件についてなんですけれども、岩倉市のPR大使であります「い〜わくん」のデザインを使用して民間事業者がさまざまなグッズであったりとか、チラシを作成した件数なんですけれども、当初はやはり21年度の実績にもありますように2件ということで、大変少なかったんですが、市内、市外の事業者さんからいろいろお声がけいただいて、グッズのほうは今26年度で90件というところ。やっぱりフェイスブックでありますとか、いろいろSNSを使ったツールによって広がった部分もございますので、2020年度（平成32年度）については、民間事業者のこういった分野とかというのを問わず、今後も幅広くPRして行って、いろいろな事業者からグッズが生まれてこればいいのかなというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 当初の5年前には5件という目標が200件にまでというのはすばらしいなと思うんですが、観光商品だからそういう和菓子屋さんへのお菓子とか、みのりの里もこいのぼりのクッキーを一生懸命つくっていた時期があったんですけど、食品も全てのグッズを含めてのところなんですよね。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 先ほどのを少し補足させていただきますと、第2次総合計画をつくったときはまだ「い〜わくん」が誕生してなかったものですから、2件で27年度は5件という数字だったんですけれども、その後「い〜わくん」が誕生しまして、「い〜わくん」グッズがたくさんできたということで、今回修正をさせていただいたということが一つ。

もう1つの質問ですけれども、これも当然「い〜わくん」グッズだけのこ

とではないものですから、それ以外の岩倉市の農産物を使った特産品でもいいですし、そういった何か観光商品になるようなものが「い〜わくん」以外でもできてくれればいいと思うし、できるように支援はしていきたいと考えています。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、職員の入替えはよろしいんですね、これで。

では5章を終結し、第6章、市民とともに歩むひらかれたまち、第1節市民協働・地域コミュニティーについて質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） この市民協働に関する部分ですが、現状と目標値というところで、市民活動に参加している市民の割合が5年間で大幅に上がっているということですが、目標値は変えずにということになっています。

それで、施策の内容を見ましても、さまざまなプラス要件といえますか、この施策を進めていく上での具体的な中身が追加されているというふうに思っているところです。そういった中で、もう少し思い切った目標設定が必要ではないかなというふうに思うわけですけど、その点についてはどのような検討がなされたんでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） こちらの指標の目標値の設定ではございますが、こちらに掲げさせていただいている現状値でいきますと、既に2020年度の15%を達成しているという状況ではございます。市民活動に参加している市民の割合というところでいきますと、既に達成していると。

目標数値の設定につきましては、市民活動に参加される方がやはり世代交代、いろいろ変わっていくという中で、やはりこの15%を維持するというのが大切ではないかということで、目標値につきましてはこれまでどおり15%という形に設定をさせていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 意見を言わせていただきますと、やはり市民活動支援センターの機能が徐々に発揮されてきているという状況にあると思います。議会としても市民活動団体との意見交換会などを行って、非常に建設的な意見がたくさん寄せられてということで、また要望も寄せられてということで、そういうのを改善を図っていくことによって、さらに市民活動が発展していくというふうに思っております。ですから、結果15%を維持することを目標にするということではありますが、さらに5年後には参加している市民の割合が高くなるようなことを目指すべきだというふうに思っております。これは

意見ですので、受けとめていただきたいと思います。

それと、施策の内容の⑤の市民自治協働の推進というところで、揚げ足をとるような言い方をしてはいけないというふうに思いますけど、自治基本条例等の検証を行いながら市民への浸透を図っていくと、こういう協働のルールについては市民への浸透を図っていくということで、当初示された市民参加条例という文言はこの自治基本条例等という中に含まれてしまうのかなというふうに思うわけですが、今非常に微妙な時期で、市民参加条例の上程がどのような時期になってくるのかなというところを考えるわけですが、非常に市民協働を発展させる上では重要な条例でありますので、例えばここにそのことが触れられないというのが何か違和感があるわけですが、それはどのような考えでこのような記述にしたのでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 以前にお示しした資料でいけば、御指摘のとおり市民参加条例及び協働ルールブックというような記述もございました。今後5年間を見定める見直しでありますので、具体的に市民参加条例というふうに書くには少しはばかれたというのが現状でありましたので、ずるいかもわかりませんが、等という言い方に改めをさせていただきました。

市民と行政との協働については、自治基本条例の定めがありますが、それに沿ったもの、それから日々の協働といったところであれば、自治基本条例の審議会の中でも各施策について、総合政策の施策について協働というのはどういったところがあるのかといったことも検証をしてございます。ですので、その条例を見失ったということではありませんので、記述の仕方を改めたというものでございます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

◎委員（梶谷規子君） 市民活動支援センターの登録団体数なんですが、目標指標にある2014年で既に206団体で、27年度目標は大幅に達成して、上方修正で100から倍加で220というふうな団体で、この数字を見ればすばらしいなと思うんですが、登録団体の中に生涯学習サークルの登録と、市民活動団体とダブっている団体がたくさんあるわけですが、これは生涯学習サークルであっても市民活動の自立的に発展をしているようなところももちろんあるわけなんですが、そのサークル独自が望んで市民活動団体に登録ということでもないと思うんですが、そこら辺のすみ分けというのは必要ないんでしょうかね。そこら辺いつも疑問に思っているんですが、どうでしょう。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） こちらのほうですけれども、私どもとしては生涯学習の団体であっても、一定の公益的な活動をなさっているといった活動内容をお示しいただければ、私どもとして市民活動登録団体としてお

引き受けしないというわけにはいかないというか、ぜひお引き受けして、子どもの施設等を有効にお使いいただいたりといったことで、よりその事業を発展させていただきたいというような考え方がございますので、すみ分けというより、ぜひ子どものほうの市民活動団体としても有意義な形で活動していただければという考えでございます。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、1節は終結し、2節に移ります。
男女共同参画、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、2節は終結し、3節国際交流・多文化共生の質疑を許します。

◎委員（梅村 均君） 国際交流ということで、目標指標なども中学生海外派遣ということで、いわゆる児童・生徒、子どもの施策というか取り組みはよく見えるんですけども、大人に対する国際交流について、そのような取り組みというものが今後あるのでしょうか。どんなふうに考えていらっしゃるのか、お考えをお尋ねいたします。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） お子さんにつきましては、おっしゃるとおり中学生の海外派遣ですとか、こちらのほうに数字として明らかにさせていただいておりますけれども、大人の方についても現在のところ、国際交流のセミナーでございますとか、ホームステイの事業ですね。それから、世界のお総菜といったそんなイベントでございますとか、日本語教室のほうは月4回やってみえるというような、大人も子どももというような事業を国際交流協会さんを主体としてやっていただいております。こちらの事業につきましては、引き続きまして子どももできる部分の支援ということでさせていただきたいというふうに考えています。以上です。

◎委員（大野慎治君） ちょっと1点、残念なことなんですが、昨年度からモンゴルの派遣生徒の受け入れ事業も中学校のほうでやっておるんですが、せっかくいい事業をやっておるのにここに何も記載されていないというのは、見直しをぜひしてほしいんですが、残念だなと。書いてないですね。派遣のことしか書いてないので、次回あったら受け入れ事業を、せっかく昨年度から始めていただいておりますので、ぜひ記載していただきたいというお願いになっちゃいますが、大変申しわけないです。回答ないね。できないもんね、ごめんなさい。

◎委員長（相原俊一君） よろしいですか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 審議会の中にもPTAの方がいらっしゃっていて、ちょうどモンゴルの子どもさんを受け入れているおうちの方で、本当に縁が繋がったというお話もしていただきました。

基本計画のもとにといいますか、実施計画を毎年策定しておりますので、その実施計画の事業の一つとしては学校の海外派遣事業というものも載せております。その中で、目的、効果等にはそういった記述もございますので、御報告にとどめますけどお願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 中学生の海外派遣生徒数、ずうっと14から、2020年も14。この14の根拠と、今後変える気はないのかどうか。一番いい数字なのか。サッカーで言えばイレブン、ラグビーで言えば15人ですけど、14という数字について。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） 人数ですね。当面は14でいくことになるというふうに思っております。これは中学生、3年生を8人、あと1・2年生を6人という形で、これは正式には抽せんにはなるんですけども、これ以上今のところは余りふやす考えはございません。

あと、先ほどのモンゴルの受け入れの話もありますけれども、かつはマレーシアの子たちを受け入れたこともあります。だから、そうした具体的な国名を出すのではなくて、お互いの交流という形の中で含めていきたいというふうに考えておりますので、お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 当面でという言い方をされましたから、多分総額の予算があって、そこで行くにはどれだけの人数がはじけなければ、予算組みもされていますから、例えば韓国みたいな近いところであれば、人数的に行ける部分もありますし、地域によっては違ってくると思いますので、当面と受けとめておきます。

◎委員（木村冬樹君） 施策の内容の(2)の多文化共生の推進というところで、少しお聞かせいただきたいと思います。

以前は在住外国人の自治意識の高揚ということで記載があったものがなくなり、在住外国人向けの地域懇談会の開催という形になってくるわけであり、しかしながら、住民自治の活動をやっておりますと、やはりそういう在住外国人の方の自治意識というものをどうやってつくっていくのかというのは、やっぱり大きな課題となっております。

それで、在住外国人向けの地域懇談会というものが新たに出て、26年度はゼロですけど、毎年2回ずつぐらいは開いていこうという目標だというふうに思うんですけど、具体的に地域懇談会というのはどういう形のものを想定しているのか。今考えがございましたら、お聞かせいただきたいというふう

に思います。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） 今考えているのは、パイロット的に昨年外国人の方に集まっていたいただいて、どんな問題があったりというようなことを、まずお聞きすることから始めようと。あくまでパイロット的にやってみたところ、人の集まりが余りよろしくなかったという結果がある。それから、そこでの意見が意外にこちらが思っているほど積極的なものが余り出ない。

それからもう1つ、以前に介護にいたときに区長さんに外国人関係のお悩み事についてお伺いをしたときに、区長さん、その当時は皆さんおありにならんというような結果が出まして、なかなかこのあたりをどうやっていくのかというのは非常に難しい部分。私どもが思っているほど、実は外国の方たちは意外に自由にといいか、うまくやられているのかなというふうなところで、なかなかこういった懇談会等の開催も少し難しいのかなというふうに考えているところであります。

◎委員（木村冬樹君） 今、竹井さんがおっしゃられたこと、そのとおりでと思うんです。私たちも住民自治の活動をしていて、外国人の人に集まってくれと言ってやっても、行くよと言っていても当日来なかつたりだとか、そんなことは日常茶飯事にあります。

例えば岩倉団地で夏祭りをやるといって、お店を出店してくれるといっても、なかなかルールが守られなかつたりだとか、約束の会議に来られなかつたりだとか、必要な手続をとられなかつたりだとか、こういうようなことで非常に自由にやられているというのがそのとおりでというふうに思いますけど、やはり在住外国人の人に自治意識を持ってもらうということは、やっぱり非常に重要なことです。テーマ別にやるのもいいかなというふうに思うんですけど、例えばごみ出しルールの問題だとか、今非常に話題となるのはマイナンバー制度なんかもそうなのかなというふうに思うんですけど、そういう問題でテーマ別に外国人だけ集まってやるというのはなかなか難しい問題もありますし、それにどういう形で開いたらいいのかというのは、行政区の人たちにももっともっと積極的に意見を出してもらって開いていくような方向が必要ではないかなというふうに思います。

いろいろ考えていらっしゃるというふうに思いますので、ぜひ外国人居住者の多い地域の区長さんや住民自治組織の方々の意見をぜひ取り入れて、実りある地域懇談会にしていっていただきたいなというふうに思っているところです。要望ですけど、何かございましたらコメントをお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 国際交流の関係で、先ほど山田部長が具体名は余りということでもありますけれども、フィリピンのピナツボ地域との交流は過去

形で記載がされております。

私が言いたいのは、毎年毎年行き先が変わったりしますが、山田部長も何回もフィリピンのほうへ行かれていますし、岩倉市民の力によって建てられた図書館があったり、そういったところは国際交流が主体的にやらなくても、今後市として継続してやっていってもいいのではないかなというふうに思うんですけども、今の現状、ピナツボ地域の交流の現状と、今後の展開については何かありますでしょうか。

◎教育こども未来部長（山田日出雄君） これは私の立場で答えていいのかわかりませんが、かつて何度も訪問したことがあるということ、団員としての経験と、あと国際交流協会としての立ち位置ということでお話をさせてもらいますが、岩倉市の国際交流協会は、最近ちょっとわかりませんが、以前は他市の国際交流協会とかは結構事務局を市の中で持っているようなパターンが多かったんですけども、岩倉の国際交流協会の場合は本当に民間でやってきているという形であります。

そうした中でいけば、その中での選択肢の一つがフィリピンのピナツボであったと、きっかけはあるにしてもですね。それが15回までだったかな、訪問団としては15回、あとはエキストラで何回かありますけれども、そうした中で継続して続けてきておるというところでございました。

ただ、現在のところ、訪問団の派遣に関しては今行っておりませんので、当然それぞれの行ったことのある方、あるいは向こうから来たことがある方については、岩倉とフィリピンのピナツボ地域というのは特別の思いはあるとは思いますが、今後これを市のほうでやっていくかどうかはあれですけれども、協会としては今の段階では中断をしているという状況であります。今後についても、また実はことしに向こうのボトンが来たことは来たんですが、今のところは未定という形になっていますので、そこら辺のところは御理解いただければと思います。

◎委員（堀 巖君） 国際交流協会を代表してというか、答えていただいたんですが、本来僕が言いたかったのは、市として国際交流協会におんぶにだっこではなくて、市の姿勢として、先ほどの観光交流もそうなんですけど、主体的に国際交流がやらなかったら、市が15回も行っているもんですから、そこら辺はやっぱり大事にしながら育てていくということで、秘書企画課ですか、担当。違うか、地域協働か。というところでの考え方もあわせてお伺いしたいというふうに思います。

◎協働推進課長（小松 浩君） 行政としてということですが、やはり今現段階の状況としまして、やっぱり民と民という形での交流がなされ

ておりますので、そのつながりから、いわゆる公と公というつながりができれば検討するというようなことになると思いますので、ただ、今のところそういったつながりがないものですから、今のつながりからそういった発展があれば、検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 済みません、さっき言えばよかったんですけど、ちょっと大事なことだと思ひまして、県の万博を通じてフレンドシップだったかな、そういうような事業があって、その部分はなくなっちゃったのか。いわゆるかつてキューバの政治状況は大分変わってきました。私、小牧へ行ってワールドカップ女子を応援してきました。一つの交流だと思ひますけれども、そういう意味合いで何となくの交流、1回切りのことですが、結構財産だと思ひますし、ここにおる議長がキューバへ行ってきた人だと思ひますけれども、そこら辺に関するキューバとの今後の考え方。それから、県の万博から絡む国際交流というのは、もうなくなったのかどうか。

◎協働推進課主幹（竹井鉄次君） ことしが10周年ということで、県でことしフレンドシップに関してのイベントがモリコロパークでありました。そちらのほうへ私どもが10年前に交流としていただいていたパネルの備品のほうを展示させていただいたり、交流の様子について報告させていただいたりして、そのイベントに間接的ではありますが参加をさせていただいたといったところがございますが、具体的にキューバさんとの交流が今のところはあるかということにつきましては、具体的には今のところは正直なところないという形になっております。

今後どうなっていくかということについても、今のところは特にこれといった施策、事業等について計画はないといったことになっています。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほか、質疑ございませんね。

では、3節を終結し、4節平和行政の推進に入ります。

質疑ございますか。

◎委員（梶谷規子君） 岩倉は8月15日の平和祈念戦没者追悼式というのが、他市などは戦没者だけの慰霊追悼式というところを、戦災に遭った市民全ての人たちの平和を祈念する追悼式ということで、非常にいいことだと思っているんですが、その中で広島、長崎に平和派遣した中学生が平和のメッセージを言われますよね。それがここ三、四年になったと思うんですが、そこら辺がいつもすばらしいなと思うんですが、そこら辺の記述を子どもを対象とした平和学習の推進あたりというか、平和祈念戦没者の追悼式の開催の中

身にぜひ記述していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 平和意識の高揚の中では、平和祈念戦没者追悼式のことですとか、戦争資料展のことを書かせていただきました。あと、子どもを対象とした平和学習の推進といったところには、小・中学校での被爆体験談を聞く会を開催するといった具体的な記述もあるところがございます。

お褒めいただいたように、平和祈念式典については子どもが平和の鐘をついていただいたり、お寺さんで鐘をついていただくというようなところも取り組んでおります。ここには全て書き切れませんでしたので、大まかな記述になっておりますけれども、報道資料なんかにはそういったPRもしておりますし、そういった機会には紹介もしているものではございます。ただ、この施策の中に全て盛り込むというのは、ちょっと難しいかと思えます。

◎委員（梅村 均君） 細かい点で失礼します。

1 番目の平和意識の高揚の目標指標の最後にあります、戦争資料展来場者数が減っております。減っている要因とか、また今後1,000人に向けての対策というのは何かありますでしょうか。その点をお聞かせください。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず1点、減少しているという点でございますが、正直言いましてははっきりとした要因というのはつかんでおりません。ただ、これまで何年と同じ戦争資料を展示するという形をとってきておりますので、言い方は悪いですけどマンネリではないですが、少し固定したやり方だったり、場所の問題であったりしているのかなというふうに思います。

1,000人に向けての取り組みということなんですけれども、今年度、平成27年度にふれ愛まつりの期間中、1日ですけれども、総合体育文化センターのほうで戦争資料展というものを開催させていただきました。そのときには数多くの戦争資料を展示させていただいたり、小・中学生のポスターを展示させていただいたりしまして、数多くの方が来場といたしますか、お越しいただきまして、今年度については1,000名を超える予定で、確定ではありませんが、今のところそういった予定でございます。

◎委員（木村冬樹君） 被爆、そして戦後70周年ということで、今年度さまざまな事業が行われたということで、平成25年度と比較すると、現状値というところを見るとどこにポイントを置くかということによって、いろいろ変わってくるところがあるというふうに思います。

やはり目標年度が被爆、戦後75周年ということになって、そういうまた4分の3世紀というんですかね、そういうのを迎えるということで、非常に大

きなものだなというふうに思うわけですが、そういった中で70周年ということではいろんなことをやったわけですが、この5年間でどういう発展をさせていくかというところが一つテーマだなというふうに思っております。

それで、被爆の植樹を行いましたね、アオギリの。ああいうものを活用した考える勉強会だとか、そういう前で被爆体験を語る会だとか、そういう何か新しいものというのができんのかなというふうに思っているわけです。ですから、70周年で取り組んだことの中で生かせるものを5年間検討していただきたいなというふうに思います。要望ですので、いろいろなことは考えられると思いますので、ぜひそういう立場で進めていただきたいというふうに思います。何かそれに対して答えがあったら、お願いいたします。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 木村委員さんからしっかり5年後もやれよという激励をいただきましたので、アオギリの植樹も含めて、また平和首長会議のほうにも加盟しておりますので、できる取り組みからしっかりやっていきたいというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） アオギリは時たま見たってくださいね。葉が落ちちゃって、ひょろっと立っておるだけで、皆さん心配してござるもんだから、処置が必要だったらやったってくださいね。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） アオギリの件は大変皆さん心配していただいているかと思いますが、実はいろいろ植木屋さんに聞きますと、葉っぱは落ちると。この冬は落ちて、いわゆる幹だけ残るという状態になるそうです。

ただ、かなり小さい苗木ですので、私どももちょっと心配しておりますが、しっかり管理はしていきたいと思っております。

◎委員（塚本秋雄君） 平和行政というと、当然広島、長崎なんですけれども、私は常々一般質問でやっておりますけど、沖縄戦、あるいは北方領土返還、たしか北方領土返還は国から来ておると思うけど、地方自治体のほうへ。頑張れよ、あるいは横断幕を上げよという部分。あれ地方都市によっては沖縄へ子どもたちが行っているところもあります。

それと、やはり沖縄戦というのはすごく勉強になるという部分がありますから、施策の内容、平和意識の高揚の中でも、やっぱりどこかで記述していく。平和行政の中に沖縄戦、北方領土返還という部分が入るのか入らないのか。考えられたかどうか、お尋ねいたします。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 沖縄の問題と北方領土の問題ということなんですけれども、記述の中には出てきておりませんが、平和教育を進めていくというところの中には含まれておりますので考えております。以

上です。

◎委員（塚本秋雄君） ぜひ大事な言葉だと思しますので、要望だけしておきます。

◎委員（梅村 均君） 済みません、もう1点。(3)の平和活動の継承で、語りべの会の減少というのがあります。それで、近隣市町の連携や広域的な取り組みをされるということでもありますけど、これまでのところで岐阜市空襲を記録する会との意見交換も行ったということですけど、こういったところで会の継続、後継者育成になる参考の意見というのが出ていましたらお聞かせいただけないでしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 参考となる意見ということではなくて、参考になることということで少し御説明をさせていただきたいと思えます。

岐阜の平和資料室のほうへ行きまして、いろいろ岩倉の語りべの方と交流をしたときに、やはり共通の課題は後継者の育成、いわゆる語りべ。体験者がどうしても減っていくもんですから、語りべの語りべさん等、どうやって育成していくのかというところが共通の課題でございました。岐阜市においても、語りべというのが1人しか実はお見えでないです。岩倉市は今4名の方がしっかりやっけていただいておりますけれども、岐阜市ですら1人しかいないと。ただ、参考になることは、それをサポートする方が5名でしたけれども、お見えでした。例えばグラフィックデザイナーの方とか、アナウンサーの方とか、そういう教材をつくるというんですかね、資料をつくるだとか、そういうサポートする方がお見えでしたので、すぐそれが岩倉市にできるかということではないんですけれども、参考になることということで少し勉強することができました。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（相原俊一君） ないようなので4節を終結し、5節に移ります。

質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） 広報・広聴のところでお聞きします。

まず、広報のほうで目標指標が示されていて、26年度の値が出ているところです。最終年度に向けて努力が必要だなというふうに思っているところでもありますけど、広報「いわくら」がリニューアルされて、10月からだというふうに思いますが、反応はどうなんでしょうか。私もこういう広報紙というのは非常に注目しているというか、いろいろ研究もしてきているところではありますが、私個人の感想としては非常に読みにくくなった人がいるんじゃないかなというふうに思うんですよね。この広報のリニューアルに当たって、

どのような研修をされたのか。また、どういう考え方のもとでああいうふうになってきたのかというところは、少し疑問を感じるころですけれど、今の広報「いわくら」の充実というところでの取り組みの状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎協働推進課主査（宇佐見信仁君） 広報リニューアルに関する御指摘ですが、10月1日号からリニューアルをいたしまして、1日号はコンセプトとしては手にとって見てもらえる広報、15日号のほうをお知らせに特化したお知らせ版ということで簡素化をいたしまして、1日号と15日号の差別化を図っております。

具体的には特集を組んだりですとか、情報コーナー等中身のインデックスをつけたりする整理。それから、裏表紙等にも「い〜わくん」の岩倉自慢ですとか、中にクロスワードパズルを掲載する等の変更を行っております。

市民の声等で、見やすくなったという御意見もいただいている一方で、15日号がカラーでなくなってしまったのは残念だというような御反応もいただいております。それから、各種イベント等、写真の取材に参りますけれども、そこでリニューアルに対する御意見なんかも口頭でできるだけ拾い上げるような形でお伺いをしているんですけれども、その現場ではおおむね良好な反応をいただいているというふうに感じております。実際に今後アンケート等を実施して、リニューアルに対する御感想、御意見と、またそれを見ての改善策というのは常に考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） いろいろ工夫はされているというふうに思うんですけど、特に縦書きになれている方が、途中から市の連絡のところは全部横書きで、3段に分けてやっていますよね。細かいことはいいんですけど、そういうところの見にくさというのは、やはり僕は少し感じるころがあります。おおむね皆さんの反応が良好であれば、引き続き進めていただければいいんですけど、アンケートを十分参考にして、さらなる改善を図っていただきたいというふうに思っております。

とにかく一番私どもが聞くのは、2穴がなくなったというところが非常にあれで、私は議員もあれを2年間分ぐらいとっているんですよ。保存しているんですけど、それを何か面倒くさくなってきちゃってやらなくなっちゃうんですけど、あの辺の検討というのはいかがだったんでしょうか。

◎協働推進課主査（宇佐見信仁君） 穴の話は、リニューアルの前にアンケートをふれ愛まつり等で実施した結果、そこまで活用されていないというような話でありましたので、新しいリニューアルに伴って穴あけ用のガイドだ

けを残して、穴はあけずにという形にさせていただきました。

電話等で穴がなくなってしまったねというお話も数件いただいております。これは事実でありますので、また余りにもたくさんいただくようであれば、少し考える余地もあるのかなとは思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

いずれにしてもアンケートをとられるということですから、その辺ちょっと参考にさせていただきたいと思います。多分ヘビーな読者というか、参考に残しておきたいという人たちは私の周りにも何人かいますので、そういうことも含めてちょっとお伝えしておきます。

もう1点、広聴のほうでタウンミーティング等について、繰り返し予算や決算のところで意見を述べておるところです。目標指標が変えずに高い目標でもってやられるということでもいいというふうに思うんですけど、ただそれを達成していくための広聴の充実という施策の内容がほとんど変えられていないというところで、細かいところは考えはあるというふうに思いますけど、記述が変わらないといったところで目標達成のための方策というか、そういうところは何か内部で検討されているのでしょうか。

◎協働推進課主査（宇佐見信仁君） 広聴活動については、たくさんの人数をやることも必要だと思うんですけども、ことしに入ってからできるだけ機会をふやして、いろんな幅、年齢層の方から御意見をいただければと思います。取材等を機に少しずつ広聴活動もあわせて実施するような形で進めてきております。

それから、タウンミーティング、井戸端広聴等を実施。まだ行っていないものもありますけれども、既に実施が決まっているものもございしますが、充実をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、5節を終結し、6節に移ります。情報公開・個人情報保護、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、6節を終結し、7節行財政運営について質疑を許します。

◎委員（関戸郁文君） (2)総合計画の進行管理と行政評価の推進についてお尋ねします。

きのう、きょうと幾つか委員からいろんな意見が出たと思うんですが、その意見をどのタイミングで、どのように反映させるのか。また、目標値がい

ろいろと設定されているんですが、県の指針だったり、審議会で決定したものであったり、県の目標であったり、あるいはきのう質問させていただいたんですけれども、トンボの種類に関しては何か成り行きに任すような目標だったりするような感じがいたしました。そういうものの設定等、目標管理について、どういう指針でつくられたのか、お尋ねします。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） まず、今回の総合計画の見直しに当たっては、総括のところでもお話ししたかと思いましたがけれども、基本施策実績評価シート、4年間を総括する評価シートを策定して、その中で問題の洗い出しをしております。これまでも隔年ごとについては、第4次総合計画を策定してから施策評価ということで、総合計画の基本施策ごとの評価をしてございます。それはホームページにも公表しておりますし、その中でまた総合計画の指標ですと、市民意向でしかはかれないもの等もございますので、もう少し具体的な指標を設定しているものがございます。

評価につきましては、今年度も実施していく考えでありますけれども、27年度末に今年度を評価するシートをつくって、来年度、秘書企画課のヒアリングを経て、市の内部の評価ということで公表をしていく考えであります。いつでしたか、議会でも9月の決算前には出すべきだという御指摘もいただきましたので、できるだけ9月議会の前には評価シートが公表できるようなスケジュールで進めたいというふうに考えております。

◎委員（関戸郁文君） ちょっと質問を分けますね。

今、きのうきょうで出たいろんな案が出ましたと。それはどこで追加されるんでしょうか。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 御指摘いただいている部分については、毎年度策定します実施計画ですとか、この総合計画の記述の中には付随するさまざまな計画があろうかと思えます。総合計画の中で全て盛り込むことはできませんので、実施計画等でいただいた意見については十分反映できるような形に努めてまいりたいと思えます。

◎委員（梅村 均君） 1の行政経営で、(1)の②の民間活力の導入のところでお尋ねいたします。

民間委託指定管理者の導入拡大を推進していくということでございますが、基本実施施策の評価シートを見ますと、積み残しの課題に民間委託等検討ガイドラインの見直しが課題となっております。何か検討ガイドラインでのふぐあいといいますか、何かあるのでしょうか。どういったところを見直すか、その点を教えてください。

◎秘書企画課主査（加藤 淳君） 今、民間活力の導入の施策のところ、

民間委託等検討ガイドラインというものの見直しということで、基本施策実績評価シートのほうに積み残しの課題ということで書かせていただいております。こちらのガイドラインにつきましては、平成21年1月に策定のほうをさせていただいております。20年度ということでございますので、7年の期間が経過しているところでございます。

こちらのほうは、民間委託というものは良質で効率的な行政の推進を図ることということと、あと市民との協働や市民参加の促進を図ること。主に2つの目的というのがございまして、それから本市につきましては協働のルールブックとか、あと自治基本条例、今策定作業中でございます市民参加条例でも協働の部分の条例のほうを今策定中でございますので、そちらの協働の部分、協働の内容につきましてこのガイドラインを盛り込んでいけたらなということ今考えております。

もう1点ございまして、委託の事後評価ということでモニタリングという内容につきましても、ガイドラインではモニタリングという記述はございませんが、具体的にどのようにやっていくかということは書いてございませんので、少しそれ以後、例えば生涯学習センターでやっているものを参考に、その制度の見直し等もしていきたいと考えているところでございます。

◎委員（大野慎治君） これが最後の質問だと信じて質問させていただきま。まだされるそうです、残念です。でも、まとめの質問みたいな形です。

僕は2年3カ月お休みしておりましたが、ことし1年も市の職員がだんだんだんだん途中で退職している現状があると思います。僕は市役所というのは、市の職員が全ての財産だと思っております。人材育成が全てだと僕は思っているんですけど、途中で退職している現状をどのように今考えているのか。年度途中で募集をかけるのもいいですが、どのように思っているのかというのは、僕は一度しっかりと聞いてみたかったです。この機会なんで、最後に質問したかったんですが、当局の見解をお聞かせください。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） 年度途中でということですか。

採用されて若い年数のうちにやめられるという方が、確かに少し多くなってきているというのは思います。これにつきましては、正直言って岩倉市だけの特性ではなくて、どこというのは申し上げられませんが、最近の流れとしては多くの自治体が同様の傾向にあるかと思えます。また、最近の若い人という言い方も語弊ですけども、岩倉市役所に入って、市役所だけではなくて、場合によっては国へ行ったり、県へ行ったり、もう少し違う組織に入って仕事をやろうという方もたくさんお見えですので、なかなかそこでどういう傾向、市のほうでどう考えているかというのを少し答えづらいと

ころもあります。最近の傾向としてはそういった考えの方が多くなっているのかなというふうに思います。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 最後の質問と言われていましたけど、質問してもよろしいでしょうか。

◎委員長（相原俊一君） 許可します。

◎委員（木村冬樹君） 2の財政運営のところでお聞かせいただきたいとします。

施策の内容の(1)安定的な財源の確保というところで、ちょっと2点お聞かせいただきたいとします。

1つは、②の収納率の向上というところで、2行目のところに新たな収納方法について検討するということでもあります。議会のほうとしても具体的にこういう収納方法をふやすということは大事なことだというふうに思っていますので、そういった点で提案をしてくれていますが、今担当課のところで検討が進められている新たな収納方法についてどのような状況なんでしょうか、お聞かせいただきたいとします。

◎税務課主査（小野 誠君） 新たな収納方法の検討なんですけれども、今年度モバイルレジを実施計画のほうに計上させていただきまして、モバイルレジというのは携帯でアプリをダウンロードして納付する方法なんですけれども、そちらのほうを実施計画のほうに計上させていただいたんですけれども、県内の導入事例、利用実績等もちょっと少ないことから、費用対効果も含め配当がつかなかったということでもあります。

今後も納税機会の拡大というのは担当課としても重要と考えておりますので、引き続き近隣自治体等の新しい納付方法を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 納付する手段を幾つか用意するということは、非常に重要なことだというふうに思っています。今は特に若い人たちなんかを中心に居住実態がなかなかないような人たちがあって、市役所に訪れたりだとか、いろんな金融機関だとか、コンビニもそうですけど、なかなかやり切れないという部分があるというふうに思っています。それをクリアするためにも、モバイルレジというのは非常に、導入されれば若い人を中心に収納の大きな手段になるんじゃないかなというふうに考えるわけです。

我々議会でもいろんなところを視察に行っていますけど、いろんなところで導入されているというふうにお聞きをして、それが効果を出しているかといったら、なかなか難しいところだというふうには思いますが、ただ手段として広げていくということは大事なことはないかなというふうに思いま

すので、担当課としては進めている、しかし全体としてはなかなかまだ実績が少ないということで検討中ということだと思いますけど、議会としても導入をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでもう1点、その後の主要事業のところ、新たに口座振替受け付けサービスというものが加えられております。この内容について、少し説明をしていただきたいというふうに思います。

◎**税務課主査（小野 誠君）** 口座振替受け付けサービスというのは、今年度10月から国民健康保険税のほうで導入されたサービスであります。こちらは今まではがきで口座振替の手続をしていたものが、銀行のキャッシュカードを持ってきていただいて、窓口で機械に通すとその場で登録ができるというサービスになっておりますので、よろしく願いいたします。

◎**委員（木村冬樹君）** 中身はわかりました。

今国保税だけということでもありますので、あらゆる市民税だとか、あるいは保険料の関係についても手段をふやしていくということで、ぜひ広げていただきたいと思いますけど、そのお考えはどうでしょうか。

◎**税務課主査（小野 誠君）** 市税、あと介護保険料等を含めて、平成28年4月から導入できるように今準備を進めておりますので、よろしく願いいたします。

◎**委員（梅村 均君）** もう1点だけ、済みません。1の行政経営の最後ですけど、(4)の③広域行政の推進のところ、

2市3町の広域研究会のことについてですけど、今いろいろ電力部会のP P Sとかあったという実績がありますが、現在の取り組み状況とか研究課題、また今後はどうなっていくのか、そういった点をお聞かせください。

◎**秘書企画課長（長谷川 忍君）** 2市3町の広域行政研究会につきましては、小牧、岩倉、大口、扶桑、豊山で構成している研究会でございまして、現在部会に分かれて検討を進めております。先ほどおっしゃっていただいたP P Sの部会、それから防災の部会、協働の部会、電算部会、その4部会でございます。

P P Sにつきましては、まさにその効果が出て、いわゆる広域で取り組むことによって、かなり電力の割引率がふえたという実績がございます。これについて評価もしながら、来年度また入札といいますか、事業者を選定するという形で進めております。

防災の部会については、ウェザーリポートというものを、それもスケールメリットを図って導入してはどうかというような議論をしておりますし、応援協定については既にあるようございまして、災害のときには当然川を挟

んでお隣ですので、どういう協力ができるのかといったことを検討しております。

電算については、それぞれの市町によって仕様が違うものですから、なかなか統合というのは難しいんですけれども、電算という面については本当に各市町かなりの経費を投入しておりますが、とにかくこれを合理化できないかなというようなことを検討しておりますが、今回マイナンバーでかなりカスタマイズをそれぞれの市町でしております。できるところから共同利用とか、そういったものを考えていきたいというような話し合いをしております。

協働部会につきましては、今年度、一つフォーラムを合同で実施しようということで協議をしております。市の行政職員と、各市町の市民活動支援センターの代表の方に入っただきながら、詳細については詰めております。ですので、来年2月には共催のフォーラムを開催する予定でございます。

いずれにしても、広域行政というのは今後ますます重要になってくると思っておりますので、引き続き一つの手段ですけれども、研究を重ねていく予定でございます。

◎委員（塚本秋雄君） 組織人事マネジメントのところなんですけれども、グループ制をやってきて、グループ制のことは何も記述はされてないんですけれども、よかったのかどうか。要は一つ部長、課長、係長という言い方があるんだけど、係長というのは公務員の中ではそういうものは表現は制定されていないし、主幹、主査とはあると思いますけど、部長、課長というのはあるけど、係長というものはないのかどうか。それと、グループ制よりも部長、課長、係長でいいんじゃないかなという考え方なんですけれども、そこら辺の考え方はどういう捉え方でしょうか。

◎秘書企画課主幹（佐野 剛君） まず1点目のグループ制の記載が見当たらないということでもありますけれども、グループ制については導入して5年経過をして、いろいろ課題はまだありますけれども、成果は出ているというふうに思っているところであります。

また、2点目の係長という職名ということなんですけれども、岩倉市は職名に関する規則というところで、係長という名称は今使っていないというところがございます。グループ制にした関係で、係長ではなく主査という言葉を使っているというところがございます。

◎委員（塚本秋雄君） ということは、かつては使っていたということではないですかね。

◎委員長（相原俊一君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（相原俊一君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 平成20年度までは係制でございましたので、係長という職名の者がいました。

◎委員（塚本秋雄君） 長く言いませんけど、じゃあグループ制を導入している愛知県下の地方自治体、もしありましたら参考までに教えてください。

◎秘書企画課長（長谷川 忍君） 1つは高浜市。高浜市については、もつと上のところで課がないという、そういったグループ制を導入してございます。

ほかについては、江南市もグループ制をとってございます。

◎委員長（相原俊一君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） ないようなので、質疑を終結します。

これをもって全ての質疑を終結いたします。

討論ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（相原俊一君） 討論ないようなので、採決に入らせていただきます。

議案第89号「第4次岩倉市総合計画「基本計画」の見直しについて」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（相原俊一君） ありがとうございます。挙手全員であります。

採決の結果、議案第89号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（相原俊一君） ありがとうございます。異議なしと認め、そのように決しました。

以上で第4次総合計画「基本計画」審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。